

本巢市地域防災計画

令和6年7月修正

本巢市防災会議

目次

第1部 総則

第1章 計画の目的

第1節	計画の目的	〈本編 1-1〉	1
第2節	計画の方針		1
第3節	計画の構成		2
第4節	計画の内容		2
第5節	計画の習熟		3
第6節	計画の期間・修正		3

第2章 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

第1節	実施責任	〈本編 1-2〉	1
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱		3

第3章 地域の概況と特性

第1節	地勢	〈本編 1-3〉	1
第2節	本業市周辺の活断層の有無と特性		3

第4章 災害特性と被害の想定

第1節	災害特性の把握	〈本編 1-4〉	1
第2節	想定される災害と被害の想定		4

第2部 一般対策編

第1章 災害予防対策

第1項 市土保全施設整備計画

第1節	気候変動を踏まえた防災対策の推進	〈本編 2-1〉	1
第2節	河川改修計画		2
第3節	砂防、急傾斜地崩壊防止対策、雪崩対策事業		2
第4節	農地防災計画		4
第5節	林地保全計画		4
第6節	土地災害予防計画		5

第2項 建築物予防計画

第1節	建築物予防計画	〈本編 2-1〉	7
-----	---------	----------	---

第3項 災害防除に関する予防計画

第1節	水害予防計画		10
第2節	火災予防計画		13
第3節	林野火災予防計画		15
第4節	雪害予防計画		17

第5節	危険物等保安計画.....	18
第4項	自発的な防災活動の促進	
第1節	防災思想の普及.....	〈本編 2-1〉 20
第2節	自主防災組織の育成と強化.....	22
第3節	ボランティア対策.....	24
第4節	企業防災の推進.....	26
第5項	迅速かつ円滑な災害対策への備え	
第1節	防災体制の確立.....	〈本編 2-1〉 29
第2節	緊急輸送網の整備.....	34
第3節	防災訓練の実施.....	36
第4節	複合災害対策の実施.....	37
第6項	民生安定のための備え	
第1節	避難対策.....	〈本編 2-1〉 38
第2節	食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保.....	44
第3節	防疫予防対策.....	46
第4節	要配慮者の安全確保.....	46
第2章 災害応急対策		
第1項	応急体制	
第1節	防災活動体制の整備.....	〈本編 2-2〉 1
第2節	災害応援要請.....	3
第3節	予報及び警報・災害情報の収集・伝達.....	7
第4節	通信の確保.....	8
第2項	緊急活動	
第1節	発災直前の減災対策.....	〈本編 2-2〉 11
第2節	避難対策.....	11
第3節	消防対策.....	18
第4節	水防対策.....	20
第5節	大規模土砂災害対策.....	21
第6節	雪害対策.....	21
第7節	警備対策.....	22
第8節	緊急輸送・交通規制対策.....	22
第9節	医療救護体制の整備.....	26
第10節	遺体の搜索、取り扱い及び埋・火葬.....	28
第11節	ライフライン施設の応急対策.....	29
第12節	公共施設の応急対策.....	32
第3項	民生安定活動	
第1節	災害広報.....	〈本編 2-2〉 35
第2節	災害救助法の適用.....	36
第3節	被災者救援対策.....	37
第4節	応急教育対策.....	40

第5節	要配慮者対策	42
第6節	保健衛生対策	46
第7節	ボランティア対策	50

第3章 災害復旧・復興対策

第1項 復旧・復興計画

第1節	復旧・復興体制の整備	〈本編2-3〉 1
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧	2
第3節	復興計画	3

第2項 財政援助等

第1節	被災者の生活確保	〈本編2-3〉 5
第2節	被災中小企業、農林業の振興	9
第3節	義援金の募集、受付、配分	10

第3部 地震対策編

第1章 地震災害予防対策

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節	防災思想の普及	〈本編3-1〉 1
第2節	自主防災組織の育成と強化	1
第3節	ボランティア対策	2
第4節	企業防災の推進	2

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節	防災体制の確立	〈本編3-1〉 4
第2節	緊急輸送網の整備	4
第3節	地震防災訓練の実施	4

第3項 民生安定のための備え

第1節	避難対策	〈本編3-1〉 6
第2節	食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保	6
第3節	防疫予防対策	7
第4節	要配慮者の安全確保	7

第4項 地震に強いまちづくり

第1節	まちの不燃化・耐震化	〈本編3-1〉 8
第2節	火災防止対策	12
第3節	危険物等の災害予防対策	13
第4節	災害時に予測される危険区域の防災事業の推進	15
第5節	ライフライン対策	16

第2章 地震災害応急対策

第1項 応急体制

第1節	防災活動体制の整備.....	〈本編 3-2〉 1
第2節	災害応援要請.....	2
第3節	地震災害情報の収集・伝達.....	3
第4節	通信の確保.....	4

第2項 緊急活動

第1節	避難対策.....	〈本編 3-2〉 6
第2節	消防対策.....	10
第3節	水防対策.....	12
第4節	警備対策.....	12
第5節	緊急輸送・交通規制対策.....	13
第6節	医療救護体制の整備.....	13
第7節	遺体の捜索、取り扱い及び埋・火葬.....	13
第8節	ライフライン施設の応急対策.....	13
第9節	公共施設の応急対策.....	14

第3項 民生安定活動

第1節	災害広報.....	〈本編 3-2〉 17
第2節	災害救助法の適用.....	17
第3節	被災者救援対策.....	17
第4節	応急教育対策.....	17
第5節	要配慮者対策.....	18
第6節	保健衛生対策.....	18
第7節	ボランティア対策.....	18

第3章 地震災害復旧・復興対策

第1項 復旧・復興計画

第1節	復旧・復興体制の整備.....	〈本編 3-3〉 1
第2節	公共施設及び公共事業等の災害復旧.....	1
第3節	復興計画.....	1

第2項 財政援助等

第1節	被災者の生活確保.....	〈本編 3-3〉 2
第2節	被災中小企業、農林業の振興.....	2
第3節	義援金の募集、受付、配分.....	3

第4章 東海地震に関する事前対策及び南海トラフ地震防災対策推進計画

第1項 東海地震に関する事前対策

第1節	東海地震に関する事前対策の目的.....	〈本編 3-4〉 1
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時対策.....	3

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	計画の目的と大綱.....	〈本編 3-4〉 6
第2節	関係者との連携協力の確保.....	7
第3節	整備計画等.....	8
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応.....	9

第4部 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的.....	〈本編 4-1〉 1
第2節	計画の性格.....	1
第3節	計画の周知徹底.....	1
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針.....	2
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定.....	2
第6節	防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	7

第2章 原子力災害事前対策

第1節	情報の収集・連絡体制等の整備.....	〈本編 4-2〉 1
第2節	通信手段の確保.....	3
第3節	組織体制等の整備.....	4
第4節	長期化に備えた動員体制の整備.....	5
第5節	広域防災体制の整備.....	5
第6節	緊急時モニタリング体制の整備.....	5
第7節	屋内退避、避難等活動体制の整備.....	6
第8節	学校、医療機関等における対応.....	8
第9節	原子力災害医療活動に係る体制整備.....	9
第10節	飲食物の摂取制限等に関する体制整備.....	9
第11節	緊急輸送活動体制の整備.....	9
第12節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備.....	9
第13節	市民等への的確な情報伝達体制の整備.....	10
第14節	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及啓発.....	10
第15節	防災訓練の実施.....	11
第16節	防災業務関係者の人材育成.....	11
第17節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	12

第3章 緊急事態応急対策

第1節	通報連絡、情報収集活動.....	〈本編 4-3〉 1
第2節	活動体制の確立.....	2
第3節	防災業務関係者の安全確保.....	4
第4節	緊急モニタリング活動.....	4
第5節	屋内退避、避難等の防護活動.....	4
第6節	要配慮者等への配慮.....	6
第7節	原子力災害医療活動.....	6
第8節	飲食物の摂取制限・出荷制限並びに飲食物の供給・分配.....	7
第9節	緊急輸送活動.....	7
第10節	市民等への的確な情報伝達活動.....	8

第 11 節	文教対策	9
第 12 節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	9

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節	緊急事態解除宣言後の対応	〈本編 4-4〉 1
第 2 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	1
第 3 節	放射性物質による環境汚染への対処	1
第 4 節	各種制限措置の解除	1
第 5 節	災害地域住民に係る記録等の作成	1
第 6 節	被災者等の生活再建等の支援	2
第 7 節	風評被害等の影響の軽減	2
第 8 節	被災中小企業等に対する支援	2
第 9 節	心身の健康相談体制の整備	2

第1部 総 則

第1章 計画の目的

計画の目的・方針、計画の構成・内容、計画の期間・修正方法等を示す。

第1節 計画の目的

我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、土砂崩れ、土石流、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。本市においても、これまで豪雨、洪水などの自然災害や、近年では地震による急傾斜地崩壊や土石流危険渓流などの危険性が指摘されている。また、高齢化の進展やコミュニティの希薄化により災害に対する脆弱化がみられる。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、市民それぞれの防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成できるものである。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づくこの計画は、本県市防災会議が本県市において防災上必要と思われる諸施策の基本を定める計画であり、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互の連携・協働を図りながら、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を円滑に実施することにより、市域、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、市民、地域の自主防災組織、事業者等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

この計画は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、様々な対策を組合せて災害に備えるものとする。その際、自助・共助・公助の考え方に基づいて、各主体が役割・責務を果たしながら、ハード・ソフト対策を組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。また、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

この計画は、県・国の計画との整合を図りながら策定するものであり、各防災関係機関はこれに基づき個別計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対

策を」を目指した取組みを推進する。



第3節 計画の構成

第1部 総則

- 第1章 計画の目的
- 第2章 防災関係機関の処理すべき業務の大綱
- 第3章 地域の概況と特性
- 第4章 災害特性と被害の想定

第2部 一般対策編

- 第1章 災害予防対策
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 災害復旧・復興対策

第3部 地震対策編

- 第1章 地震災害予防対策
- 第2章 地震災害応急対策
- 第3章 地震災害復旧・復興対策
- 第4章 東海地震に関する事前対策および南海トラフ地震防災対策推進計画

第4部 原子力災害対策編

- 第1章 総則
- 第2章 原子力災害事前対策
- 第3章 緊急事態応急対策
- 第4章 原子力災害中長期対策

資料編

第4節 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

1 総則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本市の特質や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2 一般対策編、地震対策編

(1) 災害予防計画

災害発生に備えて、災害に強いまちづくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの啓発、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る事項上での基本的な計画

(2) 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速かつ的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、更には各防災関係機関等による各種の応急対策についての基本的な計画

(3) 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、震災復旧・復興にあたっての基本的な計画

(4) 東海地震に関する事前対策および南海トラフ地震防災対策推進計画

大規模地震対策特別措置法に基づき、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めた計画

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めた計画

3 原子力災害対策編

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めた計画

第5節 計画の習熟

各防災関係機関は、平素から防災対策に係る調査・研究、訓練、研修その他の方法により、この計画の習熟に努め、災害への対応力を高める。

第6節 計画の期間・修正

この計画は、令和6年度より10年間として計画しているが、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであることから、今後、大規模な災害の発生により、防災に関する法制度の改正や国・県等の防災に関する計画の改訂等が行われた際には、必要に応じて随時修正を加えていくものとする。

第2章 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

防災活動を実施する各主体の責務、処理すべき事務又は業務の大綱を示す。

第1節 実施責任

1 本巢市

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 岐阜県

県は、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、管轄の区域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の指定地方行政機関等と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒情報発表時及び災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民、自主防災組織及び事業者等

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。また、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、市と協働して災害に対処できる防災協働社会の形成を推進するよう努める。

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する。また、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

民間事業者は、平常時より従業員の安全確保や事業継続のため、災害に対する備えを行うとともに、災害時には防災活動に積極的に協力する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市と民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらなくなる事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 本巢市

- (1) 防災会議に関する事務を行う。
- (2) 災害予防に関して
 - ① 防災に関する組織の整備を行う。
 - ② 公共団体及び市民の自主防災組織の育成指導を行う。
 - ③ 防災のための知識の普及、教育及び訓練を行う。
 - ④ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備を行う。
 - ⑤ 防災に関する施設及び設備の設置、改良及び整備を行う。
 - ⑥ その他市域に係わる防災予防対策を行う。
- (3) 災害応急対策に関して
 - ① 災害予警報など情報（地震災害に関する警戒情報、地震予知情報等を含む）の収集・伝達及び被害調査を行う。
 - ② 災害広報を行う。
 - ③ 避難情報の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設を行う。
 - ④ 被災者の救出、救護及び保護を行う。
 - ⑤ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
 - ⑥ 消防・水防その他の応急措置を行う。
 - ⑦ 被災児童・生徒等に対する応急の保育及び教育を行う。
 - ⑧ 公共土木施設、農地及び農林業用施設等に対する応急措置を行う。
 - ⑨ 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
 - ⑩ 緊急輸送の確保を行う。
 - ⑪ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
 - ⑫ その他市域に係わる災害応急対策を行う。
- (4) 災害復旧・復興対策に関して
 - ① 被災した公共施設や道路等の災害復旧に関する新設、改良並びに指導を行う。
 - ② 市の管理に係わる施設の復旧を行う。
 - ③ 被災した地域や産業の復興を行う。

2 岐阜市消防本部

- ① 消防に関する施設及び組織の整備を行う。
- ② 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練を行う。
- ③ 災害発生の予防及び被害の拡大防止を行う。
- ④ 災害発生による被害の調査、報告及び情報の収集を行う。
- ⑤ 被災者の救難、救助及びその保護を行う。
- ⑥ 避難の誘導を行う。
- ⑦ 消防・水防の通信及び気象情報の収集・伝達を行う。

3 本巣市消防団

- ① 災害時の消防、水防活動を行う。
- ② 被災者の救出及び避難の誘導を行う。
- ③ 非常警戒及び防火診断を行う。
- ④ 災害時における応急復旧作業を行う。

4 県関係機関

(1) 岐阜県

- ① 岐阜県防災会議に関する事務を行う。
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練を行う。
- ③ 災害による被害の調査報告と情報の収集等を行う。
- ④ 災害の防除と拡大の防止を行う。
- ⑤ 救助、防疫等罹災者の救助保護を行う。
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定を行う。
- ⑦ 被災産業に対する融資等の対策を行う。
- ⑧ 被災県営施設の応急対策を行う。
- ⑨ 災害時における文教対策を行う。
- ⑩ 災害時における公安の維持を行う。
- ⑪ 災害対策要員の動員、派遣を行う。
- ⑫ 災害時における交通、輸送の確保を行う。
- ⑬ 災害時における防災行政無線通信の防護と統制を行う。
- ⑭ 被災施設の復旧を行う。
- ⑮ 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等を行う。

(2) 保健所

- ① 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。
- ② 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ③ 避難生活者の健康管理・指導を行う。

(3) 岐阜土木事務所

- ① 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- ② 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- ③ 管内道路の維持管理や地震対策として橋梁補修（耐震補強）を行う。

(4) 岐阜県警察北方警察署

- ① 情報の収集・伝達及び災害原因調査を行う。
- ② 災害広報を行う。
- ③ 避難の指示及び誘導を行う。
- ④ 被災者の救出及び救護を行う。
- ⑤ 危険物の保安措置を行う。
- ⑥ 交通規制、警戒区域の設定を行う。
- ⑦ 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持を行う。

5 指定地方行政機関

(1) 東海農政局岐阜県拠点

- ① 災害時における主要食料等の需給対策を行う。
- ② 農業用施設に対する応急措置を行う。
- ③ 農業用施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- ④ 災害復旧のための農業又は生活の改善に関する科学的技術及び知識の指導を行う。

(2) 国土交通省中部地方整備局（木曾川上流河川事務所、越美山系砂防事務所）

- ① 所管する河川、道路施設等の管理、維持修繕及び交通安全対策を行う。
- ② 災害に関する情報の収集把握、災害時における交通確保と道路施設の災害応急対策工事、堤防等河川管理施設の災害応急対策工事を実施する。
- ③ 除雪、防雪及び災害復旧事業を実施する。
- ④ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知・周知を実施する。
- ⑤ その他公共土木工事の災害予防及び災害応急復旧に関する指導を行う。
- ⑥ 越美山系砂防事務所は、「越美山系大規模土砂災害危機管理検討会」を主とした関係機関との連携構築に努めるとともに、大規模土砂災害等の発生時には、「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」に基づき応急対策を実施する。

(3) 気象庁岐阜地方気象台

- ① 東海地震等に関連する情報の通報並びに周知に努める。
- ② 地震に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表を行う。
- ③ 異常気象時における予報及び警報の発表及び通報を行う。
- ④ 気象観測資料の提供を行う。

6 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- ① 通信設備の整備と防災管理を行う。
- ② 災害時における緊急通話の取り扱いを行う。
- ③ 被災設備の調査と復旧を行う。

(2) 日本赤十字社岐阜支部

- ① 警戒情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、輸血用血液の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- ② 医療、助産、その他の救助の業務を行う。
- ③ 血液（保存血液及び成分製剤）の確保と供給を行う。
- ④ 被災者に対し、赤十字として救援物資の配布を行う。

(3) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社

- ① 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに、災害時における電力供給の確保を行う。
- ② 発災後、被災状況を調査し、供給不能等の需要者に対して早期復旧を図る。

(4) 東海旅客鉄道株式会社

- ① 鉄道施設の整備を行う。
- ② 電気通信施設及び電力施設の整備を行う。
- ③ 列車の運転規制に係る措置を行う。
- ④ う回輸送等輸送に係る措置を行う。
- ⑤ 列車の運行状況等の広報を行う。
- ⑥ 鉄道施設等の応急復旧を行う。
- ⑦ 鉄道施設等の災害復旧を行う。

(5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- ① 緊急輸送の確保を行う。

(6) 中日本高速道路株式会社

- ① 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理を行う。
- ② 被災施設の調査と復旧を行う。

(7) 日本放送協会

- ① 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 県民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ③ 放送施設の保守を行う。

(8) 日本銀行

- ① 通貨の円滑な供給確保のための万全な措置の実施を行う。
- ② 罹災金融機関への早急な営業開始の要請、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等による営業時間の延長及び休日臨時営業措置の要請を行う。
- ③ 金融機関相互間の申合せにより次の措置実施の要請を行う。
 - a 被災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約
 - b 手形交換について、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までの罹災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認
 - c 災害関係融資について実情に即した措置
- ④ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置を行う。
- ⑤ 国債を滅紛失した顧客に対する相談対応を行う。
- ⑥ 国庫事務を円滑に運営するための必要な措置を行う。
- ⑦ 上記措置の金融機関と協力した速やかな周知徹底を行う。

(9) 日本郵便株式会社

- ① 災害時における郵便業務の運行確保を行う。
- ② 災害復旧資金の融資を行う。
- ③ 災害救助用物資、小包等の郵便物の運行業務を行う。

(10) 東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社

- ① ガス施設等の整備と防火管理を行う。
- ② 災害時のガス供給を行う。
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

(11) 独立行政法人国立病院機構

- ① 国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣を行う。
- ② 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の受入れ治療を行う。
- ③ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護の活動支援を行う。

7 指定地方公共機関

(1) 報道機関

- ① 防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底を行う。
- ② 情報、応急対策等の周知徹底を行う。

(2) 樽見鉄道株式会社

- ① 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保を行う。
- ② 災害時における輸送の確保を行う。
- ③ 災害対策用物資の緊急輸送を行う。
- ④ 被災施設の調査と災害復旧を行う。

(3) 岐阜乗合自動車株式会社

- ① 安全輸送の確保を行う。
- ② 災害対策用物資及び人員、輸送の確保を行う。
- ③ 被災地の交通の確保を行う。

8 土地改良区

- ① 水門水路、ため池等農業用施設の整備及び防災管理並びに災害復旧を行う。
- ② たん水の防排除を行う。

9 自衛隊

- ① 災害派遣計画等の作成を行う。
- ② 防災関係機関が実施する災害応急対策の支援を行う。
- ③ 被害状況の把握を行う。
- ④ 避難の援助及び遭難者等の捜索救助を行う。
- ⑤ 水防、消防活動を行う。

- ⑥ 道路又は水路の啓開を行う。
- ⑦ 診察、防疫等の支援を行う。
- ⑧ 通信支援及び人員、物資の緊急輸送を行う。
- ⑨ 給食及び給水の支援を行う。
- ⑩ 救助物資の無償貸与又は譲与等を行う。
- ⑪ 危険物（火薬類等）の除去を行う。
- ⑫ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

10 公共的団体他

(1) 農業協同組合

- ① 市が実施する被害状況調査及び応急対策の協力を行う。
- ② 農作物の災害応急対策の指導を行う。
- ③ 被災農家に対する融資又は融資のあっせんを行う。
- ④ 農業生産資機材及び農家生活資材の確保とあっせんを行う。
- ⑤ 物資輸送の協力を行う。
- ⑥ 共同利用施設の防災対策及び復旧を行う。

(2) 森林組合

- ① 市が実施する被害状況調査及び応急対策の協力を行う。
- ② 被災組合員に対する融資又は融資のあっせんを行う。
- ③ 林業災害調査及び応急対策を行う。

(3) 商工会

- ① 市が実施する被害状況調査及び応急対策の協力を行う。
- ② 被災商工業者に対する融資及び融資のあっせんを行う。
- ③ 物価安定についての協力を行う。
- ④ 救助物資、復旧資材の確保協力及びあっせんを行う。

(4) 農業共済組合

- ① 被災組合員の災害補償を行う。

(5) 医療機関

- ① 避難施設の整備と避難訓練を行う。
- ② 被災地の病人等の受入れ、保護を行う。
- ③ 災害時における負傷者の医療救護、助産救助を行う。

(6) 自主防災組織・自治会等自治組織

- ① 防災組織の普及及び防災訓練を行う。
- ② 要配慮者（乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の特に配慮を要する者）の把握を行う。
- ③ 地域における市民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給、防犯その他市が実施する応急対策について協力を行う。

(7) 本巢市社会福祉協議会

- ① 被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力を行う。

(8) 社会福祉施設経営者

- ① 被災者の保護についての協力を行う。

(9) 水道・土木建築業者

- ① 災害時における応急対策及び災害復旧の協力を行う。

(10) 一般運送事業所

- ① 災害時における緊急輸送の協力を行う。

(11) 金融機関

- ① 被害世帯及び事業者等に対する非常払出融資を行う。

(12) プロパンガス取扱事業所

- ① 災害時におけるガスの安定供給の確保を行う。
- ② ガス施設の防護管理並びに災害時の応急措置及び復旧を行う。

(13) 青年団体

- ① 緊急物資調達の協力を行う。
- ② 避難所への誘導を行う。
- ③ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業を行う。

(14) 女性団体

- ① 災害時における応急対策活動及び義援金品等の募集について協力を行う。
- ② 避難所における炊出し及び保育を行う。

(15) 公立学校等（幼稚園、小・中・義学校）

- ① 保育児、児童・生徒等の避難保護を行う。
- ② 応急教育対策及び被災箇所の応急復旧を行う。
- ③ 被災者の一時受入れ措置についての協力を行う。

(16) 文化財施設等の管理者

- ① 重要文化財等の防火管理を行う。

11 防災上重要な施設の管理者

(1) 防災対象物の管理者

- ① 避難施設の整備と避難等の訓練を行う。
- ② 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧を行う。

(2) 危険物等施設の管理者

- ① 施設の整備等災害予防対策を行う。
- ② 災害時における危険物等の保安措置を行い、防災活動について市に協力を行う。

第3章 地域の概況と特性

本市の地勢及び本市周辺における活断層の状況を示す。

第1節 地勢

1 位置

本市は、岐阜県の南西部に位置し、北は福井県大野市、東は山県市、関市、岐阜市、西は大野町、揖斐川町、南は瑞穂市、北方町に接している。

2 人口

人 口	32,928人
世帯数	11,720世帯

(令和2年国勢調査)

3 地勢

根尾地域 北は越美山脈の分水嶺を境として、日本海斜面の福井県大野市に隣接する。西部は揖斐川本流沿いの揖斐郡揖斐川町と、能郷白山から南方西台山に伸びる1,000m級の山嶺をもって隣接する。東部は関市、山県市と、左門岳から南方船伏山をへて尾並坂峠へのびる1,000m内外の嶺が続く。南は本市本巣地域及び揖斐川町を境とし、地域を北から南へ流れる根尾川は左岸では平野の南方で本市本巣地域日当に、右岸では宇津志の南方で揖斐川町舟山に出ている。

本巣地域 北部は越美山系に属する標高700m前後の山岳が東北にかけて連なり、南西部にかけて起伏を重ね順次低下し、南部は濃尾平野の一角をなしている。

また、西部は根尾川が南へ貫流し、北部に素振谷、谷山谷、宮谷、明谷、長谷の各支流、南部に糸貫川、板屋川がありこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数ある。

糸貫地域 糸貫地域は、根尾川の堆積作用によってできた根尾川扇状地のほぼ中央に発達した集落である。

美濃山地から流れ出す根尾川は、本巣地域山口付近で、席田用水、真桑用水へも分流し、緩傾斜の扇状地を形成している。本市も北から南へ100～1000分の1の緩傾斜地であり、平野部の大部分が高度30m以下、起伏量5m以下となっている。糸貫地域の北東部には、岐阜市を境に船来山丘陵があり、糸貫地域の最高標高地を形成している。

糸貫地域の西部には主流である根尾川が流れ、中央部に糸貫川、東部に天王川、西部に政田川、犀川があり、さらにこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数ある。

真正地域 真正地域は、海拔9.2～19.7mの平坦地域である。西端には国直轄河川根尾川、東端には県管理一級河川糸貫川、中央部には同管理一級河川五六川、犀川、政田川が流れている。また、これらに注ぐ中小河川や用排水路が多数あり、北から南へ緩やかな傾斜をなしている。

4 気象

本市の本巢、糸貫、真正地域は、太平洋岸式気候に属し、梅雨のころから夏にかけて南東の季節風の影響を受け高温多湿であり、降雨量も多い時期となっている。

冬は北西の季節風の影響を受け、気温は低く降雨量も少ない。

風は、夏に南東の季節風が、冬になると北西の季節風が吹き、特に冬のカラッ風は「伊吹おろし」と呼ばれ冷たいが、四季を通じて風は強くない。

根尾地域においては、太平洋型の気候圏内にあたっているが、美濃の南部の東海気候型区に対し、中央日本多雪気候型区として区別される。すなわち夏は冷涼多雨、冬は寒気が厳しく1月～3月までは降雪があり、県下でも多雨地帯に属している。

5 地質

本巢市全体の平野部の堆積層は、地質を粒の大きさに区分すると、大きさの順序は礫、砂、泥（シルト）、粘土の順になるが、主に礫や砂で構成されている。

美濃越前山地美濃側の中心部にあたる根尾地域については、大部分が古生層からなり、根尾西谷川上流にある能郷白山の揖斐川町藤橋地域や福井県大野市にかけての山体や、東谷川上流で山県市にまたがる日永岳を中心にした地域に、中生代末から第三紀初めの噴出と見られる花崗閃緑岩の地域がみられるほか、その南方に流紋岩の噴出地が見られる。この古生層は二畳紀の前期から中期・後期にわたるもので、粘板岩・砂岩・チャートなどを主とし、輝緑凝灰岩や石灰岩を伴っているところもある。

第2節 本巣市周辺の活断層の有無と特性

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀（約 170 万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、阪神・淡路大震災の震源として注目されたように今日では、地震予知の観点から活断層の存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が進められつつある。

全国の活断層については、平成 25 年 1 月に地震調査研究推進本部地震調査委員会が、陸域の活断層として、110 断層帯の長期評価を行い公表している。

本市周辺には濃尾断層帯があり、この断層帯は温見断層、濃尾断層帯主部、揖斐川断層帯、武儀川断層からなる。

断層帯の将来の活動（濃尾断層帯の長期評価から引用）

① 温見断層

温見断層では、北西部と南東部が単独で活動する場合、それぞれマグニチュード 6.8 程度、7.0 程度の地震が発生する可能性があり、その際には各々 1 m 程度、2 m 程度左横ずれが生じる可能性がある。また、温見断層全体が同時に活動する可能性もあり、その場合はマグニチュード 7.4 程度の地震が発生すると推定される。

北西部において将来このような地震が発生する長期確率は、今後 300 年以内ではほぼ 0% であるが、南東部については、過去の活動が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率は求めることができない。また、北西部と南東部が同時に活動する場合の地震発生確率は、北西部が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

② 濃尾断層帯主部

濃尾断層帯主部では、根尾谷断層帯、梅原断層帯及び三田洞断層帯が単独で活動する場合、それぞれマグニチュード 7.3 程度、7.4 程度及び 7.0 程度の地震が発生すると推定され、その際にはそれぞれ 2 - 3 m 程度、3 m 程度及び 1 - 2 m 程度の左横ずれが生じる可能性がある。

また、根尾谷断層帯と梅原断層帯、根尾谷断層帯と三田洞断層帯もしくは濃尾断層帯主部全体がそれぞれ同時に活動する場合もあり、その場合いずれもマグニチュード 7.7 程度の地震が発生すると推定される。

根尾谷断層帯と梅原断層帯において将来このような地震が発生する長期確率は、今後 300 年以内ではほぼ 0% である。根尾谷断層帯、梅原断層帯、もしくは濃尾断層帯主部全体が同時に活動する場合の地震発生確率は、梅原断層帯が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。また、根尾谷断層帯と三田洞断層帯が同時に活動する場合の地震発生確率は、根尾谷断層帯が単独で活動する場合の確率を超えないものと考えられる。

③ 揖斐川断層帯

揖斐川断層帯では、全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 7.1 程度の地震が発生すると推定され、その際には 2 m 程度の左横ずれが生じる可能性がある。ただし、平均活動間隔や平均的なずれの速度が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率は求めることができない。

④ 武儀川断層

武儀川断層では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定され、その際には2m程度の左横ずれが生じる可能性がある。ただし、平均活動間隔や平均的なずれの速度が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率は求めることができない。

明治24年に起きた濃尾地震は、日本内陸部における有史以来最大の地震であるが、これは根尾谷断層の活断層の活動により発生した地震である。この根尾谷断層は、福井県の大野市南部から南東へ向かって本巢市根尾地域を横切り、本巢市本巢地域、山口市、関市を経て、美濃加茂市・可児市まで全長約80kmにわたる左横ずれ断層である。国の特別天然記念物に指定され、長さ約1kmにわたり、上下に約6m、水平に約3mずれた本巢市根尾水鳥の断層崖は濃尾地震の地震断層としてあまりにも有名である。

地震断層の長さや地震規模には、相関が認められており、巨大地震である濃尾地震（マグニチュード8.0）では、断層系で80kmと非常に長い。また、これまでの直下型地震のうち濃尾地震、福井地震、鳥取地震、兵庫県南部地震を見てみると、激震域（震度7）の範囲は地震断層の近傍に分布することが多い。その形状と広さは、むしろ軟弱な地盤である沖積地など第四紀層の分布状況に強く影響されることがわかっている。

● 本巢市付近の活断層分布図



第4章 災害特性と被害の想定

本市において発生した災害の特性、今後発生が予想される災害と被害想定を示す。

第1節 災害特性の把握

① 本巢市の災害特性

1 地震

本巢市周辺で発生している地震は、以下のものがあげられる。

● 本巢市周辺で発生した過去の地震

年 月 日	地震名	震源	M (マグニチュード)	主要被災地
745.6.5		美濃西部	7.9	美濃・摂津
762.6.9		美濃東部	7.0	美濃・飛騨・信濃
887.8.26		東海道沖	8.0～8.5	五畿七道
1096.12.17		東海道沖	8.0～8.5	畿内・東海道・南海道
1185.8.13		琵琶湖西岸	7.4	近江・山城・大和
1498.9.20		東海道沖	8.2～8.4	東海道全般
1586.1.18	飛騨地震	飛騨白川―長良川の線	7.8±0.1	飛騨・美濃・尾張
1662.6.16		琵琶湖西岸	7 1/4～7.6	近江・山城・大和
1707.10.28	宝永地震	東南海道沖	8.4	五畿七道
1819.8.2		琵琶湖東岸	7 1/4±1/4	伊勢・美濃・近江
1833.5.27		美濃西部	6 1/4	美濃西部
1847.5.8	善光寺地震	信濃北部	7.4	信濃・越後・飛騨・美濃
1854.12.23	安政東海地震	東海道沖	8.4	東海・東山・南海
1854.12.24	安政南海地震	東海道沖	8.4	畿内・南海・東海
1855.3.18		飛騨	6 3/4±1/4	飛騨西部
1858.4.9	飛騨地震	飛騨	7.0～7.1	飛騨・越前・越中・加賀
1891.10.28	濃尾地震	本巢郡根尾村水鳥	8.0	美濃・尾張
1909.8.14	姉川地震	滋賀県姉川流域	6.8	滋賀県姉川・虎姫付近
1944.12.7	東南海地震	東海道沖熊野灘	7.9	静岡・愛知・三重・岐阜
1946.12.21	南海道地震	南海道沖	8.0	中部以西各地
1961.8.19	北美濃地震	福井・岐阜県境	7.0	岐阜・福井・石川
1969.9.9		岐阜県中部	6.6	岐阜県中部

■未曾有の災害 濃尾震災概要

明治 24 年（1891 年）10 月 28 日午前 6 時 37 分 11 秒に発生した濃尾地震（濃尾大震災）はマグニチュード 8.0、北は仙台から南は鹿児島までほぼ本州全土に及び、わが国の内陸部で起こった地震としては最大級のものであった。阪神・淡路大震災（1995 年）がマグニチュード 7.3、関東大震災（1923 年）がマグニチュード 7.9 であったことを思うと、いかに大規模な地震であったかが分かる。

震源地である本巣市根尾（根尾谷）では、地震発生後 31 日までの 4 日間に烈震 2 回、強震 29 回、弱震 852 回、微震 106 回、鳴動 98 回の合計 1,087 回を数え、直径 4 キロメートルに及ぶ土地が陥落した。その最もひどかった水鳥地内では、南西側に 6.0 メートルも沈下したといわれ、水平に 3.0 メートルも横すべりした。このときにできた根尾谷断層は、地表面に現れたものだけで全長 80 キロメートルにも及んだ。

岐阜市に通ずる県道はこの断層で断ち切られ、根尾川はせき止められて氾濫し、いたる所に湖水ができた。特に水鳥の村下から板所の村下にかけてできた湖水は最も大きく、唯一の幹線道路が遮断され、以来大正になるまで船をもって交通の便をはかったほどであった。（参考 根尾村史）

※烈震、強震、弱震、微震とは・・・以前は、地震の強さを人体に感じる程度によって、無感地震・微震・軽震・弱震・中震・強震・烈震・激震の 8 階級に分かれていたが、1996 年（平成 8）廃止されている。現在の震度階級では、烈震が震度 6、強震が震度 5、弱震が震度 3、微震が震度 1 である。

本巣市全体の被害状況（根尾村史、本巣町史、糸貫町史、真正町史参考）

地域名	総人口 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)		総被害 戸数 (戸)	総被害戸数 (戸)	
			重傷	軽傷		全壊等	半壊
根尾地域	5,548	151	67	295	1,039	675	356
本巣地域	6,046	65	43	66	1,257	800	454
糸貫地域	7,510	26	29	6	1,522	1,072	450
真正地域	6,199	42	39	42	1,195	1,093	102
計	25,303	284	178	409	5,013	3,640	1,362

2 風水害及びその他の災害

根尾地域 雨や雪が多く、集中豪雨や土砂崩れ、雪崩などが度々おきている。このようなことは根尾地域の自然条件が福井県との県境の山間地域であること、一年を通じて雨が多いこと、冬季の豪雪、弱い山肌、山林の伐採などが主な要因と考えられる。

本巣地域・糸貫地域 地勢その他条件が重なり、従来から風水害が発生している。昭和 22 年災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が施行され、昭和 34 年伊勢湾台風により適用災害が発生している。

水害は、平野部水害と山間部水害に大別され、主流、支流川の溢水等による浸水が多く、昭和 51 年に発生した「9.12 災害」のとき、河川の溢水等により、床上、床下浸水に達した。また、山間部水害は、集中豪雨に伴う山腹の崩壊等により土砂の流出が著しく、これに伴い人命の被害、家屋耕地の流出が著しい。

真正地域 中小河川は、ほとんどが無堤であり、日頃は豊かな自然をたたえるも増水時の能力は脆弱で、常に水害を引き起こす危険をはらむなど、地形的にも気象的にも自然災害を受けやすい条件下にある。昭和 49 年 7 月 25 日の集中豪雨、昭和 51 年に発生した「9.12 災害」による豪雨により河川が溢水し、床上浸水や床下浸水等が起きたほか、農作物への被害があった。また、類をみない被害として、昭和 34 年の伊勢湾台風の際には、家屋の倒壊も発生している。

第2節 想定される災害と被害の想定

① 災害想定の手順

災害の種類は、台風、大雨を要因とする風水害のように、ある程度予知可能な災害と、地震、大火災、爆発のように、ほとんど予知できない突発的な災害とに大別することができる。

災害の想定については、本巢市の地形的及び気象的条件や過去において発生した災害の特質を勘案し、また、地震災害においては岐阜県：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果より、本巢市周辺に影響ある地震による被害想定結果に基づくものとする。

② 災害想定の詳細と被害の予測

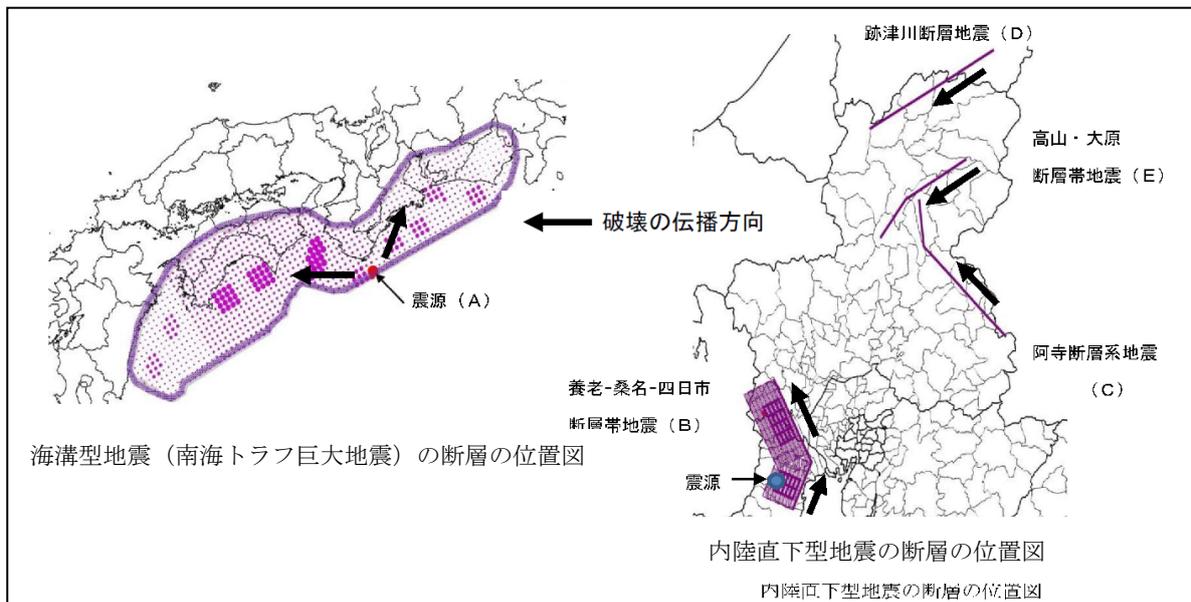
1 想定地震とその概要

岐阜県では過去の地震活動記録や活断層の分布、活動度、地質状況から地震を想定している。以下にそれぞれの地震の概要を表に示す。(岐阜県が公表した、「平成 23～24 年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書」、「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」より引用。)

(1) 想定地震の概要

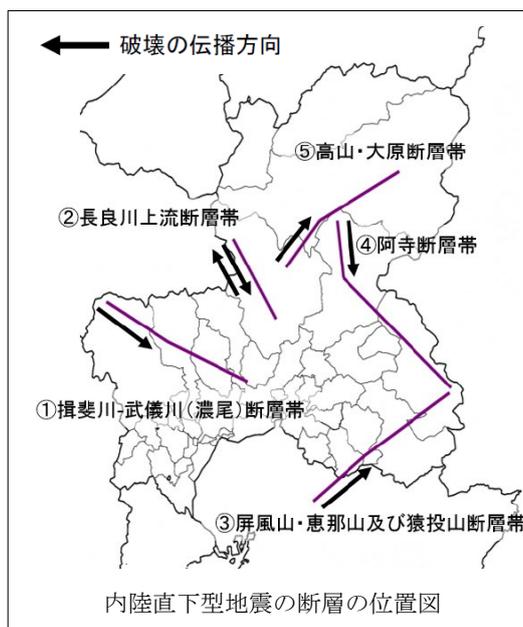
平成 23～24 年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書

想定地震名	断層系長さ(km)	地震規模(マグニチュード)	本巢市の予測される震度
1. 阿寺断層系地震	70	7.9	5弱～5強
2. 跡津川断層地震	60	7.8	5弱～5強
3. 養老-桑名-四日市断層帯地震	57	7.7	5強～6強
4. 南海トラフ巨大地震	震源:紀伊半島沖	9.0	5強～6弱



内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果

断層帯名	断層系長さ(km)	地震規模(マグニチュード)	本巢市の予測される震度
1. 揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯	52	7.7	6弱～6強
2. 長良川上流断層帯	29	7.3	5強～6強
3. 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	56	7.7	4～5弱
4. 阿寺断層帯	70	7.9	5弱～5強
5. 高山・大原断層帯	48	7.6	4～5弱



(2) 想定される被害状況

上記の地震概要の中で、県で想定している地震のうち本市に最も被害をもたらすと予想される地震は、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯を震源とする地震と考えられる。

● 被害想定概要

項 目	揖斐川-武儀川(濃尾)断層		養老-桑名-四日市断層帯地震		南海トラフ巨大地震		
震 度	5.45～6.34		5.11～6.32		5.17～5.89		
液 状 化 指 数	0.00～34.57		0.00～46.13		2.60～55.91		
建物の被害(合計)	全壊棟数	半壊以上棟数	全壊棟数	半壊以上棟数	全壊棟数	半壊以上棟数	
	1,732	3,558	922	2,930	332	1,149	
火災の被害	【午後6時】		【午後6時】		【午後6時】		
	炎上出火件数	7棟	炎上出火件数	43棟	炎上出火件数	1棟	
	残火災件数	6棟	残火災件数	3棟	残火災件数	0棟	
	焼失棟数	22棟	焼失棟数	11棟	焼失棟数	1棟	
人的被害	午前5時	午後6時	午前5時	午後6時	午前5時	午後6時	
	死者数(人)	101	61	48	28	3	2
	負傷者数(人)	1,010	724	713	487	163	104
	重症者数(人)	184	122	89	61	6	6
	要救出者(人)	340	214	163	104	12	8
避難者数 (建物被害及び焼失)	5,768		3,927人		1,508人		
帰宅困難者(※)					192人		

※被害が広範囲に及ぶため、想定項目に含めた。

2 風水害及びその他の災害

(1) 風水害

① 梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生している。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多く、梅雨末期の集中豪雨と呼ばれている。梅雨期は、雨天が多く河川の水位はかなり上昇しているので集中豪雨となるとたちまち警戒水位を突破して洪水を招きやすい。梅雨前線による雨は、台風による雨と違って比較的長時間にわたって降ることが多い。

② 局地的集中豪雨による水害

局地的原因（地形、局所的な風の分析）により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が狭く 10 数km離れた所では、雨量は中心地域の一割にも満たないような降り方をすることもある。局地的に短時間に集中して多量の雨を降らし、大被害を与えることもあり、台風襲来時、雷雨のときなど起こりやすいため警戒の必要がある。

③ 長雨

6月、7月の梅雨期は勿論であるが、3月から4月にかけて更に9月中旬から10月中

旬にかけても、しばしば前線が停滞して長雨をもたらす。これらの時期に集中豪雨があったり、台風が襲来すると甚大な被害を受けることがある。

④ 台風

北太平洋の西部に発生する熱帯低気圧のうち、特に強いもので中心付近の最大風速が17 m/s以上のものを台風と呼び、その影響を大別すると次の2種類になる。

雨量はそれほどでもないが、強風の伴うものを「風台風」といい、風は強くないが、集中豪雨を降らせ、水害を起こすものを「雨台風」という。

⑤ 土砂災害

急傾斜地等の崩壊は、集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大などに起因するほか大規模な地震によっても発生する。また根尾川上流域には、大規模な崩壊現象である深層崩壊が発生する危険性が高い溪流等が存在し、崩壊土砂が河道を閉塞した場合には、崩壊部上流側の湛水、及び河道閉塞箇所の決壊に伴う下流側の土石流により甚大な被害が発生することがある。

(2) 雪害

冬期になるとシベリアの沿海州は、上空5,000mで氷点下約40℃、地上でも氷点下20℃から30℃となる。この冷たい空気が西高東低型の気圧配置にのって大陸から北西の季節風となって、日本海を渡って吹きつけ雪を降らせる。

降雪・雪雹のため車両が立ち往生し、交通機関が途絶、山間地域が孤立する被害を受けることがある。

(3) 大規模な火事火災

火災の発生、拡大は、気温、湿度、風速等の気象条件と密接な関係をもっている。火災は、低温で火気使用率が高い冬季から春季にかけて多数発生する。最も被害結果が大きくなるのは、冬の夕方（午後6時頃）である。出火原因についてみると、火災の多くは、火気取り扱いの不注意や不始末からの失火で、そのほとんどは、人間の過失又は故意によるものであり、火気取り扱いに十分に注意を払う必要がある。

また、産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、ガソリンスタンド等各種の危険物施設及び家庭用品においても危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

(4) 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、市内の住宅密集地に墜落した場合、多数の死傷者等が発生する。

(5) 車両災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、道路通行車両等が被害を受けたり、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じたり、トンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道の市民等、沿道施設にも被害が生じる。

(6) 危険物等災害

危険物・高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発や、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等や、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生する。

(7) 原子力災害

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態（原子力緊急事態）により、市民の生命、身体及び財産に被害が発生する。

3 農林災害

(1) 林野火災

強風乾燥下のもとで、大規模な林野火災となった場合、他の市町村、都道府県、消防機関、自衛隊等からの空中消火活動等の応援を要請し、付近の市民等に避難指示を出すなどの対応が必要となる。

(2) 風害

暴風、竜巻、突風などは多くの農作物、施設に被害を与える。

(3) 凍霜害

春又は秋に気温が急降下して起こる農作物の被害で、春秋のころに大陸あるいはオホーツク海方面から南下する寒気圧におおわれ、よく晴れ上がったときに発生するが多い。

凍霜害は、一般にひと朝かふた朝に限られ、その後は温暖となるのが普通であるが、冷害と重なると被害の度合は、一層大きくなる。

(4) 雹害

降雹のためうける被害をいい、突発的でしかも短時間に大きな被害をうけることと被害地域が局地的となる特徴をもっている。

5月から10月ごろの夏期に起こることが多い。

農作物は、雹の落下により直接的な損傷をうけるほか、その障害が原因となって生理的傷害や病害の間接的被害を受ける。

(5) 冷害

夏季に異状な低温が起こり農作物の作柄が極度に悪くなるような災害をいう。冷害は、オホーツク海高気圧や大陸高気圧が異状に強い年に起こる。また、梅雨明けが遅れると気温が上がらずやはり冷害を起こす原因ともなる。

(6) 干害

夏の優勢な小笠原高気圧におおわれ低気圧も通らなければ、前線も通らなくなって晴天が続くときに起こる。

一般に夏ならば20日以上引き続いて雨が降らないと干害が出はじめるといわれている。

第2部 一般対策編

第1章 災害予防対策

第1項 市土保全施設整備計画

第1節 気候変動を踏まえた防災
対策の推進

第2節 河川改修計画

① 河川改修

第3節 砂防、急傾斜地崩壊防
止対策、雪崩対策事業

① 砂防事業
② 急傾斜地崩壊防止対策事業
③ 雪崩対策事業
④ 総合的な土砂災害対策の推進

第4節 農地防災計画

第5節 林地保全計画

① 山地治山事業
② 保安林整備事業等

第6節 土地災害予防計画

① 災害の未然防止
② 施行上の管理

第1項 市土保全施設整備計画

第1節 気候変動を踏まえた防災対策の推進

気候変動を踏まえた防災対策を推進する。

●目指すべき目標

市の災害特性に配慮した総合的な防災対策を推進し、災害に強いまちの形成を図る。

●各主体の取組みや役割

○ 総合的な防災対策の向上を図る。

- 自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する。
- 気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する流域治水を促進する。

第1項 市土保全施設整備計画

第2節 河川改修計画

県及び市が管理する河川の安全性の向上を図る。

●目指すべき目標

県及び市が管理する市内の未改修河川において、河川改修を実施する。

●各主体の取組みや役割

① 河川改修

- 県及び市が管理する河川の安全性の向上を図る。

行政	県管理河川対策
	市管理河川対策

- 集中豪雨による洪水、土石流等の災害防除のため、緊急順位の高い河川から順次改良工事を実施していく。
- 河川の堤防の点検を継続し、安全性の向上を図る。
- 岐阜県河川情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速な対応ができるように体制の整備に努める。

- 市が管理する小規模河川の洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と合わせて水系一貫した河川改修を推進する。
- 平常時から河川を巡視して、河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水等に際して被害を最小限に止めるため、堤防の維持、補修、護岸水制の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

第1項 市土保全施設整備計画

第3節 砂防、急傾斜地崩壊防止対策、雪崩対策事業

土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する。

●目指すべき目標

土砂災害対策及び雪崩災害対策関連施設の整備を実施するとともに、市民への危険箇所の周知を図り、防災意識を向上する。

●各主体の取組みや役割

① 砂防事業

- 土砂災害警戒区域（土石流）について、砂防えん堤及び流路工等の事業の促進を図る。

行政

- 山崩れ、土石流による災害の激化を防ぎ、河床の安定を図るため、河川改修と一体となって整備を要する溪流、土石流災害発生の可能性のある溪流など土石流危険溪流について、国・県と協力し、砂防ダム及び流路工等の事業の促進を図る。

② 急傾斜地崩壊防止対策事業

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地）について、災害の未然防止を図るための対策を行う。

行政

- 急傾斜地崩壊危険区域について、崩壊を助長する行為の制限を行うとともに、防災措置の指示、改善等の命令を行い万全を期す。また、必要な箇所については県と協力し防止工事を実施する。
- 土砂災害（特別）警戒区域について防災パトロール等を強化し、災害の未然防止を図る。

③ 雪崩対策事業

- 豪雪地帯について、雪崩防止工事を実施する。

行政

- 豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定されている豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守る集落保護を目的として、必要な箇所については、県と協力し雪崩防止工事を実施する。

※参考資料 「表．雪崩危険箇所」
「表．豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯」

④ 総合的な土砂災害対策の推進

- 市民に危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難体制について整備する。

市民

- 土砂災害警戒区域等を確認し、災害発生時において速やかに避難できるように準備する。

行政

- 県及び市は、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）により市民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。
- 県は、砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めるとともに、市は、土砂災害（特別）警戒区域等を図示したハザードマップを作成し、市民に配布するとともに、危険箇所標識の設置等により周知を図る。
- 土砂災害警戒区域の指定があった場合は、当該区域ごとに情報の収集・伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難救助、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を定め住民に周知する。
- 岐阜市消防本部本巢消防署根尾分署は土砂災害警戒区域内に立地しているため、範囲外への移転を進める。

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）に係る土砂災害対策

- 施設の名称、場所等を本計画に搭載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。
- 県及び市は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。
- 土砂災害時に適切な対応ができるよう、社会福祉施設等の所有者等に対し、防災行政無線や電話等により土砂災害警戒情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

※参考資料

「図. 土砂災害危険区域」

「図. 土砂災害（特別）警戒区域一覧」

第1項 市土保全施設整備計画

第4節 農地防災計画

災害の発生に際して、農地、農業施設の被害を最小限に食い止めるため、市、県及びその他関係施設等の管理者は、施設整備等の予防対策を実施する。

●目指すべき目標

農地及び農業用施設の適正な管理、施設整備を行い、災害の発生を未然に防止する。

●市民・地域、事業者、行政の取組み

- 農地及び農業用施設の適正な管理、施設整備を行う。

行政

- 農地及び農業用施設の施設管理者は、災害による被害を防止するため、施設の整備や適切な維持管理に努める。

第1項 市土保全施設整備計画

第5節 林地保全計画

森林が有する、水源かん養、土砂の流出・崩壊の防止等の公益的機能を保全するため、山地治山事業や間伐の促進等に努める。

●目指すべき目標

山地治山事業や保有林整備事業等を促進し、災害から森林を守る。

●各主体の取組みや役割

① 山地治山事業

- 復旧治山事業、予防治山事業、林道法面の緑化を実施する。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治山治水は防災上の要となることから、山腹崩壊地、侵食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行う。 ・ 地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は崩壊の危険がある箇所、土石流の発生などのおそれがある山地災害危険箇所のうち緊急なものについて予防治山事業を行う。 ・ 林道開設による法面は、早期に緑化する。
-----------	--

※参考資料 「表. 山腹崩壊危険地区」

② 保安林整備事業等

- 保安林の働きを十分発揮させるために適切な森林施業を実施し、森林を健全な状態に保つように努める。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有林について、計画的に間伐を行うように努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な森林施業が実施されていない不健全な森林を「要整備森林」に指定し、適切な森林施業を森林所有者に促し、解消に努める。 ・ 民有林における間伐の促進に努める。

第1項 市土保全施設整備計画

第6節 土地災害予防計画

分譲宅地、レジャー施設等の事業に伴う土地開発並びに土砂採取事業等に伴う災害の発生を防止する。

●目指すべき目標

事業者等に対して指導及び管理を行うことで、災害の未然防止を考慮して事業が実施されるようにする。

●各主体の取組みや役割

① 災害の未然防止

- 災害を予防するため、事業者等に対し事業の適切な実施について指導を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の未然防止のための指導を踏まえ、事業の適切な実施に努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地開発による市土の乱開発等を未然に防止し、災害を予防するため、事業者等に対し事業の適切な実施について指導に努める。 ・ 盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的に関催する。

- 県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

② 施行上の管理

- 土地開発業者が行う土地開発事業の管理にかかる指導等を行い、災害の未然防止に努める。

事業者

- 必要な措置についての指示を守り、災害の未然防止に努める。

行政

- 土地開発事業に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、必要な措置を取ることを指示し、災害の未然防止に努める。

第2項 建築物予防計画

第1節 建築物予防計画

- ① 建築物の災害予防及び応急対策
- ② 建築物の不燃化対策
- ③ 特殊建築物災害予防
- ④ 防災上重要な施設等の防災体制等
- ⑤ 災害危険区域の指定

第2項 建築物予防計画

第1節 建築物予防計画

建築物の災害予防対策を実施する。

●目指すべき目標

建築物の災害予防及び応急対策について、市民等に知識、技術の普及徹底を図るとともに、市内の建築物について災害予防対策を実施する。

●各主体の取組みや役割

① 建築物の災害予防及び応急対策

- 建築物の災害予防及び応急対策について、知識、技術の普及徹底を図る。

市民

- 広報や出前講座等で、建築物の災害予防及び応急対策についての知識、技術について学び、必要に応じて実践する。

事業者

- 出前講座等で、建築物の災害予防及び応急対策についての知識、技術について学び、事業での適用を図る。

行政

- 建築に関連した事業に従事する職員及び業者あるいは市民等に対する建築物の災害予防及び応急対策について、関係機関の協力を得ながら、広報や出前講座等において、知識、技術の普及徹底を図る。
- 都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及するよう関係機関と連携する。
- 既存建築物の保全対策として、市民に対し火災、台風等に対する既存建築物の維持補修や補強の方法等を普及する。

② 建築物の不燃化対策

- 防火、準防火地域の指定、密集住宅市街地等の不燃化推進、消火活動困難地域の解消、延焼遮断地帯等の整備、消防水利・防火水槽等の整備等の災害防止事業を実施する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある地域において、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として、火災の延焼の防止を図る。 • 老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあるため、建築物の不燃化を実施する。 • 木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として、火災の延焼の防止を図る。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域及び建築基準法第22条に規定する区域の指定を検討し、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図る。 • 老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど、防災上危険な状況にあるため、建築物の不燃化を推進する。 • 市街地の不燃化事業、土地区画整理事業等により、道路・空き地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。 • 広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空き地等の確保により、火災の延焼防止を図る。 • 消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように消防水利・防火水槽等を整備する。 • 火災時に効果的な消防活動が可能となるよう、消防活動路の確保について検討する。 • 公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

③ 特殊建築物災害予防

- 特殊建築物において、管理者の保全義務の実践や防災診断を実施する。

施設 管理者	<ul style="list-style-type: none"> • 公民館、学校、病院、社会福祉施設をはじめ、不特定多数の者が利用する観光施設等の特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の整備保全に努める。 • 消防法により防火管理者を置かなければならない施設にあっては、防火管理者を選任し、その任務を明確にしておく。 • 気象警報等の情報の把握、初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を樹立し、万全を期す。 • 県、関係機関と協力し、特殊建築物について一定期間ごとに建築士による調査を行い、その結果に基づいて必要な指示、指導をする。 • 建築基準法第12条に規定する定期報告制度に基づいて、建築物や昇降機などの定期的な調査を実施し、県へ報告する。 • 災害時における活動の拠点となる病院、学校、不特定多数の者が利用する施設管理者等の防災上重要な施設の管理者は、防災対策の万全を期すとともに、防災設備の整備に努める。
-------------------	--

行政

- 耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物のうち、対象となる3号建築物（学校、病院、ホテル等）の耐震化について、県と連携し、所有者及び管理者に啓発を行う。
- 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

④ 防災上重要な施設等の防災体制等

- 防災上重要な施設等の管理者による防災体制の整備や、避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保を行う。

地域

- 避難場所への避難路や緊急輸送道路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、受入れ及び救護の支障とならないよう、必要に応じて改修を行う。

行政

- 災害時における活動の拠点となる市役所本庁舎において、防災対策の万全を期すとともに、防災設備の整備に努める。

⑤ 災害危険区域の指定

- 災害危険区域を指定し、建築に関する制限を行う。

行政

- がけ崩れ等による危険が著しい区域について、県と協議し、必要に応じその区域を災害危険区域に指定し、建築に関する制限を行う。

第3項 災害防除に関する予防計画

第1節 水害予防計画

- ① 河川等の氾濫危険箇所の把握、周知
- ② 河川等氾濫の防止施設の整備の推進
- ③ 水防資機材の整備の推進
- ④ 警戒体制の確立
- ⑤ 道路施設対策

第2節 火災予防計画

- ① 消防力の強化
- ② 消防職団員等に対する教育訓練
- ③ 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底
- ④ 市民に対する火災予防の徹底

第3節 林野火災予防計画

- ① 防火思想の普及
- ② 林野の所有（管理者）等の管理上の指導
- ③ 火災警報発令時の措置
- ④ 林野火災対策用資機材の整備
- ⑤ 監視の徹底

第4節 雪害予防計画

- ① 雪害に強いまちづくり
- ② 災害応急体制の整備
- ③ 防災知識の普及・啓発等

第5節 危険物等保安計画

- ① 危険物
- ② 高圧ガス
- ③ 火薬類
- ④ 毒物及び劇物

第3項 災害防除に関する予防計画

第1節 水害予防計画

水害への予防対策を推進する。

●目指すべき目標

危険箇所の把握及び市民への周知を徹底するとともに、水防資機材の整備や警戒体制の確立等を推進することによって、水害への予防対策を向上させる。

●各主体の取組みや役割

① 河川等の氾濫危険箇所の把握、周知

- 河川等の形状・地盤高に応じた浸水危険性、避難路上の障害物等、指定避難所等について把握する。

市民

- 行政からの情報を基に、河川等の形状・地盤高に応じた浸水危険性、避難路上の障害物等、洪水災害に対して指定された指定緊急避難場所等について把握する。

行政

- 河川の氾濫の危険な箇所について、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- 市は、県管理河川における、水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域等）、危機管理型水位計や河川監視カメラ及び避難判断の参考となる水位の情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定するものとする。
- 関係機関と協力して河川等の災害危険性等に関する状況の把握に努め、その結果を必要に応じて関係地域の住民に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。
- 洪水災害に対して安全性を有する緊急避難場所等を指定し、市民への周知に努める。
- 県、市、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
- 市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- 各地域において、気象防災アドバイザー等の防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を等して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるように取り組みを推進する。
- 市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい地域、家屋の倒壊等が想定される区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係

機関が連携しつつ作成、検討を行う。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

- ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。
- 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

② 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

- 河道の整備、治水施設等の整備を行う。

行政

- 市は、家屋及び耕地への浸水、土砂流入等災害発生を防ぐため、河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水池等の建設及び雨水排水の整備をはじめとする治水施設等の整備に関係機関と協力して計画的に実施する。
- 既存の治水施設等についてはパトロールなどを行い、必要に応じて措置を講ずる。
- 治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

③ 水防資機材の整備の推進

- 備蓄防災資機材の整備、点検補充及び水防倉庫の整備を行う。

地域

- 備蓄防災資機材を整備し、異常気象等災害発生のおそれがある場合、必要に応じて資材等の現場配備を行う。

行政

- 平素から備蓄防災資機材の点検補充及び水防倉庫の整備に努め、異常気象等災害発生のおそれがある場合、直ちに調達可能数量を調査把握し、必要に応じて資材等の現場配備を行う。

④ 警戒体制の確立

- 災害の早期防止に努めるため、危険区域等を巡視し、防災に必要な措置を講ずる。

行政

- 気象台の予警報が発せられたとき、又は異常気象等により必要と認めるときは、災害の早期防止に努めるため、担当課及び消防団は必要に応じ危険区域等を巡視し、防災に必要な措置を講ずる。

⑤ 道路施設対策

- 道路施設の状況把握を行い、緊急度に応じた防災対策を進める。

行政

- 道路施設については、防災点検等により状況把握を行うとともに、防災対策を必要とする施設については、緊急度に応じ防災対策を進める。

第3項 災害防除に関する予防計画

第2節 火災予防計画

火災に対する予防対策を推進する。

● 目指すべき目標

消防職員や自主防災組織等に対する教育訓練の実施や市民への火災予防の徹底を図ることで、火災への予防対策を向上させる。

● 各主体の取組みや役割

① 消防力の強化

- 市民の安全確保ができるよう「災害に強い安全なまちづくり」を進めることとし、災害対策の拠点となる防災基盤の整備などを推進する。また、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に抑えるため、消防力の充実強化と消防団の活性化、救急救助業務の充実強化を図る。

行政

消防体制の充実・強化

- 県と連携し、常備消防（消防本部・署）の行う消防体制の充実・強化を促進する。
- 消防団に関する市民意識の高揚、処遇の改善、消防団の施設・設備の改善等に留意し、消防団員の確保を図る。
- 春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、火災予防査察を行う。消防機関が消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

消防の広域化

- 消防の体制の整備及び確立に向け、「岐阜地域4市1町広域消防運営計画」を踏まえ、消防の広域化を図る。

消防機械器具の増強

- 地域の実情にあわせて調整した消防車両について、「消防力の基準」により作成し

た年次計画のもと、車両更新を図るとともに、消防機械のうち、特に救急・救助資機材の整備に努め、総合消防力の強化を図る。また、本市は、狭あいな道路が多いため、主道の通行が塞がれた場合にも対応できるように、小型の緊急車両の配備も検討する。

- 計画的に消防用資機材の整備を推進する。
- 消防団用の施設・機器については、特に小型動力ポンプ積載車を主体として、初期出動体制の機動力アップ及び大型車進入困難地域への防災を充実する。
- 同時多発火災に備え、消防機関は、化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプなどの諸施設の整備を検討する。

消防水利の増強

- 消防水利の給水能力や断水時の対応を考慮すると、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池等の自然水利をバランスよく配置する。また、「消防水利の基準」に基づく水利整備を第一目標とし、同時多発火災や大規模火災にも対応できる水利施設の整備増強を図る。

その他

- 消防出動路の整備として、路上工作物対策を行う。路上にみだりに在置、又は放置された物件の整理移動については、消防法第3条による屋外の措置命令等をもって措置する。また、消防出動路を阻害する工作物等（電柱、柱、出店等）については、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取り締まりを依頼する。その他、狭あい地域の消火活動上、支障となる物件については関係者と協議し、指導する。

※参考資料 「表. 本巣市消防団」
「表. 火災予防査察項目」

② 消防職団員等に対する教育訓練

- 市は、災害予防と防火活動等の万全を期すため、消防職団員等に対し専門的な知識、技術の教養訓練に努める。

地域等	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織(自治会等)、女性防火クラブ、幼年(少年)消防クラブ等は、災害予防と防火活動に取り組むため防災訓練等へ参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 企業等の自衛消防隊員は、市に要請して教育訓練を受ける。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 消防団幹部に対して必要な知識・技術の付与や適切な消防団運営等を修得させるため消防学校への派遣に努める。 • 自主防災組織(自治会等)、女性防火クラブ、幼年(少年)消防クラブ、その他市民一丸となった総消防体制の確立を図るため、防災訓練等への参加を促す。
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> • 消防職団員の初任教育、幹部教育等を実施するため、県の消防学校への派遣に努める。

③ 防火対象物の関係者に対する火災予防の徹底

- 学校、病院、雑居ビル等の防火管理体制の強化と、危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の確立を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 学校、病院等の多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行い、消防機関より出火の防止、初期消火体制の強化等の指導を受ける。 • 雑居ビル等は、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう消防機関より指導を受けるとともに、発災時には事業所の共同防火管理体制がとれるように備える。 • 危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び各施設相互間の応援体制を確立する。 • 高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災関係機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられるため、危険物施設等管理者は消防機関より自主防災体制の確立を図るよう指導を受ける。
------------	---

④ 市民に対する火災予防の徹底

- 市民に対して、住宅防火対策及び火災予防についての啓発を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、住宅用防災機器の整備などを行い、住宅防火意識を向上させる。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及啓発等を行う。 • 春季及び秋季の全国火災予防運動期間に、火災予防思想を普及するため、関係団体と協力し啓発活動を実施する。

第3項 災害防除に関する予防計画

第3節 林野火災予防計画

林野火災への予防対策を推進する。

●目指すべき目標

市民への防火思想の普及、林野所有者等への管理上の指導の徹底を図ることで、林野火災への予防対策を向上させる。

●各主体の取組みや役割

① 防火思想の普及

- 林野火災を予防するため、防災思想の普及を行う。

学校	<ul style="list-style-type: none"> • 自然の保護、森林の保護育成等について、小、中、義学校児童・生徒等に対して林野火災予防を理解させるための教育を行う。
-----------	---

行政

- 防災行政無線、広報紙、回覧板等の広報を利用し、市民の注意を喚起する。
- 市は、県や森林組合等と協力し、山火事予防運動の各種啓発事業を強力に推進する。

※参考資料 「表. 林野火災特別地域指定地域」

② 林野の所有（管理者）等の管理上の指導

- 林野を管理する上での、所有（管理者）等への指導内容を示す。

市民・事業者

- 森林所有者は、造林にあたって下刈、枝打、除伐等の励行を図り、防火活動に資する。
- 火災発生の危険性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。

行政

- ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備するとともに、初期消火のため、簡易消火用具を配置する。
- 森林内の林道の整備と維持管理を図る。また、下刈を実施し、防火線の充実を図る。
- 火災発生の危険性の高い森林の林縁に、防火樹林帯を造成する。
- キャンプ場等の人の集まるところに立看板を設置する。

③ 火災警報発令時の措置

- 火災警報発令下における制限事項の周知徹底を図る。

行政

- 市民に対し、消防法第22条第4項により火災警報発令下における制限事項の周知徹底を図る。
- 消防法第23条に基づき、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

④ 林野火災対策用資機材の整備

- 林野火災対策用資機材を整備する。

市民・事業者等・行政

- 県、市及び森林の所有者等は、林野火災を含めた災害対策用資機材などの整備に努める。

⑤ 監視の徹底

- 林野火災を防止するため、関係機関の監視を強化する。

行政

- 林野火災防止のため、林道パトロール時や、の林道普及指導員等の巡回により、監視の強化を図るとともに、火気の早期発見と早期通報に努める。

第3項 災害防除に関する予防計画

第4節 雪害予防計画

雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、市民の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努める。

● 目指すべき目標

排除雪知識の普及・啓発とともに、自治組織等での自主的な除雪の普及対策・除雪援助体制の整備に努め、地域の雪害への予防対策を向上させる。

● 各主体の取組みや役割

① 雪害に強いまちづくり

- 冬季における交通の確保、除雪体制の整備、ライフライン施設等の機能の確保を行う。

市民・地域等	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親家庭では、豪雪時の除雪活動がうまく進まないおそれがあるため、こうした世帯に対して、近隣住民、自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、警察官等が除雪を実施するなど、除雪援助体制の整備を検討する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親家庭等の世帯に対して、除雪の費用援助を検討する。 市及び関係機関は、冬季における交通の確保を図る。 豪雪時の道路交通の確保を図り、除雪要員の確保や業者委託等除雪体制の整備に努める。 豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

※参考資料 「表. 積雪寒冷特別路線箇所（県管理国道）」

② 災害応急体制の整備

- 災害発生直前対策の整備・検討及び災害応急活動体制の整備を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 雪崩が発生する危険のある場合などの避難情報や気象警報等を市民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。 積雪、融雪等に配慮した避難所・避難路の指定、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導體制の整備及び避難訓練の実施など、避難誘導活動のための対策を検討する。 雪害に関する警報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。 雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。
----	---

③ 防災知識の普及・啓発等

- 市民に対して、雪害予防における知識の普及・啓発を行う。

地域	<ul style="list-style-type: none"> • 各地区の自主組織等において自主的な除雪を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 雪崩等に関する市民の早期避難に対し、対策を検討する。 • 各地区の自治会組織等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。 • 県及び市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第3項 災害防除に関する予防計画

第5節 危険物等保安計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物及び劇薬についての保安計画を整備する。

●目指すべき目標

危険物等への保安計画を整備し、徹底することで、危険物施設等の安全性を保つ。

●各主体の取組みや役割

① 危険物

- 市及び危険物施設の所有者等は、危険物による災害予防のための対策を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、消防法に基づく安全確認のための定期点検及び防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火剤の備蓄等を行う。
------------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 危険物による災害を最小限に止めるため、消防法に基づき立入検査等を行う。 <p>※参考資料 「表. 立入検査項目」</p>
-----------	--

② 高圧ガス

- 高圧ガスによる災害を最小限に止めるため、各関係機関は様々な措置を行う。

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> • 岐阜県高圧ガス地域防災協議会は、高圧ガスの移動中の災害の発生又は拡大の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具の整備、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。 • 高圧ガス事業者は、次の取組により、自主保安体制を確立する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施</td> </tr> <tr> <td>2) 応急措置等についての保安教育</td> </tr> <tr> <td>3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定</td> </tr> </table> 	1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施	2) 応急措置等についての保安教育	3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定
1) 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施				
2) 応急措置等についての保安教育				
3) 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアル策定				

	4) 防災協定などによる地域応援体制の確立 5) 防災訓練の実施等
	• 高圧ガス販売事業者は、液化石油ガス消費設備の災害予防のため、次の措置を講ずる。 1) 一般家庭などの液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに地震対応型ガス機器の普及の促進 2) 簡易ガス施設の貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置促進 3) 災害発生時の緊急対応体制の整備

③ 火薬類

- 火薬類による災害を最小限に止めるため、各関係機関は様々な措置を行う。

事業者等

- 火薬類施設管理者は、応急措置等についての保安教育、防災訓練の実施、災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策を行う。

④ 毒物及び劇物

- 毒物及び劇物による災害を最小限に止めるため、各関係機関は様々な措置を行う。

事業者等

- 毒物及び劇物取扱事業者は、事故時の通報体制の確立、転倒防止対策等施設の整備点検、事故拡大防止及び被災防止体制の確立、消火・吸着剤・化学処理剤等の整備、防災教育及び訓練の実施を行う。

第4項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

- ① 防災点検の実施
- ② 災害発生時の行動マニュアルの作成・配布
- ③ 防災教育
- ④ 災害伝承

第2節 自主防災組織の育成と強化

- ① 地域住民の自主防災組織
- ② 施設・事業所等の自主防災組織
- ③ 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第3節 ボランティア対策

- ① ボランティア意識の啓発
- ② ボランティアの組織化推進
- ③ 災害救援ボランティアの登録
- ④ ボランティア活動の推進

第4節 企業防災の促進

- ① 事業所の取組み
- ② 企業防災の促進のための取組み

第4項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

「自らが判断し安全を確保する」ことを基本に、市民の日常生活における地域や学校等、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた防災思想の啓発活動を通じて、防災意識の高揚を図る。

●目指すべき目標

家庭及び事業所等で定期的に防災点検が実施されるとともに、各世代等に応じた防災教育を推進し、市民の防災意識を向上させるために、本巣市ホープ防災リーダーズとも、連携を図る。

●各主体の取組みや役割

① 防災点検の実施

- 毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾地震にちなむ）は「岐阜県防災点検の日」となっており、個人、家庭、学校、事業所、地域等で防災点検を実施する。

市民

- 家の周りの地形や家具の固定の状況の確認、食料、飲料水、医薬品などの備蓄やブロック塀、防災用具の点検、避難場所、避難所の位置や避難経路、災害時における家族間の連絡方法の確認を行う。

地域

- 自主防災組織体制の確認、備蓄倉庫の点検、防災訓練の実施計画や実施成果の確認、要配慮者の支援体制の確認、避難場所・避難所・避難路の点検等を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の周りの地形や事業所などの耐震性の点検、事業所の防災組織の整備状況や従業員の防災訓練・研修などへの参加状況の確認、保有する地震防災のための資機材の点検を行う。
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 学校等における耐震性の点検、教職員の体制や児童・生徒等への防災教育、防災訓練の確認を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、市民等の点検を啓発する。 <p>※参考資料 「表、防災点検10カ条の例」</p>

② 災害発生時の行動マニュアルの作成・配布

- 災害発生から時間の経過に応じて、市民が的確に避難等の行動を行うことができるように、具体的な行動マニュアルを作成し、市民に配布する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の行動マニュアルに従って、安全な避難行動が取れるように、マニュアルの内容を理解するとともに、避難訓練等に積極的に参加する。
学校	<ul style="list-style-type: none"> 教職員及び児童・生徒等が安全な避難行動がとれるように、学校防災マニュアルの作成・普及に努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民が災害発生時に的確な行動が取れるように、わかりやすい行動マニュアルを作成し、配布するとともに、行動マニュアルの普及に努める。

③ 防災教育

- 災害に対する知識や災害予防のための取組み、災害発生時の心得などを習得するため、子どもから高齢者までの各世代や職場等に応じた防災教育を行う。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の防災知識の向上のため、自主防災組織が中心となって、防災セミナー等を開催する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 勤務中に災害が発生した場合に的確な対応や行動を行うことができるように、従業員に対する防災教育を行う。
学校	<ul style="list-style-type: none"> 災害に関する知識、災害発生時の心得等について、児童・生徒等の発達段階、地域の実情等に応じた防災教育を行う。 消防団員や防災士、ホープ防災リーダーズ等が参画した体験的・実践的な防災教育を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県、市及び防災関係機関等は相互に連携して、災害時に市民が「みんなの地域はみんなで守る。」という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な防災教育を行う。 未来の地域防災を担う本巢市ホープ防災リーダーズの育成を積極的に行う。 県、市、その他防災関係機関等は、迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、そ

れぞれ防災業務に従事する職員に対する教育を行う。

- 市内在住の外国人に対して、ことばのハンディ等の特殊事情を配慮し、(財)岐阜県国際交流センターの協力を得て、講習会等の防災教育を行う。

※参考資料 「表. 防災教育の内容と方法」
「表. 防災業務従事者の教育内容」

④ 災害伝承

- 過去に起こった大規模災害の教訓を学び、正しく後世に伝えていく。

市民

- 地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化等を積極的に学び、次世代に伝えていく。

行政

- 市、防災関係機関は、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理して適切に保存し、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。
- 「地震断層観察館・体験館」の展示物や、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

⑤ 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

行政

- 市は、「想定外の常態化」というべき自然災害の状況を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

第4項 自発的な防災活動の促進

第2節 自主防災組織の育成と強化

自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

●目指すべき目標

全市において自主防災組織が設置されるとともに、各組織が消防団、警察、自主的な防災活動団体等と連携して防災活動を展開する。

●各主体の取り組みや役割

① 地域住民の自主防災組織

- 地域の防災力を向上するため、自主防災組織を確立し、組織の中核を担うリーダーの育成や関係団体とのネットワークを構築する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民による自主防災組織を設置する。 ・ 自主防災組織は防災計画を作成し、関係する団体や市民に対して周知をする。 ・ 自主防災組織の組織力の強化を図るため、防災リーダー研修会に参加する。 ・ 自主防災組織の防災力を高めるため、関係する団体との防災ネットワークを構築する。 ・ 防災士の資格を積極的に取得し、防災についての知識及び技能を家庭・職場・地域等での減災及び防災力向上のための活動に役立てる。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対して防災士の資格取得を積極的に支援し、その防災士の専門的知識を生かした地域に密着した指導により、自治会等地区単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図る。 ・ 自主防災組織の各構成員の役割や活動内容等を明確にし、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案を示すなどにより指導する。 ・ 地域に根ざした各種の市民活動団体（政治、文化、スポーツ、高齢者、農業、商工業、建設、医療等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるように、防災に関する研修活動等に努めるよう指導する。 ・ 市民に対して自主防災組織の重要性の啓発に努める。 ・ 自治会等に1ヶ所程度、自主防災組織の活動の拠点となる施設を定め、その整備に努める。 ・ 国、県等の財政支援を活用しながら、自主防災活動に必要な資機材を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> 自主防災資機材の整備についての国、県等の財政支援 1) 総務省消防庁：消防防災施設等整備費補助（自主防災組織活性化事業） 2) (財)自治総合センター：コミュニティ助成（自主防災組織育成事業） 3) 県：市町村振興補助金 ・ 県、市及び県警察は連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進する。 ・ 地域住民で構成される自主防災組織と女性防火クラブ、幼年（少年）消防クラブ等他の自主防災組織との連携強化を図る。

※参考資料 「図. 自主防災組織の組織編成例」

「表. 自主防災組織の平常時又は非常時の活動内容」

② 施設・事業所等の自主防災組織

- 一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法の規定に基づき、消防計画を定め、自衛消防の組織を設置する。

事業者等

- 施設、事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努める。

行政

- 施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導するとともに、地域の自主防災組織と施設、事業所等の自衛消防組織等との連携化を図る。

③ 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、自発的な防災活動を推進する。

市民・事業者

- 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。
- 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として本巢市防災会議に提案するなど、行政と連携して防災活動を行う。

行政

- 本計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- 市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

※参考資料 「表. 地区防災計画一覧」

第4項 自発的な防災活動の促進

第3節 ボランティア対策

ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速・円滑な活動を担保する。

●目指すべき目標

災害時及び災害後も長期間に渡りボランティアが活動できるような体制づくり、仕組みづくりを行う。

●各主体の取り組みや役割

① ボランティア意識の啓発

- 災害時におけるボランティアの必要性や役割など、市民のボランティア意識の啓発を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時にボランティアとして参加できるように、災害ボランティアの必要性に関する認識を高める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社本巢市支部並びに各種ボランティア団体との連携のもとに、市民のボランティアの意識の啓発を行う。 ボランティアの手引き及びポスターの作成、配布を行う。

② ボランティアの組織化推進

- ボランティア活動に積極的な人材を発掘し、災害時に活動を展開するボランティア団体の組織化を図る。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 災害時のボランティア活動に積極的な市民が中心となって、自主的なボランティア団体の組織化を進める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県、市、関係団体による連絡協議会において、ボランティアの自主性を尊重した組織化を支援する。

③ ボランティアの登録

- 災害発生時にボランティア活動が可能な者を登録し、迅速なボランティア活動が行われるように受入体制を確立する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアとして登録する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>災害ボランティア登録対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者 2) 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・グループの活動であること ・グループに20歳以上の指導者がいること ・原則として県内の活動に限ること 3) 災害活動を希望するグループ又は団体 </div>
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアの登録受付を行い、登録状況を把握する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会が行う迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入体制づくりについて、指導・支援する。 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合又は災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合、県社会福祉協議会へ活動を要請する。

④ ボランティア活動の推進

- ボランティアセンターやボランティアコーディネーターの設置、ボランティア活動の拠点の確保などにより、ボランティア活動を推進する。

市社会 福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。 • 災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの設置、育成、支援に努める。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ボランティアコーディネーターの活動内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ボランティアと要配慮者との調整・連絡 2) ボランティア活動に関する助言・相談 3) ボランティアの発掘、登録、あっせん等 </div>
------------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアコーディネーターの育成について支援する。 • 災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。 • 災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。 • 市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、県はその取り組みを支援するものとする。 • 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に務めるものとする。
----	---

第4項 自発的な防災活動の促進

第4節 企業防災の推進

事業所が、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とするための予防対策を行うことを促進する。

●目指すべき目標

各事業所において事業継続計画の策定・運用に取り組む。

●各主体の取組みや役割

① 事業所の取組み

- 事業所は、大規模災害発生時の企業の果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定、防災活動の推進、防災施策の実施への協力等に努める。

事業者

- 大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（Business Continuity Management）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

大規模災害発生時の企業の果たす役割

1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴雨などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

② 企業防災の促進のための取組み

- 市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

行政

- 企業防災に役立つ情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- 市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行う。
- 市、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

企業防災の促進のための取組み

1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

事業者

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節 防災体制の確立

- ① 防災組織の充実
- ② 防災活動拠点網の整備
- ③ 広域応援体制の確立
- ④ 情報体制の確立
- ⑤ 医療救護体制の整備
- ⑥ 行政機関の業務継続体制の整備

第2節 緊急輸送網の整備

- ① 道路交通管理体制の整備
- ② 緊急通行車両の事前届出・確認
- ③ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定
- ④ 緊急輸送道路啓開体制の整備

第3節 防災訓練の実施

- ① 総合防災訓練
- ② 個別訓練

第4節 複合災害対策の実施

- ① 複合災害対策の実施

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節 防災体制の確立

迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、広域応援体制、情報体制、医療救護体制等を整備する。

●目指すべき目標

地域、事業者、県等と協力し、災害応急活動体制の確立を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 防災組織の充実

- 市の防災組織及び自主防災組織等の充実を図る。

地域

- ・ 自主防災組織等は、災害発生時の役割分担などの体制をあらかじめ整えておく。

行政

- ・ 迅速で多重的な初動体制（市防災会議、市災害対策本部）の確立を図るとともに、関係機関との連携により中枢機能の充実を図る。
- ・ 災害時に必要な業務を継続又は早期に立ち上げられるように、業務継続計画の策定に取り組む。
- ・ 災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらなくなる事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は防災対策の

検討等を通じて、お互いに平時から災害の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

- 県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- 県、市町村及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

※参考資料 「本巢市防災会議条例」

② 防災活動拠点網の整備

- 市の防災活動拠点を整備し、各防災拠点の連携を確保する。

地域 • 各防災拠点の有機的な連携を保つため、情報のネットワーク化を図る。

行政

- 災害応急活動の中核拠点を整備する。
- コミュニティ防災拠点（自治会等に1ヶ所程度）、地域防災拠点（小中義学校区ごとに1ヶ所程度）等の整備に努める。
- また、道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
- 大規模災害時に迅速な災害対策活動を行うため、次の機能を有する広域防災拠点施設を指定するよう努める。

広域防災拠点施設の機能

1) 救助活動拠点

市外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

2) 物資配分活動拠点

市外から届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

3) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

※参考資料 「広域防災拠点施設」

③ 広域応援体制の確立

- 大規模災害を想定した広域の応援体制を、多重的に整備する。
- 応援する場合は、自己完結型（寝食自給型）で行う。

行政

- ・ 県外の市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。
- ・ 消防活動時や災害発生時の応急措置に関し、県内相互応援体制を整備する。

※参考資料 「表. 緊急消防援助隊等野営可能箇所」
「表. 広域応援体制の確立」
「図. 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート」

④ 情報体制の確立

- 迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）の整備を行う。

地域

- ・ 自主防災組織において、情報収集・伝達体制を確立する。
- ・ 市等との連絡体制の確立に協力する。

事業者

- ・ 携帯電話、アマチュア無線、タクシー無線等による情報収集に協力する。

行政

- ・ 防災行政無線、防災相互通信用無線局の整備に努める。
- ・ 通信の途絶を回避するため、様々な通信手段の確保に努める。

その他通信網

1) 移動体通信（携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消にむけ、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

2) アマチュア無線

（一社）日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定、市と本巣市アマチュア無線クラブとの災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集・伝達を図る。

3) タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線等による情報の収集を図る。

- ・ 岐阜地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の拡充に努める。
- ・ 緊急発電設備等及び要員の緊急体制を多重的に整備する。
- ・ 職員による多様な情報収集方法を確立する。

職員等による情報収集

1) 職員の参集経路及びチェックポイントを予め定め、職員による参集途上での情報収集に努める。（それぞれ地図を携行し、被害情報ばかりでなく生活物資等の供給可能情報等も収集する。）

2) 防災関係機関の近くに住所を有する職員を指定し、直接当該機関に赴き情報収集に当らせる。

3) 予め被災現場に赴き情報収集に当る職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、被災現場情報等の収集に努める。（併せてバイク、モーター付き自転車等の配備も図る。）

4) 市域に甚大な被害が予想される場合、県や国に協力を要請し、ヘリコ

<p>プターによる情報収集に努めるとともに、国土交通省などから派遣されるリエゾン（情報収集・提供を目的に市災害対策本部に派遣される情報連絡員）と情報共有を図り、必要な情報収集を行う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立する。 • 道路被害情報通信システム及び画像情報収集・連絡システムの高度化に努める。
<p>情報システムの高度化</p> <p>1) 道路被害情報通信システム</p> <ul style="list-style-type: none"> • 道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。 • 道路管理者は、道路と車と人とを一体とした道路高度交通情報通信システムの実現に向けて積極的に取組んでいく。 <p>2) 画像情報収集・連絡システム</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市は県と連携し、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、災害情報共有システム（Lアラート）等画像情報収集・連絡システムの整備に努め、伝達手段の多様化、多様化を図る。 • 市は県と連携し、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

⑤ 医療救護体制の整備

- 地震災害等医療救護計画の策定、効率的な医療を確保するための研修、災害医療の普及・啓発等を行い、医療救護体制を整備する。

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等についての理解を深め、知識や技術の習得に努める。
<p>医療関係者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 医療関係者は、県の策定する地震災害等医療救護計画に協力する。 • 医療関係者は、市が設置する災害医療コーディネートチームに参加及び協力する。 • 医療関係者は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修等に積極的に参加する。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 医療救護活動に万全を期すため、医療機関の協力のもと、県の策定する地震災害等医療救護計画に協力する。 • 地域の医療機関等の協力のもとに、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定める。 • 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、医師会、歯科医師会、

薬剤師会、看護師会等と連携し、災害医療コーディネイトチームを設置する。

- 医療機関及び県と連携して研修等を実施し、積極的な参加を図る。
- 市、消防機関は、県及び日本赤十字本巣市支部と連携し、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関し、市民への普及・啓発を行う。
- 市、県及び岐阜県赤十字血液センターは、医療品等の確保・管理体制の確立に努める。

医療品等の確保

- 1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- 2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

- 各課で担当者を定めて連絡調整会議等を行い、連携を深めた上で災害医療の普及啓発に努める。

※参考資料 「表. 救急体制状況」
「表. 地震災害等医療救護計画の内容」
「表. トリアージ選別基準」

⑥ 行政機関の業務継続体制の整備

- 業務継続計画の策定に取り組む等、業務継続性の確保を図る。

行政

- 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。
- 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- 市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。
- 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第2節 緊急輸送網の整備

災害時に緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送網の整備を図る。

●目指すべき目標

災害時においても円滑な緊急輸送に対応できるような地域を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 道路交通管理体制の整備

- 警察等関係機関と連携し、道路交通管理体制を整備する。

市民

- 災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見した場合、警察等関係機関に通報する。

行政

- 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努める。
- 災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
- 県、警察等関係機関に道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
- 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を検討する。

② 緊急通行車両の事前届出・確認

- 緊急通行車両等を事前に届けることにより、発災時の緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に進める。

事業者

- 運送業者等、市と協定を締結した緊急通行車両は事前に届出を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という）の交付を受ける。

行政

- 災害時に緊急通行が必要とされる市が所有する車両や予め運送業者と協定を締結した車両等の事前届出を行う。
- 事前届出があり、緊急通行車両としての要件が備わっていれば、届出済証を交付する。

※参考資料 「表. 緊急通行車両の事前届出」

③ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- 災害時における輸送に当たっては、市内の輸送経路のみならず市外からの物資等の輸送を考慮し、県関係機関、近隣市町村、協力団体、警察署等と充分連絡し、輸送を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の確保に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成する。 輸送施設として、緊急輸送道路、臨時ヘリポート等を指定する。 集積拠点として、救援物資等の備蓄・集積拠点、トラックターミナル、卸売市場等を指定する。 市は、集積拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。 <p>県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請することができる。</p> <p>※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</p> <p>※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</p> <p>※参考資料 「表. 救援物資集積場所」 「表. 広域防災拠点施設」</p>

④ 緊急輸送道路啓開体制の整備

- 災害発生後の道路における障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、緊急輸送道路啓開体制を整備する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建設業者等は、緊急輸送道路啓開体制の整備に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市内の建設業者、団体との間で予め協定を締結し体制を整備する。 自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第3節 防災訓練の実施

総合防災訓練をはじめ、想定した災害に基づく種々の個別訓練を実施する。

●目指すべき目標

防災訓練を通して、関係機関との連携強化や防災意識の向上を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 総合防災訓練

- 総合防災訓練を年1回実施する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練に積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練に積極的に参加する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 各部門別応急対策機関と合同して、総合防災訓練を年1回実施する。 それぞれの地域において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう工夫する。またこの際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 初動体制を確保するための動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練を実施する。

※参考資料 「表. 総合防災訓練」

② 個別訓練

- 各地区、施設において、図上訓練、実地訓練を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 図上訓練や実地訓練に積極的に参加する。
地域・ 学校・ 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市と連携して、様々な災害を想定した図上訓練、実地訓練を実施する。 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急対策について図上訓練を実施し、課題を把握・共有する。 想定した災害に基づき、予警報の伝達及び通信訓練、災害防御訓練、災害応急復旧訓練等の実地訓練を実施する。 地域や事業者、各施設が実施する防災訓練について助言、支援を行う。 策定した地震災害等医療計画を基に、訓練を実施する。 救急法や心肺蘇生法、AED等の訓練受講や、感染症予防や消毒等に関する知識や技術を深めるための研修会を行う。

- 土砂災害に対する警戒避難体制の整備を図るため、訓練を実施するほか、必要に応じて県と合同して訓練を実施する。

※参考資料 「表. 個別訓練」

第5項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第4節 複合災害対策の実施

複合災害の発生可能性を認識し、事前対策を充実する。

●目指すべき目標

複合災害を想定した災害ごとの対応計画を定める。

●各主体の取組みや役割

① 複合災害対策の実施

- 複合災害の発生可能性を認識し、事前対策を充実する。

行政

- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。
- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう災害ごとの対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

第6項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

- ① 避難体制の整備
- ② 避難場所、避難所及び避難路の整備・周知
- ③ 行政区域を越えた広域避難の調整

第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

- ① 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備
- ② 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

第3節 防疫予防対策

- ① 防疫体制の確立

第4節 要配慮者の安全確保

- ① 地域における要配慮者対策
- ② 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

第6項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

避難体制、避難場所、避難所及び避難路の整備・周知を図る。

●目指すべき目標

災害時に市民等が安全に避難できる地域を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 避難体制の整備

- 避難計画の策定、避難誘導體制の整備を図る。

市民

- ・ ハザードマップの理解に努める。
- ・ 豪雨等により災害発生の危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に合わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとる。

地域

- ・ 市と連携し、避難者の誘導體制を整備する。
- ・ 避難情報の伝達体制を整備する。

学校等

- ・ 各学校等においては、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。
- ・ 病院、社会福祉施設など不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、防災上

重要な施設であることから、関係機関の指導・助言を得ながら避難誘導に係る計画を作成する。

- 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なおこの際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

行政

- 避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、警察、消防、自主防災組織等の協力を得ながら避難体制の確立に努める。
- 計画作成にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 不特定多数の者が出入りする施設や、防災上重要な施設等の管理者が避難誘導に係る計画を作成するに際して必要な指導、援助を行う。
- 避難者の誘導體制を整備する。
- 住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努める。
- 避難情報の発令の実施要領の明確化を図るため、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等を具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- 避難情報発令の際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、避難支援を行う。
- 気象情報、避難情報等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。
- 市は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

※参考資料 「表. 避難計画の内容」
「表. 防災上重要な施設の管理者の留意事項」
「表. 避難誘導體制の整備」

② 避難場所、避難所及び避難路の整備・周知

- 避難場所、避難所及び避難路をあらかじめ指定し、市民への周知を図る。

市民

- 避難場所・避難所・避難路等について、各家庭で確認する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所、避難所及び避難路の選定・確保に協力する。 各種災害における条件を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの避難場所、避難所を確認し、その所在、名称、概況、受入れ可能人員等の把握に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則を従業員等に周知し、安否確認手段や滞在場所等をあらかじめ定めておく。 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するなど、帰宅困難者対策を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、各種災害における条件や新型コロナウイルス感染症などの感染症対策、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所として指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される場所を「指定緊急避難場所」、被災者が避難生活を送るための場所を「指定避難所」とし、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。 指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておくものとする。 市は、避難情報を発令する前に台風の接近が予想される際や、大雨により洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときは、事前に避難を希望する住民等を受け入れるための施設を自主避難所として開設する。 市は、避難情報を発令した際は、開設した避難所を、指定避難所へ移行することができる。 <p>指定緊急避難場所の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するよう努める。 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、近隣市町に設置するよう努める。 <p>指定避難所の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所について、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であつ

て、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

- 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- また、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。
- 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- 避難所の運営体制を確立するため、避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとし、普及に当たって

は、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、気温が著しく高くなることにより、熱中症によって人の健康に係る被害が生ずる恐れがあるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

- 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- 指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討する。
- 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症などの感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症などの感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

避難路及び避難先の指定

- 市民の理解と協力を得て、避難路を指定する。
- 避難場所、避難所の区分けを実施し、市民一人ひとりの避難すべき場所を明確にする。

避難場所、避難所区分け

- 1) 避難場所、避難所の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断しての避難とならないように、これらを境界とすることもできる。
- 2) 各地区内の住居地からできるだけ均等の距離となるよう考慮する。
- 3) 避難人口は、夜間人口により算定するが、避難場所、避難所の収容力に余裕をもたせるよう配慮する。

- 案内板の設置、防災啓発パンフレット等の配布を通じて、避難場所、避難所等の市民への周知徹底に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべき

ことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

- 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

浸水想定区域における避難確保のための措置

- 少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの、又は大規模工場等の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- 想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、定めた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

帰宅困難者対策

- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。
- 大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

避難情報の把握

- 市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

※参考資料

- 「表. 自主避難所」
- 「表. 本巢市指定避難所」
- 「図. 指定避難所位置図」
- 「表. 本巢市指定緊急避難場所」
- 「表. 避難場所、避難所の指定と確保」
- 「表. 避難路の選定」
- 「表. 避難場所等の市民への周知」

③ 行政区域を越えた広域避難の調整

- 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携する。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。 • 県及び市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。 • 県及び市は、外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。 • 市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。 • 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
-----------	--

第6項 民生安定のための備え

第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

各地区、施設、家庭において、発災後に必要な食料、飲料水、生活必需品、防災資機材を確保する。

● 目指すべき目標

災害時に食料等の調達が円滑に行える地域を目指す。

● 各主体の取組みや役割

① 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

- 避難者（被災者）及び災害救助従事者のための食料、飲料水、生活必需品を確保する。

市民	• 各家庭において、平常時から食料、飲料水等の一人当たり7日分の備蓄に努める。
地域	• 自主防災組織において、食料、飲料水等の備蓄に努める。
事業者	• 各事業所において、帰宅困難者とならないよう一定期間従業員を事業所等内に留めておくことができるよう、平常時から食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。

	<ul style="list-style-type: none"> 生産者・販売業者及び輸送業者は、市と食料等の調達体制について十分に協議し、協定の締結に協力する。
--	--

学校	<ul style="list-style-type: none"> 各学校等において、市の計画により提供される地域の食料、飲料水等の備蓄の保管に努める。 市及び事業者と連携し、待機児童の食料、飲料水等を確保する。
----	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定に基づく必要数量等を把握し、食料等の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項についての計画を策定する。 計画に基づき、避難者及び災害救助従事者を対象とする食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行う。 避難所となる各小中義学校に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄品の充実・強化を図る。 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの確保に努めるとともに、正しい利活用について普及啓発に努める。 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややくに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
----	--

- ※参考資料 「表. 備蓄に関する基本的事項」
「表. 緊急時応急生活物資の品目」
「表. 食料及び給水用資機材の備蓄」
「表. 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備」
「表. 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備」
「表. 備蓄資材・食料等計画一覧表（避難所等）」

② 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- 避難所及び広域避難所において、一時的に受入れ・保護した避難者（被災者）のための災害救助用物資・資機材を確保する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 輸送業者は、災害救助用物資・資機材の輸送に関し市との協定の締結に協力する。
-----	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定及び各避難所・広域避難所の受入れ人員の計画値に基づく必要量を把握し、災害救助用物資・資機材の備蓄計画を作成する。 計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。 避難所となる各小中義学校に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄品の充実・強化を図る。 備蓄物資の拠出、仕分け、輸送方法等を予め計画しておく。 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
----	---

- ※参考資料 「表. 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備」

第6項 民生安定のための備え

第3節 防疫予防対策

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐため、防疫予防対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐことのできる体制づくりを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 防疫体制の確立

- 災害時における防疫体制を確立する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 防疫用薬剤及び器具の備蓄について、調達体制の整備に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県の防疫対策本部及び保健所と連携し、災害時における防疫体制を確立する。 防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。また、市内関係業者の協力を得て調達体制を整備する。 県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

※参考資料 「図. 災害時における防疫体制」

第6項 民生安定のための備え

第4節 要配慮者の安全確保

地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。

●目指すべき目標

要配慮者の安全を確保できる地域を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 地域における要配慮者対策

- 地域における要配慮者の情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域消防防災活動協力員、警察活動協力員、市民等の協力を得て進める。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の実態に合わせた災害に対する基礎的知識、家庭内における予防・安全対策、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるため、講習会や防災訓練に参加する。 高齢者・重度障がい者のいる家庭は、過熱防止装置付きコンロ、電磁調理器、自動消火器、火災警報機の設置に努める。 一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システ
-----------	--

ム、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システム等を利用する。

地域

- 自主防災組織は、自治会、女性団体、民生委員・児童委員等と協力し、地区ごとの介護を要する高齢者や障がい者等の人数及び災害時における介護体制の有無について、十分な状況把握に努める。
- 地域の要配慮者の実態に合わせきめ細かな緊急連絡体制の整備を図る。
- 高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備する。
- ホームヘルパーや民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等や防災知識の普及を推進する。
- 防災訓練を実施する際には、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、円滑な避難誘導等が行えるよう支援体制の整備に努める。

行政

- 関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。
- 家庭や地域が行う要配慮者対策を支援する。
- 要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- ボランティアの活用を図るため、その活動の支援策等に努める。
- 防災施設において、要配慮者自身の災害対応能力を考慮した、緊急通報、避難誘導等の施設、設備等の導入、避難所、避難路等の防災施設の整備を図る。
- 外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

外国人対策

- 1) 避難路、避難所等への多言語化標識を推進する。
- 2) 災害時の通訳の確保等、外国人への支援システム、救急体制の整備に努める。
- 3) 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

- 市内に居住する外国人には、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、英語等の外国語のパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

避難行動要支援者対策

避難行動要支援者名簿

- 平常時より避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者）に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- 避難支援等に携わる関係者として消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等を実

施する者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の一層の充実を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- 法令等により守秘義務が課せられている関係機関以外と避難行動要支援者名簿を共有する場合、情報の提供を受ける機関は、「避難行動要支援者名簿の保管にかかる同意書」を市に提出するものとし、個人情報の漏洩が発生しないように十分なセキュリティ対策を講じる。

個別避難計画

- 市は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。
- 市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や、避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

避難行動要支援者の移送

- 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

※参考資料 「表. 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施」
「表. 避難行動要支援者対策の取組方針」

② 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

- 社会福祉施設・病院等における要配慮者の情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、社会福祉施設、医療施設等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制づくりを行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設、医療施設等の管理者は、災害発生時における施設利用者の安全確保に係る組織体制の整備、施設・設備等の耐震性・安全性の向上及び緊急受入体制の整備に努める。 平常時よりボランティア受け入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。 本計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。 長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。 社会福祉施設、医療施設等の管理者等に対し、災害発生時における施設利用者の安全確保のための施設・設備等の耐震性・安全性の向上及び緊急受入体制の整備に努めるよう指導、支援する。 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

※参考資料 「表. 要配慮者利用施設一覧」

第2章 災害応急対策

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

- ① 応急活動体制
- ② 職員の動員配備

第2節 災害応援要請

- ① 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法
- ② 自衛隊の災害派遣活動
- ③ 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等
- ④ 相互応援協定に基づく応援要請
- ⑤ 市町村相互の応援要請
- ⑥ 自主防災組織との協力体制
- ⑦ 他機関に対する応援要請
- ⑧ 国、県による応急措置の代行

第3節 予報及び警報・災害情報の収集・伝達

- ① 予報及び警報の収集・伝達
- ② 被害情報等の収集・伝達

第4節 通信の確保

- ① 情報管理体制の確立
- ② 情報連絡手段の確保

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

災害の規模に応じた応急活動体制及び職員等の動員配備計画を整備する。

●目指すべき目標

防災活動体制を整備し、それを職員や消防団員等がきちんと把握する。

●各主体の取組みや役割

① 応急活動体制

- 災害対策体制の確立及び本計画の整備を行う。

行政

- 市域及び市域周辺に災害が発生、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に初動体制がとれるよう、防災活動体制の整備、災害対策本部の設置など災害対策体制を確立する。
- 体制等の特例（特別体制）として、市長は、災害の種類、状況その他（鉄道事故、爆発事故等局地的に重大な事故が発生した場合等）により、別に定める災害警戒本部体制により難しいと認めるときは、特定の班に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

- 市民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害警戒本部体制（災害対策本部設置前の活動体制）を早急に確立して災害応急対策に着手する。なお、本部は原則として本庁舎に設置する。
- 市域に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、必要があると認めるときは「本巢市災害対策本部条例」により、市長を本部長として、災害対策本部を設置し、災害の防御、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ強力に推進する。
- 市域内で大雨特別警報の基準値となる格子が出現した場合は、災害対策本部を設置又は事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置するための警戒本部体制をとる。
- 被災地が限定された災害である場合等災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置し、現地における応急対策を実施する。
- 健康支援班は保健活動マニュアルを作成し、マニュアルに則して応急対策を実施する。
- 被害状況の把握、応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、災害の特殊性に十分配慮のうえ、本計画の整備を行う。
- 被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。
- 災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

※参考資料 「表. 災害体制の参集基準」
「表. 災害警戒本部体制」
「表. 災害対策本部の設置」
「表. 災害対策本部の業務の概要」
「表. 本巢市災害対策本部等の分掌事務」

② 職員の動員配備

- 職員及び消防団員の動員体制及び系統機関相互間の応援体制等を整備する。

行政

- 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員及び消防団員の動員体制及び系統機関相互間の応援体制等を整備し、必要に応じて警察官等関係機関職員の出動を要請する。
- 出動決定後は、保有する情報・連絡手段を活用し、速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。
- 災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び情報収集・伝達体制等を確保するため、職員の徒歩等による参集時間、参集ルート of 事前確認実施など、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集・伝達手段の確保等について検討するものとする。

※参考資料 「表. 職員の動員の伝達系統及び方法」
「表. 職員の動員配備」

第1項 応急体制

第2節 災害応援要請

自衛隊、県内の市町村、自主防災組織、応援協定を締結している機関等との協力体制を整備する。

●目指すべき目標

災害発生時に迅速に対応できるよう、市と関係機関との協力体制を整備する。

●各主体の取組みや役割

① 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法

- 災害時には自衛隊の災害派遣要請を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 自衛隊の派遣要請は、原則として市長が行う。 • 市長又は代理者（市長不在時については副市長が、副市長不在時については教育長）が、知事に自衛隊災害派遣要請をする場合、次の事項を明記した文書を送達する。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を送達する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害の状況及び派遣要請を要請する理由 2) 派遣を希望する期間 3) 派遣を希望する区域及び活動内容 4) その他参考となるべき事項（例えば、ヘリコプターによる患者輸送の場合には、付き添い搭乗者の氏名、職業、年齢等） </div> • 市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊派遣要請先の駐屯地指令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知する。 • 市長は、自衛隊災害派遣に係る任務が完了したと認めた場合には、知事及び派遣部隊の長と協議して災害派遣部隊の撤収要請を行う。
----	--

※参考資料 「表、自衛隊の災害派遣窓口」

② 自衛隊の災害派遣活動

- 災害派遣部隊は災害派遣時に様々な救助活動を行う。

自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時、被害情報の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助等の活動を行う。 • 市長、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通報する。 <p>なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項） </div>
-----	---

<p>● 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項） ● 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項） ● 市民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）</p>

※参考資料 「表. 災害派遣部隊の活動内容」

③ 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

- 市は、自衛隊と協議を行い、派遣部隊の受入体制を整備する。

<p>市民・地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 派遣部隊の活動に積極的に協力する。
--------------	---

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛隊との協議及び市民への協力要請等を行い、派遣部隊の受入体制を整備する。 ● 派遣部隊が災害救助作業又は復旧作業を実施するにあたり、部隊装備資材、食料、燃料、衛生資材等を除き、市は、県及び関係公共機関とともに必要とする資器材を準備する。 ● 必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、市は、原則として部隊撤収後において部隊に変換又は代品弁償する。 ● 使用資器材の準備については、現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、できる限り事前に受入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携帯する物品の使用及び改修等に関して所要の協議を行う。 ● 自衛隊が、災害応急対策又は災害復旧作業に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。 ● 自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、地域ごとに発着場の適地を選定し、本計画に定めるとともに、陸上自衛隊に通報しておく。
-----------	---

※参考資料 「表. 派遣部隊の受入体制」
 「表. 市が負担する経費」

④ 相互応援協定に基づく応援要請

- 県内外の市町村との相互応援協定、広域応援協定に基づいて応援を求める。

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長は、県内外の市町村等との相互応援協定に基づき、当該市町村長に応援を求める。
-----------	---

※参考資料 「表. 相互応援協定の締結状況」

⑤ 市町村相互の応援要請

- 応急措置を実施するにあたって必要な場合は、他の市町村への応援要請、県への応援要請又はあつせんの要請を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、応急措置及び災害応急対策全般を実施するにあたり、必要があると認めるときは、県知事および他の市町村長に対し応援を求める。 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、知事に対し、他の市町村、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあつせんに求める。なお県への要請は、まずは電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。 県は、市から要請があつた場合は、他の都道府県や市町村に対し応援を求める。なお、応援を求めるべき適当な相手方が見つからない場合や不十分な場合など、地方公共団体間の応援要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国は県の求めに応じて、他の都道府県に対して応援を求める。 災害時の応急対策の万全を期するため、平素から隣接市町村や防災関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。 近隣市町村や防災関係機関との相互応援協定については、締結の促進と有効活用を図るとともに、災害時の円滑な応援のため、相互の訓練等を通じて実践に即した体制づくりを行う。 派遣要請が決定された場合は、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。なお受入体制の整備の指揮命令は、派遣を受けた市長が行う。 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
-----------	--

公共団体等	<ul style="list-style-type: none"> 県、指定地方行政機関等の出先機関及び市域内を活動領域とする公共団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市が実施する応急措置について、応援協力を行う。
--------------	---

※参考資料 「表. 要請必要事項」
「表. 防災関係機関の連絡先」

⑥ 自主防災組織との協力体制

- 市は、自主防災組織との協力体制を確立する。

地域・行政	<ul style="list-style-type: none"> 市と市域内の自主防災組織（企業等を含む）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう、市は、自主防災組織の協力内容及び協力方法等について予め決めておくとともに、発災時に円滑な行動が取れるよう日常から関係者等に周知を図る。
--------------	---

※参考資料 「表. 自主防災組織との協力内容」

⑦ 他機関に対する応援要請

- 市内外の機関と応援協定を締結し、災害応急対策への応援を要請する。

**事業者
・行政**

- 市及び応援協定を締結している機関は、協力して災害応急対策を行う。

※参考資料 「表. 応援協定締結機関」

⑧ 国、県による応急措置の代行

- 市が、被災により全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、国や県に応急措置の代行を委ねる。

行政

- 市が被災により全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、国や県に応急措置の代行を委ねる。
- 県は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を市に代わって行う。
- 国土交通省等は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を市に代わって行う。

第1項 応急体制

第3節 予報及び警報・災害情報の収集・伝達

予報及び警報、災害情報の収集・伝達の体制を整備する。

●目指すべき目標

災害発生時に情報を迅速に収集し、関係機関及び市民等にきちんと伝達することができる予報及び警報、災害情報の対応体制を整備する。

●各主体の取組みや役割

① 予報及び警報等の収集・伝達

- 予報及び警報（気象業務法第13条、第13条の2）、気象等情報、火災警報及び知事、市長が行う通報、警告（以下「予警報等」という。）の発表及び伝達を行う。

※1 予報及び警報とは、気象業務法第13条、第13条の2に基づく気象及び地象等の特別警報・警報・注意報・情報、洪水等に関する警報・注意報をいう。

※2 気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。

事業者

- 放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに市民等に伝達する。

行政

- 予報及び警報は、気象業務法に基づき岐阜地方気象台より市町村単位で発表される。
- 総務班（退庁時にあっては宿日直者）は、予警報等が発表されているときは、県本部、北方警察署等と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に留意して、市地域の的確な気象状況の把握に努める。

1) 伝達される警報等の区分

県本部（防災課）：予警報等の情報の全文及びそれらの対策に係る指示事項。

2) 受信記録

予警報等の全文が伝達される場合の受信にあたっては、備え付けの警報等発受用紙（総務課及び宿直室に備付）によるものとする。

- 予警報等の伝達は、総務班（退庁時にあっては夜間警備員）が予警報取扱責任者となって行う。
- 予警報等は、県防災行政無線電話等をもって市に通報されるが、予警報等取扱責任者は、予警報を受領したときは直ちに市長及び副市長に連絡し、予警報発令に伴う必要な措置を行うものとする。
- 市は、市民等に周知徹底の必要があると認めるときは、同報系防災行政無線子局、広報車、自主防災組織の伝達組織により伝達する。特に、特別警報、特別警報に準ずる気象現象の発生及び土砂災害警戒情報の伝達を受けた場合は、これを直ちに防災行政無線、市ホームページ等により市民へ伝達する。なお、警報時の周知徹底を図るため、報道機関等の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行う。

- 水防活動用警報、火災警報等の伝達について、市長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的气象状況の判断によって、警報を発表し、又は解除したときは、サイレン、消防信号等により市民への周知を図る。
- 岐阜地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要となった場合に、市長が避難情報発令の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、市民の自主避難の判断等に利用できるよう、共同して市町村単位で土砂災害警戒情報を発表するとともに、避難情報の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

土砂災害警戒情報の利用に係る留意点

- 1) 個別の災害発生場所、時間、規模等を特定するものではない。
- 2) 対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

※参考資料 「表. 予警報等の種類及び内容」
「図. 予報及び警報の伝達系統」
「表. 予警報等の取扱い方法」

② 被害情報等の収集・伝達

- 災害発生後、速やかに被害情報の収集・伝達を行う。

行政

- 「情報センター」を設置し、各班担当箇所及び市内全域から被害情報を収集する。
- 災害発生直後において、規模早期把握のために関係機関等より情報を収集し、被害規模の把握を行う。また、一般被害情報等の収集・把握を行い、必要に応じて県に連絡する。
- 概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を図る。

※参考資料 「表. 被害情報の収集・把握」
「図. 被害情報等の報告ルート」
「表. 総務省消防庁連絡先」

第1項 応急体制

第4節 通信の確保

情報管理体制の確立及び情報連絡手段の確保を行い、情報を収集・伝達する。

●目指すべき目標

災害発生時にきちんと機能する情報管理体制を確立し、情報連絡手段を確保する。

●各主体の取組みや役割

① 情報管理体制の確立

- 効果的な災害情報の管理体制を確立する。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時の市の通信連絡システムとして、防災行政無線を基幹的な通信システムとする。 • 防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）は、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化したり、不要不急の問い合わせが入らないようにする等の措置を講ずる。
----	--

② 情報連絡手段の確保

- 防災行政無線網等を活用し、重要情報の収集・伝達を優先的かつ迅速に行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • タクシー・トラック等の業務用無線は、発災初期における被害概況の情報提供や、応急対策活動時の情報収集・伝達等に有効であるため、災害時の業務用無線の活用について市と十分検討協議を行う。
-----	--

行政・ 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> • 市は、タクシー・トラック等の業務用無線の利用について、事業者に対して予め災害時における協力の要請をしておく。 • 県、市及び防災関係機関は、情報連絡手段として予め整備している専用無線通信の確保に努める。 • 市は、災害情報の収集・伝達のための中核施設として設置している防災行政無線網を確保し、重要情報の収集・伝達を優先的かつ迅速に行うため、以下の措置をとる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1) 回線統制：全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。 2) 割込み及び強制切断：任意の回線に割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。 </td> </tr> </table> • 県、市及び防災関係機関は、災害時における予警報等の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話もしくは電報施設を優先利用する。 • 通常の通信ができないとき又は困難なときは、他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。専用電話を利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話がある。 • 各防災関係機関は、情報の収集・伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。 • 防災関係機関は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは、他の機関が設置している無線通信を使用（非常通信）するなどして必要な通信を確保する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 回線統制：全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。 2) 割込み及び強制切断：任意の回線に割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。
<ol style="list-style-type: none"> 1) 回線統制：全回線又は任意の回線について、その発着信を統制する。 2) 割込み及び強制切断：任意の回線に割込みを行うほか、その回線の強制切断を行う。 		

※参考資料 「表. 電話・電報施設の優先利用」

「表. 防災関係機関の無線通信の利用」

第2項 緊急活動

第1節 発災直前の減災対策

第2節 避難対策

- ① 要避難の把握・判断
- ② 避難情報の発令
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 巡視及び警戒態勢
- ⑤ 避難の誘導等
- ⑥ 避難所の開設、運営
- ⑦ 行政区域を越えた広域避難等

第3節 消防対策

- ① 招集・出動計画等
- ② 出火、延焼の防止
- ③ 危険物施設における災害拡大防止措置
- ④ 負傷者等の救出及び救急

第4節 水防対策

- ① 水防体制の確立
- ② 河川出水・浸水被害の拡大防止

第5節 大規模土砂災害対策

第6節 雪害対策

第7節 警備対策

第8節 緊急輸送・交通規制 対策

- ① 緊急輸送の実施及び緊急輸送手段の確保
- ② 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保
- ③ 交通規制の実施
- ④ 緊急通行車両の確認等
- ⑤ 発見者の通報と運転者の措置
- ⑥ 道路啓開
- ⑦ ヘリコプター離着陸場等の確保

第9節 医療救護体制の整備

- ① 緊急医療の実施
- ② 医薬品・医療用資器材等の調達
- ③ 傷病者等の搬送
- ④ 医療救護活動状況の把握
- ⑤ 保健活動とメンタルケア

第10節 遺体の搜索、取り扱い 及び埋・火葬

- ① 遺体の搜索
- ② 遺体の取り扱い
- ③ 遺体の埋・火葬

第11節 ライフライン施設 の応急対策

- ① 上下水道施設応急復旧体制
- ② 電力施設応急復旧体制
- ③ ガス施設応急復旧体制
- ④ 電気通信設備応急復旧体制
- ⑤ 危険物等取扱施設の応急対策
- ⑥ 鉄道施設の応急対策

第12節 公共施設等の応急 対策

- ① 社会公共施設の応急対策
- ② 河川砂防及び治山施設等の応急対策

第2項 緊急活動

第1節 発災直前の減災対策

タイムラインの考え方を盛り込んだ災害応急活動を行う。

● 目指すべき目標

数日前から予測可能である災害について、「タイムライン」を活用することにより、効果的な減災対策を行う。

● 各主体の取組みや役割

- タイムラインの考え方を盛り込んだ災害応急活動を行う。

行政

- ・ 台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能であり、事前にどれだけ準備対策を実施できるかが発災時の減災に大きく影響する。そのため、市は、県が示すガイドラインに準拠し、台風接近等の発災直前の対策を実施する。

第2項 緊急活動

第2節 避難対策

要避難の把握・判断から避難所の設置・運営までの避難対策を行う。

● 目指すべき目標

災害発生時に迅速かつ安全に避難することができるよう、災害発生後の各段階における避難対策を整備する。

● 各主体の取組みや役割

① 要避難の把握・判断

- 避難を要する地域の実態の早期把握を行い、避難対策の必要性を判断する。

市民等

- ・ 豪雨等により災害発生危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って指定緊急避難場所等に自主的に避難するよう心掛ける。
- ・ 状況によっては、浸水で倒壊のおそれがない自宅等の2階以上や、崖に面していない側の部屋に留まる。

行政

- ・ 市長は、避難措置実施の第一次責任者として、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるとともに、迅速かつ確実な避難対策に着手する。
- ・ 市は洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水

位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等については、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、同様に具体的な避難情報の発令基準の策定することとする。

- 地域の実態把握及び避難対策については、警察、県及び自衛隊等の協力を求める。
- 必要に応じて、避難情報の対象地域、判断時期等について、指定地方行政機関及び県に助言を求める。
- 発生した災害の状況により、避難対策の要否を判断する。
- 河川等の出水により浸水等の被害が生じると予想される地域では、市民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他関係機関は、警報発表以降警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、市民の避難活動を補完する。
- 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- 土砂災害の危険性が高い地域、及び土砂災害緊急情報に示された地域等において避難が想定されるが、市・消防本部その他関係機関は、警戒活動により状況を把握し、地域の実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

② 避難情報の発令

- 市は、市民及び関係機関に対して、避難情報を発令する。

市民等

- 避難情報が発令された場合は、迅速に避難行動に移る。
- 安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊危険ゾーンに存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると判断する場合は、浸水で倒壊のおそれがない自宅等の2階以上や崖に面していない側の部屋に留まることができる。

行政

- 市長は、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。
- 避難情報の発令は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、ハザードマップあるいは降水量、河川の水位等を目安とする。
- 市は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。
- 市は、避難情報の発令の際には、避難所を開設することが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知す

る。

- 市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- 危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」が発令されたタイミングで避難するよう、市民に周知する。
- 市民及び関係機関へ避難情報の周知を徹底する。
- 関係機関相互の通知及び連絡を徹底する。
- 避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。避難情報の伝達方法は次による。

防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール、電話、災害情報共有システム（Lアラート）

- 国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難情報解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。

※参考資料

「表. 避難情報の発令基準」

「表. 避難情報の発令権者及び時期」

「表. 避難情報の区分」

「表. 市民及び関係機関への伝達方法、内容」

「表. 関係機関相互の通知及び連絡」

③ 警戒区域の設定

- 警戒区域の設定を行い、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

市民等

- 警戒区域に設定された地域の住民等は、迅速にその内容に従う。

行政

- 市長は警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定を行う。なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施することができる。
- 災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。
- 警戒区域の設定は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。
- 設定した警戒区域でどのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であり、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意する。

- 警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

※参考資料 「表. 警戒区域の設定権者」
「表. 警戒区域の設定」

④ 巡視及び警戒態勢

- 土砂災害（特別）警戒区域の巡視及び警戒態勢に万全を期する。

行政

- 気象庁より大雨注意報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時収集し、土砂災害（特別）警戒区域の巡視及び警戒態勢に万全を期する。
- 総務部長は、情報収集のための巡視を命じるとともに、交替要員等の確保等必要な体制を確立する。
- 特に土石流の発生は、雨の強度とかなり相関があることから、降雨の動向に最も注目し、警戒員の配置、雨量計類の設置その他必要な措置を講ずる必要がある。

※参考資料 「表. 巡視すべき事項」
「表. 警戒態勢をとるべき時期と応急措置の内容」

⑤ 避難の誘導等

- 市及び地域等は避難誘導を行うとともに、市民等は自主避難を実施する。

市民

- 豪雨等により災害発生の危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

地域

- 自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、避難活動を実施する。
- 市等と協力して、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。

事業者等

- 企業、放送事業者、防災関係機関等は、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

学校・ 社会福 祉施設

- 学校及び社会福祉施設等の児童・生徒等及び入所者等を避難させる必要があるときは、保護者、教諭、職員等がそれぞれの施設の避難対策を把握して行動する。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 県は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。 避難立退きの際は避難誘導を行い、市民等が安全に避難できるように努める。 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。
-----------	---

※参考資料 「表. 自主防災組織による避難活動」
「表. 学校、社会福祉施設等における避難対策」
「表. 避難誘導の実施」
「表. 防災気象情報と警戒レベル」

⑥ 避難所の開設、運営

- 避難所の開設及び運営管理を行う。

市民等	<ul style="list-style-type: none"> 避難の必要がある地域の住民等は、速やかに指定された避難所へ避難を行う。
------------	---

地域・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等は、市と連携しながら開設された避難所の運営を行う。 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
----------------	---

行政	<p>避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に受入れし、保護するため必要と認められるときは指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図るとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 市は、避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等、受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
-----------	--

- 各地域に福祉避難所を設置する。
- 県及び市は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

避難所の運営

- 避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各避難所の適切な運営管理を行う。
- 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。
- 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める
- 避難所の開設が長期化する見通しの場合は、プライバシーの確保や保健・衛生対策等に留意して運営を行う。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- それぞれの避難所に受入れされている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。
- やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

帰宅困難者対策

- 帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞り場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。
- 滞り場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞り場所の運営に努める。
- 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

※参考資料 「表. 避難所の開設」
「表. 避難所運営」

⑦ 広域避難等

- 大規模広域災害時必要に応じて広域避難等を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 運送事業者等は、市の要請に応じて、被災者の運送等に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者等に被災者の運送等の協力を要請する。 <p>広域避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したとき、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 <p>広域一時滞在</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 県及び市が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、国が、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、国は、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、県及び市に代わって広域一時滞在のための協議を行う。 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2項 緊急活動

第3節 消防対策

招集・出動から救出・救急活動までの消防対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生時に迅速に消防活動を行うことができるよう、災害発生後の各段階における消防対策を整備する。

●各主体の取組みや役割

① 招集・出動計画等

- 災害発生時は、迅速に招集を行い、消防隊（消防署、消防団）は直ちに出動する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 招集がかかると、消防団員は直ちに指示された場所に集合し、次の指示があるまでは、その場所から離れてはならない。
行政	<ul style="list-style-type: none"> サイレンと防災行政無線によって招集をかける。 災害の規模により、出動段階を設定する。なお火災が拡大し、出動部隊では防御活動が至難と認められた時は、相互応援協定に基づき他市町に応援を要請する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>第1次出動：消防署、消防団各分団（各管轄範囲） 第2次出動：消防団各分団（市内各応援出動範囲） 第3次出動：隣接市町消防団</p> </div>

② 出火、延焼の防止

- 市民、地域の自主防災組織、事業者、市、消防機関等が協力し、出火及び延焼の防止に努める。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、市と協力して出火等の防止に万全を期する。 道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火に努める。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>初期消火の要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。 消火班の出動による消火栓等を使用しての初期消火活動や、水利の確認等を行う。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。 </div>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。 事業者、危険物施設等の自衛消防組織等は、市と協力して出火等の防止に万全を期する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 出火等を防止するため、居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。

- 県及び市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく県内市町村及び消防組織法第44条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求める。場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

※参考資料 「表. 出火等の防止のための広報事項」

③ 危険物施設における災害拡大防止措置

- 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、防止措置を講ずる。

事業者等

- 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、以下の措置を講ずる。

- 1) 施設の異常を早期に発見するために、点検を実施する。
- 2) 施設の状況により、危険物を安全な場所に移動し、漏洩防止の措置をし、引火・発火等を防ぐため冷却等の安全措置を講ずる。
- 3) 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときは、市、消防、警察に通報するとともに、付近の住民に避難の周知を図る。
- 4) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

④ 負傷者等の救出及び救急

- 救出を必要とする者に対して速やかに救出活動を行い、負傷者については医療機関又は応急救護所へ搬送する。

地域

- 自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力する。

行政

- 被災者の救出は、総務班が担当し、直接の実施は消防団等奉仕労力が消防機関、県警察及び自衛隊と協力して行う。
- 市は、相互の応援協定に基づき他市町の応援を要請する。

救出活動

- 倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行う。
- 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
- 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

救急活動

- 消防機関は、救出した傷病者に対して必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- 道路の損壊により車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

※参考資料 「表. 岐阜県防災ヘリコプターの救急出動基準」

第2項 緊急活動

第4節 水防対策

水防体制を確立するとともに、河川出水・浸水被害の拡大防止対策を講ずる。

●目指すべき目標

水防体制を確立し、河川出水・浸水被害の拡大防止対策が行われることにより、被害を最小限に留める。

●各主体の取組みや役割

① 水防体制の確立

- 「本巢市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に基づいて、水防組織を確立する。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「本巢市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に定めた方法により確立する。 各河川の水防は消防団班において対策をたて、応急の処置をする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>警戒配備：雨に関する注意報発令時（資材等の点検）</p> <p>巡視配備：警戒水位に達したとき（各分団管轄区域）</p> <p>非常配備：危険な状態になったとき（本部長指定場所、本部長指定分団）</p> <p>※消防団班は関係班と協議の上、第1次、第2次、第3次出動により動員する。</p> </div>
----	---

② 河川出水・浸水被害の拡大防止

- 市及び地域が協力して、水防情報の受信・伝達や、樋門等の管理を行う。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 雨に関する注意報・警報の発表時において、施設管理者は用水取入口等の門扉の開閉を実行する。
----	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、市域における水害発生の際に情報を収集し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、洪水の発生等の可能性などに注意する。 警戒水位に達した各河川の状況等の情報は、消防団班が収集し、建設班を経て本部長へ報告する。 警報が発令されたときは、各分団長に電話連絡する。警戒配備時の連絡は、伝令、防災行政無線により行う。 河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。 放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。 各水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは、他の水防管理者の応援を要請する。 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合
----	--

を除いて、要請に従い、できる範囲で応援を行う。

**消防団
(水防団)**

- 各分団長は警報発令時に電話連絡を受け、指示に従い地域の水防対策に努める。
- 各分団は地域内にある施設の管理状況を把握しておく。

第2項 緊急活動

第5節 大規模土砂災害対策

再度の土砂災害の発生に備え、大規模土砂災害対策を実施する。

●目指すべき目標

大規模土砂災害による被害を防止する。

●各主体の取組みや役割

- 再度の土砂災害の発生に備え、関係機関と協力しつつ、大規模土砂災害対策を実施する。

行政

- 地すべり、土石流、がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合、再度の土砂災害の発生に備え、市民の早期の避難を実施し、応急工事等が円滑に実施できるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。そのため、越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会議の関係機関と相互に協力しつつ、「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」を運用し、情報共有や警戒避難対応等を実施する。

※参考資料 「表. 大規模土砂災害対策における関係機関との情報共有」
「表. 警戒避難対応」

第2項 緊急活動

第6節 雪害対策

豪雪による被害防止のために、雪害と関連する除雪対策を行う。

●目指すべき目標

除雪対策を行い、豪雪による被害を防止する。

●各主体の取組みや役割

- 豪雪による被害防止のために、除雪対策を行う。

行政

- 豪雪による被害防止のために、雪害と関連する除雪対策を行う。
- その他雪害と関連する予防対策等は、各対策班の任務による。

第2項 緊急活動

第7節 警備対策

市民が避難生活を送っている地域において、治安の確保を図る。

●目指すべき目標

市民が安心して避難生活が送れるように、地域の良好な治安を確保する。

●各主体の取組みや役割

- 市民が避難生活を送っている地域において、治安の確保を図る。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 避難の際、貴重品等は非常用持ち出し袋などに入れて携帯するとともに、住まいの施錠を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民が長期の避難生活を送ることになった場合に、被災の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積における混乱、避難所内でのトラブルを防止し、市民が安心して生活が送れるように、市は、警察と協力し、治安の確保を図る。

第2項 緊急活動

第8節 緊急輸送・交通規制対策

市民及び関係機関等の協力により、緊急輸送や交通規制等を行う。

●目指すべき目標

緊急輸送や交通規制等が滞りなく実施されるよう、市民及び関係機関等への周知・徹底・協力を図る。

●各主体の取組みや役割

① 緊急輸送の実施及び緊急輸送手段の確保

- 市は、事業者等と協力し、緊急輸送を実施する。

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 県トラック協会、市内輸送事業者、農業協同組合等は緊急輸送の手段として、必要に応じて車両の貸出しを行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 実施責任者である市長の指示により、災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の緊急輸送を行う。 緊急輸送手段は、自動車及び航空機とする。 市長は、輸送手段として車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む） 2) 輸送を必要とする区間

- | |
|---------------------------|
| 3) 輸送の予定日時
4) その他必要な事項 |
|---------------------------|

※参考資料 「表. 緊急輸送の実施責任者」
「表. 緊急輸送の対象」
「表. 緊急輸送手段」
「表. 緊急輸送車両の費用の基準及び支払い」

② 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

- 緊急輸送道路及び輸送拠点等を確保し、関係機関及び市民等へ周知する。

市民

- 緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等についての情報を把握する。

行政

- 緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。
- 輸送拠点として定められている施設等の被害状況を速やかに把握する。
- 災害の状況により、予め指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地を確保する。
- 災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び市民等へ報道機関等を通じて周知する。

※参考資料 「表. 緊急輸送道路（県管理国道、県道及び以下の市道）」

③ 交通規制の実施

- 道路管理者と警察機関の連携により、交通規制を実施する。

行政

- 道路管理者（市道は建設班）は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努める。
- 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
- 市が管理する道路において、車両の通行を禁止もしくは制限しようとするときは、警察署と相互に緊密な連絡を保ち、規制の対象、区間、期間及び理由を警察署へ、警察署にあつては道路管理者である市へ通知する。ただし、緊急を要する場合は、事後にこれらの事項を通知する。
- 交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。
- 道路法及び道路交通法によって規制したときは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則様式第2に定める様式によって表示する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制を行ったことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。
- 規制を行う場合、道路標識には次の事項を明示する。

	<ul style="list-style-type: none"> • 禁止制限の対象 • 規制する期間 	<ul style="list-style-type: none"> • 規制する区間 • 規制する理由
	<ul style="list-style-type: none"> • 防災訓練のための交通規制を行う際にも、規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導するよう要請する。 • 規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県、道路情報センター及び報道機関を通じて市民に周知徹底する。 • 交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとする。 • 解除の際は、当該規制区間を管轄する警察署に通知するとともに、県の管理する道路内においては、県又は道路情報センターに連絡する。 	

※参考資料 「表. 道路通行規制基準（県管理国道及び県道）」

④ 緊急通行車両の確認等

- 緊急通行車両の使用について申請を受け、確認手続きを行う。

行政等	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急通行車両を使用する者は、県又は公安委員会に、緊急通行車両確認証明書を申請する。 • 緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省略化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。
-----	--

※参考資料 「表. 緊急通行車両の確認」

⑤ 発見者の通報と運転者の措置

- 災害時の危険な状況等について、市民等は警察署に通報するなどの措置を行う。

市民等	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官等に通報する。 • 災害発生時、運転者は、速やかに状況に合わせた措置を講じる。
-----	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 危険箇所等の通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察署に通報する。
----	--

※参考資料 「表. 災害発生時に運転者のとるべき措置」

⑥ 道路啓開

- 緊急啓開道路を把握して優先順位を決定し、道路啓開作業を実施する。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 緊急輸送道路に指定されている道路については、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。 • 他の道路状況についても、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。 • 各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。 • 道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規
----	--

模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

- 予め整備していた資機材及び建設業協会等との協定により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確・迅速に行う。
- 緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。
- 国及び県は、市町村、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。
- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときや、県公安委員会からの要請、国からの指示があったときは、次の方法により緊急通行車両の通行を確保する。

1) 車両等の移動命令

道路管理者は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。(災害対策基本法第76条の6)

2) 指定区間の周知

道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、広報車、防災行政無線、市ホームページ等の手段により、指定区間内に周知する。

3) 道路管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

4) 措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。

※参考資料 「表. 道路啓開作業の実施」

⑦ ヘリコプター離着陸場等の確保

- ヘリコプターの離着陸の安全を図る。(県防災ヘリコプター・県ドクターヘリ)

行政

- ヘリコプターが安全に離着陸できる場所(避難所・避難場所を除く)を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

※参考資料 「表. 県防災ヘリコプター緊急離着陸場」

第2項 緊急活動

第9節 医療救護体制の整備

災害発生後及び避難所生活時において、被災者への医療救護活動に努める。

● 目指すべき目標

傷病者の状態にあわせた迅速な医療救護が実施されるよう、医療救護体制を整備する。

● 各主体の取組みや役割

① 緊急医療の実施

- 災害の種類及び程度に応じて、医療救護活動を行う。

医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者は、市から医療救護に関しての応援要請があった場合、できる限り協力する。 医療関係者は、災害時における医療施設等の利用について、できる限り協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県が策定する地震災害等医療救護計画及び保健活動マニュアルに基づいて、医療救護活動を行う。 救護所を必要に応じて避難所等に設置するとともに医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即した救護活動を行う。 災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に応援を要請する。 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県に医療救護について迅速かつ確かな要請を行う。 県及び市は、必要に応じて、医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣を要請する。 県及び市は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 要配慮者（高齢者、乳幼児、傷病者等）に対し、必要に応じて市内の病院、診療所等に協力を求めるものとする。 平常時においてもケアが必要な医療弱者に対しては、災害時には特に重点的に安全を確保できるよう努める。

※参考資料 「表. 医療救護活動」

② 医薬品・医療用資器材等の調達

- 医薬品及び医療用資器材等を調達する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品及び医療用資器材の販売業者等は、備蓄が不足する場合、市に提供する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品及び医療用資器材は、備蓄しているものを優先的に使用する。 医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材については、原則として最寄りの販

売業者等から調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請する。

- 災害の状況等により不足する場合は、県あてに調達の要請をする。

③ 傷病者等の搬送

- 傷病者等を救護所及び救護病院、災害拠点病院等に迅速に搬送する。

行政等

- 地域の実状に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。
- 傷病者の救護のため受入れを必要とする場合は、災害拠点病院等を中心に受入れすることとするが、困難な場合は、その他の広域後方医療関係機関に協力を求める。
- 県及び市は、必要に応じて予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、市内の医療機関から広域搬送拠点までの傷病者等の輸送を実施する。
- 傷病者を迅速かつ的確に広域後方医療関係機関へ搬送するためには、受入れ先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する必要がある。
- 人工透析患者や難病患者等の慢性的患者については、関係機関と連携しながら対応する。

※参考資料

「表. 岐阜県内の災害拠点病院一覧」

「表. 傷病者搬送の手順」

「表. 透析患者・在宅難病患者への対応」

④ 医療救護活動状況の把握

- 医療救護活動の迅速かつ的確な推進と、医療機関等の情報の提供を図る。

行政等

- 避難所での医療ニーズや医療機関・薬局の情報等を県へ伝達し、医療救護活動の迅速かつ的確な推進に努める。
- 広報等を通じて医療機関や医療救護班及び医療救護所等の情報の提供を図る。

⑤ 保健活動とメンタルケア

- 被災者の心身の健康管理を行う。

市民

- 保健師、栄養士による巡回指導で、健康管理等についてのアドバイスを受ける。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）により、メンタルケアの支援を受ける。

行政等

- 被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。
- 保健師、栄養士は、巡回指導により被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。
- 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- 保健所等の各医療機関は、派遣された災害派遣精神医療チーム（DPAT）と協力し、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第2項 緊急活動

第10節 遺体の搜索、取り扱い及び埋・火葬

警察等と連携し、遺体の搜索、検死及び検案、収容及び埋・火葬を行う。

●目指すべき目標

遺体の取り扱い等については、関係機関が連携し、迅速かつ的確に対応する。

●各主体の取組みや役割

① 遺体の搜索

- 警察等と連携し、遺体の搜索を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 遺体の搜索は、総務班が消防団を中核として搜索チームを編成し、労務者及び必要な機械器具を活用して実施する。実施に当たっては、警察と十分連絡を行う。 • 市内において被災し搜索の実施が困難な場合は、県及び他市町村へ、実施もしくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。 • 県及び他市町村へ応援を要請する場合、次の事項を明示する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 遺体が埋没していると思われる場所 2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、衣類等 3) 応援を要請する人数又は資機材等 </div>
----	--

消防団	<ul style="list-style-type: none"> • 消防団が中核となり搜索チームを編成し、警察等と連携して遺体の搜索を行う。 • 遺体搜索の実施責任者は、消防団長があたるものとする。
-----	--

② 遺体の取り扱い

- 遺体の検視及び検案を行った後、遺体収容所（安置所）に収容する。

行政等	<ul style="list-style-type: none"> • 遺体を発見した場合は、県警察に届出を行う。県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡しを行う。 • 遺体対策の計画及び実施は、市民班が遺体を取扱う場所（仮設）を借り上げし、医療チームにより行う。市本部において実施できないときは、県支部救助班に応援出動を求める。 • 警察官による検視及び救護チームによる検案を終えた遺体は、市長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。また、身元が不明な場合、採血を行っておく。 • 身元が判明している遺体は、遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとる。 • 身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 遺体の識別のため、遺体の洗浄、消毒等の処置をとり、必要に応じて </div>
-----	---

行政等	<p>撮影を行う。</p> <p>2) 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。</p> <p>3) 医師による死因その他についての検査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設ける。 遺体の取り扱い、収容、埋・火葬の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ、実施もしくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。 <p>※参考資料 「表. 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容」</p>
-----	---

③ 遺体の埋・火葬

- 身元が判明しない遺体について、必要な場合に埋・火葬を行う。

行政等	<ul style="list-style-type: none"> 災害の際死亡したもので、身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市長が必要と認めた場合、応急的に行う。 遺体は直接土葬もしくは火葬に付するものとし、埋・火葬作業は次の点に留意して医療救護班があたる。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。 2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬もしくは火葬とする。また、採血も行っておく。 3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取り扱いとする。 遺体の収容及び埋・火葬に必要な、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。 <p>※参考資料 「表. 遺体の埋・火葬の方法」</p>
-----	---

第2項 緊急活動

第11節 ライフライン施設の応急対策

被害を受けたライフライン施設について、関連事業者等と連携して応急復旧対策を行う。

●目指すべき目標

関連事業者等と連携し、ライフライン施設の被害状況を把握し、応急復旧対策を実施し、速やかに復旧させる。

●各主体の取組みや役割

① 上下水道施設応急復旧体制

- 予め職員の配備体制を確立し、迅速な水道施設応急復旧対策を行えるよう努める。

事業者

- 市民の生活用水確保のため、被災した水道施設については、水道事業者が送配水

行政	<p>管等の損傷や水源及び機器の損傷等に対して速やかに応急復旧を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災施設の応急処置及び復旧について、予め市と協議をしておく。
----	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、予め職員の配備体制を確立し、迅速な復旧を行えるよう努める。 <p>上水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び水道事業者と連携を図り、被害状況の把握並びに応急復旧活動の支援に努める。 水道施設が全般的に損傷を受け早期復旧が困難なため、給水が維持できない場合において緊急の必要がある場合は、知事が最寄りの水道事業者に対して給水の緊急応援を指示する。 <p>下水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況を速やかに把握し、施設の応急復旧に努めるため、災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動等に従事する職員を配備し、応急復旧体制を確立する。 被災施設の応急処置及び復旧について、予め関係業界等と協議をしておき、必要に応じて要請を行う。 大規模災害等の発生の場合、市内の業者が被災していることが考えられるため、近隣市町及び県に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。
----	---

※参考資料 「表. 下水道施設の応急復旧対策」

② 電力施設応急復旧体制

- 電力会社は、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を迅速かつ的確に行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 暴風雨、洪水、地震、火災、豪雪等により、電力施設に災害の発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合においては、電力会社は、応急対策人員の確保、関係機関への通報連絡、被害状況及び復旧予定等の広報等、電気施設の被害の軽減及び早期復旧を図る。 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
-----	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。
----	---

③ ガス施設応急復旧体制

- LPガス事業者は、ガス施設の被害状況把握及び二次災害の防止処置を迅速に行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> LPガス事業者及び県は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。 LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるLPガス設備の安全総点検を実施
-----	--

施する。

行政

- LPガス事業者による応急復旧のための諸活動に対して、必要に応じて支援を図るとともに、市民の苦情、相談等に対して県及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

④ 電気通信設備応急復旧体制

- 電気通信設備に不測の事態が生じた場合、市は、対応を行い、迅速かつ的確な情報を市民へ提供する。

行政

- 災害時において電気通信設備への不測の事態が生じた場合、市民からの照会や西日本電信電話株式会社への情報の収集等に対応し、市民への広報等により迅速かつ的確な情報を提供する。

⑤ 危険物等取扱施設の応急対策

- 危険物等取扱施設が被害を受けた場合は、応急対策に努める。

事業者

- 市内の危険物等取扱施設が被害を受けた場合は、施設の管理者等は市と連携して応急対策に努める。

行政

- 市内の危険物等取扱施設が被害を受けた場合は、直ちに県へ報告するとともに、応急対策に努める。

⑥ 鉄道施設の応急対策

- 鉄道施設が被害を受けた場合は、応急復旧活動等の支援に努める。

事業者

- 市域における鉄道施設が被害を受けた場合は、鉄道会社は、必要に応じて市に応急復旧活動等の支援を要請する。

行政

- 市域における鉄道施設が被害を受けた場合は、鉄道会社の要請に応じ、応急復旧活動等の支援に努める。

⑦ 大規模停電対策

- 大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保を行う。

行政

- 市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。
- 市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。
- 市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市及び事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 停電及び停電に伴う災害の状況 2) 関係機関の災害応急対策に関する情報 3) 停電の復旧の見通し 4) 避難の必要性等、地域に与える影響 5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報 6) その他必要な事項 </div> <ul style="list-style-type: none"> 市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。 市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。
--	--

第2項 緊急活動

第12節 公共施設の応急対策

社会公共施設や河川砂防及び治山施設等の公共施設の応急対策を行う。

●目指すべき目標

公共施設の応急対策を速やかに行い、市民の安全や生活、社会・経済活動を確保する。

●各主体の取組みや役割

① 社会公共施設の応急対策

- 市は、公共施設等の使用の可否を判断し、必要な場合は早急に補修又は補強を実施する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設管理者は、患者の生命保護を最重点におき、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を行う。 被害のない医療施設等は、被害の大きい医療施設等に人的・物的支援を行う。
------------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等の使用の可否を判断し、また、災害対策活動の拠点となる公共施設に関し、補修又は補強が必要な建物については早急に対応する。 事前対策として、各施設管理者が施設の被害情報の収集・伝達体制の整備を行う。 <p>医療施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導する。 災害時においては、被害のない医療施設等に連絡して、人的物的応援を要請する。
-----------	--

社会福祉施設等

- 被害状況を調査し、施設設置者に対し入居者の安全の確保を求めるとともに、避難が必要な場合は県等と連携をとりながら受入体制の確立に努める。

※参考資料 「表. 公共施設一覧」

② 河川砂防及び治山施設等の応急対策

- 河川施設、砂防施設、治山施設等について、災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施する。

行政

- 災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、県や国と連携して、災害の速やかな復旧を図る。
- 河川施設、砂防施設、治山施設等について、主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施する。
- 特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧を行う。

※参考資料 「表. 河川砂防及び治山施設等の応急対策」

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

第2節 災害救助法の適

- ① 災害救助法の実施機関
- ② 災害救助法の適用と手続き
- ③ 災害救助法の実施方法等
- ④ 住宅の被害認定

第3節 被災者救援対策

- ① 給水
- ② 食料供給
- ③ 生活必需物資の供給

第4節 応急教育対策

- ① 児童・生徒等の安全確保
- ② 応急教育の実施
- ③ 生徒等に対する援助
- ④ 文化財の保護

第5節 要配慮者対策

- ① 要配慮者に対する対策
- ② 社会福祉施設等に係る対策
- ③ 高齢者及び障がい者に係る対策
- ④ 児童に係る対策
- ⑤ 観光客及び外国人に係る対策

第6節 保健衛生対策

- I. 清掃
 - ① ごみ処理
 - ② し尿処理
 - ③ 産業廃棄物処理
 - ④ 廃棄物処理機能確保及び復旧
 - ⑤ 応援体制の確保
 - ⑥ 災害廃棄物処理計画
- II. 防疫・食品衛生
 - ① 防疫活動
 - ② 食品衛生
 - ③ 環境衛生
- III. 保健活動・精神保健
 - ① 保健活動
 - ② 精神保健
- IV. 愛玩動物等の救護

第7節 ボランティア対策

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

市が保有する媒体を活用して、市民への災害情報の広報を行う。

●目指すべき目標

広報体制を確立し、市民に正確な災害情報が伝達されるようにする。

●各主体の取組みや役割

- 市が保有する媒体等を活用して広報を実施する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市及び報道機関から提供される情報を受けとり、把握する。 情報提供・相談等の総合窓口である「情報センター」が設置された場合、有効に活用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯電話、災害用伝言板サービスを提供し、市民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。 災害時における広報活動の万全を期するため、広報班に広報担当者を置く。 被害状況を勘案し、必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。 報道機関への広報の要請は、やむを得ない場合を除き、知事から行う。 効果的な情報の提供や相談に応ずるため、情報提供・相談の総合窓口として「情報センター」の設置に努める。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>総合的な情報提供・相談窓口の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 情報提供・相談の総合窓口として、数本の専用電話を備えた「情報センター」を設置する。 2) センターは各班（課）から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。 3) 「情報センター」は、最新の情報、資料の収集、データ更新等を図りながら、24時間対応できるよう努める。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。 被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益への配慮及び個人情報の管理を徹底し、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範

困で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
 ・ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
 ・ 市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
 ・ 県は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市町村等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表する。

※参考資料 「表. 市民に対する広報」
 「表. 放送機関に対する放送要請」

第3項 民生安定活動

第2節 災害救助法の適用

災害救助法を適用し、適切な指示及び処理のもと救助活動を行う。

●目指すべき目標

迅速な状況判断により災害救助法を適用し、速やかに救助活動を開始する。

●各主体の取組みや役割

① 災害救助法の実施機関

○ 災害救助法に基づき、市と県が連携して救助を実施する。

・ 知事より委任されている救助及び災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助は市長が実施し、市本部がその職務にあたる。
 ・ 災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市は、その補助機関となる。
 ・ ただし、災害救助法第30条及び岐阜県災害救助法施行細則第14条の規定により、次に掲げる救助の実施に関する権限は、市長に委任されているため、災害救助法が適用された場合は、市において実施する。

行政

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1) 避難所の供与 | 2) 応急仮設住宅入居者の決定 |
| 3) 炊出しその他による食品の供与 | 4) 飲料水の供給 |
| 5) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸付け | |
| 6) 被災した者の救出 | 7) 住宅の応急修理 |
| 8) 学用品の給与 | 9) 埋葬 |
| 10) 遺体の捜索 | 11) 遺体の処理 |
| 12) 障害物の除去 | |

② 災害救助法の適用と手続き

- 市は、災害救助法の適用及び手続きを行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 被害規模等の適用基準に則って災害救助法を適用し、災害発生から救助の実施に至るまでの事務手続きを行う。 • 関係各班は総務班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。 • 関係各班は総務班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。
-----------	--

※参考資料 「表. 災害救助法の適用」

③ 災害救助法の実施方法等

- 災害救助法に基づき、災害報告、救助実施状況の報告、救助活動を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。 • 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なため、各救助種目の「救助実施状況」を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。 • 救助法の適用を受けた場合には、それぞれの担当班において、適切な指示及び処理をするよう指導する。
-----------	---

④ 住宅の被害認定

- 住家の被害認定調査により、被害認定を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日内閣府政策統括官(防災担当)通知)、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成16年10月28日内閣府政策統括官(防災担当)通知)による方法により行う。 • 住家の被害認定調査は、基本的に調査員2名(うち1名は岐阜県住家被害調査員育成研修終了者等)で行う。
-----------	---

※参考資料 「表. 住家の滅失等の認定」

第3項 民生安定活動

第3節 被災者救援対策

被災者に対して、水、食料、生活必需物資の確保及び供給を行う。

●目指すべき目標

災害発生後、水、食料、生活必需物資の確保及び供給が速やかに行われるとともに、被災者に対して供給情報等の提供を徹底する。

●各主体の取組みや役割

① 給水

- 市は、被災者に対して給水を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用井戸等を使用する市民は、市の指導により、煮沸飲用及び水質検査を実施する。 ・ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者に対して、ボランティアが支援を行う。
-----------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水班等を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施する。 ・ 孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が供給されるよう努める。
-----------	--

※参考資料 「表. 被災者に対する給水」
「表. 給水の方法」

② 食料供給

- 食料の調達、輸送、被災者への配分を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市へ米穀及び乾パンの提供を行う。 ・ 市が必要と認めた場合は、その他の食品等についても提供を行う。 ・ 市による集積地点への食料の輸送が難しい場合、卸売り業者は、市の依頼により適切な場所へ輸送を行う。
------------	--

行政	<p>主食等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、米穀等の主食の配給等を実施する場合は、知事に対し応急配給申請を行い、指定された場所で現物を調達する。 ・ 応急配給の申請は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとし、必要数量及びこれの基礎となる罹災者数、応急対策従事者数等の事項を連絡する。 ・ 米穀の調達は市内業者からとする。 ・ 災害救助法が適用され、米穀が不足する場合は、知事に所要数量及び引渡希望事項を示して申請書を提出し受領する。 ・ 市長は交通、通信等の途絶のため知事に応急配給申請ができない場合は、政府が定める所定の手続きにより農林水産省生産局に対し、災害救助用米穀の引き渡し要請を行い、政府が指定する倉庫において米穀を受領する。なお、米穀を受領したときは、速やかに知事に報告する。市は、被害の状況等からその他食品等の調達を必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して、調達を実施する。 ・ 市内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町村に対し調達を依頼する。 <p>食料の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給対象者への食料の供給は、市が予め定めて開設する実施場所（避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。 ・ 炊出し、食料の配分及びその他の食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実
-----------	--

施した場合も含む)は、実施状況を速やかに知事に報告する。

食料の輸送

- 市が調達した食料の市における集積地までの輸送及び市域内における食料の移動は市が行う。
- 災害時における交通及び連絡に便利な避難(場)所、公共施設、公園広場等を予め食料の市における集積地として選定し、管理責任者を定め、同時に調達した食料の集配拠点とする。市は、県に対し選定した集積地を報告する。
- 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から市が予め選定した集積地点への輸送が難しい場合、県は市と協議の上、適切な場所を定め、卸売り業者に輸送依頼するか、もしくは市が引き取る。

救援食料の配分方法

- 避難所を開設した場合、市長は速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、炊出し及びその他の食品の配分を行う。
- 孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

応援協力関係

- 市長は、自ら炊出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

※参考資料 「表. 食料の供給」
「表. 広域防災拠点施設」
「表. 調達・救援食料の集積場所」
「表. 救援食料の配分方法」

③ 生活必需物資の供給

- 生活必需物資の調達、輸送、被災者への配分を行う

事業者

- 生活必需物資の調達先として定められている事業者等は、市に生活必需物資の提供を行う。

行政

- 災害時において、被災者への生活必需品の給(貸)与の必要があると認めた場合は、被災者や避難所の状況及び医療機関、社会福祉施設の被災状況の情報を収集し、被災者に対する供(貸)与の必要品目及び必要量の判断をする。
- 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、予め定めておいた市の生活必需品等の給(貸)与のための備蓄・調達体制のもと、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。
- 状況により、市のみで対応が困難な場合には、隣接市町、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。また、市が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う

ことが困難な場合において、国は、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を行う。

- 孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

※参考資料 「表. 生活必需物資の調達先」

「表. 生活必需物資の供給」

「表. 生活必需物資の輸送」

「表. 調達物資の集積場所」

第3項 民生安定活動

第4節 応急教育対策

児童・生徒等の安全確保を最優先とし、災害時、復旧時の対応を行う。また、文化財の保護についても応急教育対策として実施する。

●目指すべき目標

学校等において策定されている「応急対策計画」を円滑に実施し、児童・生徒等の安全を速やかに確保する。

●各主体の取組みや役割

① 児童・生徒等の安全確保

- 学校等において「応急対策計画」を実施し、児童・生徒等の安全確保に努める。

学校等

- 学校等は災害時には、児童・生徒等の安全確保を最優先しなければならない。
- 幼稚園や幼児園等や小学校低学年児童、障がい児など災害時に要配慮者となることが予想される児童等に対しては、特段の配慮が必要である。
- 災害時においては、まず児童等の安全を確認する。特に休憩時間や放課後など授業時間以外にあっては、児童・生徒等の掌握が難しいことが予想されるため、教職員は速やかに児童・生徒等のもとへ駆けつけて掌握に努める。
- 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、できるだけ速やかに児童・生徒等を引き渡すこととする。その際は、児童・生徒等が自分で勝手に下校したり、また、保護者が学校側のチェックがないまま子どもを連れ帰ること等がないように努める。
- 留守家庭や諸般の事情で児童・生徒等を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校で児童・生徒等を保護する。

行政

- 市教育委員会は、発災時において児童・生徒等の生命身体の安全を確保するため、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう支援する。

② 応急教育の実施

- 災害時及び災害復旧時において、応急教育を行う。

学校等	<ul style="list-style-type: none"> 市からの指導及び支援を受け、応急教育に関する災害時の対応を推進する。 特に災害時においては、情報連絡網の混乱が予想されるため、的確な情報連絡体制の確保に努める。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>災害時の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 授業開始後災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底させ、また、低学年児童にあっては、教師が地区別に付き添うなどの措置をとる。 2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちに防災行政無線放送、その他確実な方法で、各児童・生徒等に徹底させる。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 市からの指導及び支援を受け、応急教育に関する災害復旧時の対応を推進する。 市から情報の収集・伝達について、学校ごとに担当職員を定める。
------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時及び災害復旧時の対応を推進する。 特に災害時においては、情報連絡網の混乱が予想されるため、的確な情報連絡体制の確保に努める。 当該教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなど、指導及び支援のための情報の収集・伝達に万全を期する。 県及び市は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保等、応急の教育に必要な措置を講じる。
-----------	---

※参考資料 「表. 災害復旧時の対応」

③ 生徒等に対する援助

- 被災した生徒等に対し、就学等のための必要な援助を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市と応援協定を締結した事業者は、被災した生徒等に学用品の給与を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 災害により就学上欠くことのできない学用品を滅失又はき損し、就学上支障のある小中義務学校の児童及び生徒や、市長により被災者として確認された児童・生徒等に対し、学用品の給与等を行う。 市は、世帯が被災し、就学が困難となった生徒等に対し、就学のための必要な援助を行う。 市教育委員会は、生徒等の転出、転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的な措置をとる。 転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。 市教育委員会は、被災した児童・生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。 県及び市は、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励

<p>費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。</p>	<p>就学奨励の援助措置</p> <p>被災による生活困窮家庭の児童・生徒等については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助措置が講じられる。</p>
--------------------------------	--

※参考資料 「表. 学用品の給与等」

④ 文化財の保護

- 教育委員会は文化財の所有者と協力し、応急措置を迅速に実施する。

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市域内には、貴重な文化財が点在している。これら文化財が被災した場合には、市教育委員会は所有者と協力し、災害の拡大防止を図るために応急措置を迅速に実施し、本修理を待つこととする。 <p>応急措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 被害が小さいときは、所有者と市教育委員会が連絡をとりあって応急修理を施す。 2) 被害が大きいたときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。 3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図るようにする。 <p>なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。</p>
-----------	--

第3項 民生安定活動

第5節 要配慮者対策

高齢者、障がい者、児童、観光客及び外国人等を要配慮者として捉え、それぞれに的確な支援を行う。

● 目指すべき目標

地域等と連携し、要配慮者の安全を確保し、的確にサービスを提供する。

● 各主体の取組みや役割

① 要配慮者に対する対策

- 要配慮者に対し、的確なサービスの提供等を行う。

<p>地域等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、自主防災組織等は市と協力し、避難行動要支援者名簿等を活用して、各居室に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。 市と協力して、要配慮者を避難所へ移送する。
------------	---

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供した多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達、避
-----------	--

難支援・安否確認等を実施する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- 職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。
- 安否確認の際は、予め作成した在宅の避難行動要支援者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て行う。
- 市民や関係機関等と協力して、要配慮者の救助活動を実施する。

救助活動の実施

- 1) 安全が確認された後に、市民や運送事業者等の協力を得ながら、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送する。
- 2) 必要に応じて社会福祉施設、医療施設等への緊急入所を行う。
- 3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- 4) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスを、発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

- 災害発生時には、平常時の福祉サービスの利用者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていく。
- 県及び市は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。
- 市は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。
- 避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

② 社会福祉施設等に係る対策

- 社会福祉施設及び入所者に対して支援を行う。

地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア、自主防災組織、近隣住民等は、社会福祉施設の支援にマンパワーを提供する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン事業者は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るために、電気、ガス、水道等の優先復旧を行う。 ・ 社会福祉施設の管理者は、食料、生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び市に協力を要請する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、施設入所者の移送を支援する。 ・ 援護の必要性の高い被災者を優先し、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。 ・ 市は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。 ・ 備蓄物質の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。 ・ ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

③ 高齢者及び障がい者に係る対策

- 高齢者及び障がい者についての対策を実施する。

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係業界、団体、施設等は市と協力し、高齢者及び障がい者が必要とする物資の確保を図る。 ・ 報道機関は、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきのテレビ放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して情報等の提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>高齢者及び障がい者に係る対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。 2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきのテレビ放送等を利用し、被災した高齢者及び障がい者に対して、食料、水、生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。 3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者及び障がい者に適した食事を工夫する。 4) 避難所において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。 5) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズの調査を行い、ホーム </div>

- ヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- 6) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。

④ 児童に係る対策

- 要保護児童の発見・把握及び援護を行う。

行政

- 被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見・把握及び援護を行う。

要保護児童の把握等

 - 1) 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市に通報される体制を確立する。
 - 2) 住民基本台帳の犠牲者の承認、災害死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
 - 3) 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- 掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。
- 利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確な情報提供を行う。

⑤ 観光客及び外国人に係る対策

- 観光客の救出活動や、外国人への情報提供等を実施する。

行政

- 市及び消防機関は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に行う。
- 避難所、避難経路等の地理に関連する情報について、観光客にも分かりやすいように情報提供を行う。
- ライフライン等の復旧状況、食料・水・生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に外国語（英語など）で掲載し、外国人への情報提供を行う。
- 外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。
- インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供に努める。

第3項 民生安定活動

第6節 保健衛生対策

避難所等の衛生状態及び被災者の精神保健を良好に保つ。

●目指すべき目標

関連事業者等と連携し、避難所等の衛生状態及び被災者の精神保健を良好に保つことで、二次被害を防止する。

●各主体の取組みや役割

I. 清掃

① ごみ処理

- 災害廃棄物等のごみ処理対策を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 行政の依頼により、災害廃棄物（有害物を含む農薬、へい獣等）の処理を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 災害廃棄物（生ごみ等）の処理を行う。市で処理できない廃棄物については、専門業者へ依頼する。 • 市は、被災地における環境保全の必要性を考え、平常作業及び臨時雇い上げによる併用応援体制を確立する。 • ごみ処理にあたり、必要に応じて近隣市町等から人員及び機材の応援を求める。 • 他の市町村の応援を求める場合には、県の指導を受ける。 • 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努める。 • 市は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。 • 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。なお、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

※参考資料 「表. ごみ処理対策」

② し尿処理

- 避難所及び被災した建物等のし尿処理対策を行う。

市民等	<ul style="list-style-type: none"> 水洗トイレを使用している世帯は、使用水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等しておく。 水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、民間のリース業者の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じる。
------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に行う。 平常作業からの全面応援及び近隣市町からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とする。 処理場への搬入については、計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。 被災地における防疫面から、被災し使用不能となった建物内の便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう、人員及び機材の確保を図る。 他の市町村の応援を得る場合には、県の指導を受ける。 水洗トイレを使用している世帯にあつては、使用水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導する。
-----------	---

③ 産業廃棄物処理

- 被災に伴う産業廃棄物は、排出事業者が適正に処理を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理を行う。 市が設けている最終処分場で処理する場合は、市と十分協議する。
------------	--

④ 廃棄物処理機能確保及び復旧

- 廃棄物処理施設等に被害が生じた場合は、応急復旧を図る。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置し、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。 廃棄物処理施設等に被害が生じた場合は、その状況を把握し、応急復旧を図る。 被害状況を勘案し、災害復旧補助金を受ける場合には、その取り扱い要綱に従い早急に県に報告するなどの処置を講じる。 収集作業に影響を与えるような場合には、期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動を行う。
-----------	--

⑤ 応援体制の確保

- 市域内の処理が不可能な場合は、近隣市町からの応援を得る。

行政

- ・ 災害状況を勘案し、市域内の処理が不可能と思われる場合には、近隣市町からの応援が得られるよう県に要請する。

⑥ 災害廃棄物処理計画

- 市で策定した災害廃棄物処理計画に基づき、適正に処理を行う。

行政

- ・ 一般廃棄物処理計画の特別計画として策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害によるごみやし尿の迅速かつ適正な処理を行う。

II. 防疫・食品衛生

① 防疫活動

- 防疫対策チームを編成し、防疫活動を実施する。

市民

- ・ 避難所ではクレゾールなどによる消毒、手洗を励行し、防疫に万全を期する。

行政

- ・ 市長は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、県・保健所等の協力を得て防疫活動を実施する。担当は環境班があたる。
- ・ 環境班は、防疫実施のため、防疫対策チームを編成する。防疫対策チームの編成は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて行うが、チームの規模は、概ね次のとおりとする。

班長	1名（市本部環境班の衛生担当者をもって充てる。）
班員（事務員）	1名（環境班内職員をもって充てる。）
作業員	3名（奉仕団の男子団員をもって充てる。）

- ・ 防疫対策チームは、県の協力を得て消毒活動を実施する。

防疫活動の内容

- 1) 浸水家屋、下水道、その他不潔場所の消毒を実施する。
- 2) 避難所のトイレ、その他不潔場所の消毒を実施する。
- 3) 井戸の消毒を実施する。
- 4) 状況によって、そ族、昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。
- 5) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配布して床、壁の拭浄、手洗設備、トイレの消毒及び野菜等の消毒について、衛生上の指導を行う。
- 6) 患者等に対する措置
 災害地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは速やかに隔離収容の措置をとるものとする。感染症患者を指定医療機関に収容することが困難な場合は、保健所長と協議し適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容するものとする。
 また、隔離施設へ収容することができない保菌者に対しては、保健所長と協議し自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重な指導を行うものとする。

- 市長は避難所を開設したときは、防疫に万全を期するものとする。
- 避難者に対しては発病を防ぐため、適宜検病調査を実施する。
- 避難場所及び被災地について、クレゾールなどによる消毒、手洗の励行などについて指導する。

② 食品衛生

- 食中毒対策を行う。

行政

- 食中毒対策として、市は、炊出しを開始した場合、速やかに保健所へ連絡する。
- 食中毒症状を現す者が発生した場合、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

③ 環境衛生

- 環境衛生上の危害の発生防止を図る。

行政

- 災害の状況に応じて必要と認めたときは、県の監視指導のもとに環境衛生上の危害の発生防止を図る。

Ⅲ. 保健活動・精神保健

① 保健活動

- 保健活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

行政

- 保健活動方針を策定する。
- 健康支援班は、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。
- 市は、県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

※参考資料 「表. 保健活動チーム編成」
「表. 保健活動チームの活動内容」

② 精神保健

- 被災者等への精神保健対策とともに、精神保健に関するニーズの把握及び相談支援活動を行う。

行政

- 保健所との連携により、管内の精神保健に関する在宅ニーズを把握するとともに、被災者への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。
- 市、県及び保健所は、被災者及び被災救援にあたる職員、ボランティア等に対して、精神保健対策を行う。

※参考資料 「表. 精神保健対策の内容」

IV. 愛玩動物等の救護

- 愛玩動物等の保護、適正な飼育体制の確保、特定動物の逸走対策を行う。

団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師会及び動物愛護ボランティア等は市と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ・ 市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・ 動物の適正な飼育体制を確保する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置について 市は、各避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 2) 避難所での愛玩動物の把握について 市内の各避難所において、飼い主と共に避難してきた愛玩動物を把握し、飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 3) 避難所での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 4) 特定動物(猛獣、ハ虫類等の動物)について 同伴での避難所生活は困難であることから、避難所以外の飼育施設に収容する。 </div> ・ 特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

第3項 民生安定活動

第7節 ボランティア対策

災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、関係機関等と連携してボランティアの受入体制を整備する。

●目指すべき目標

災害時及び災害後も長期間にわたり円滑にボランティアが活動できるように、ボランティアの受入体制を確立する。

●各主体の取組みや役割

- 関係機関等と連携してボランティアの受入体制を整備するとともに、災害ボランティアの支援を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアとして活動する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの受入体制を確立する。 ・ 市は、災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、県及び市社会福祉協議

会、本巢市赤十字奉仕団並びに各種ボランティア団体との連携を保ちながら、生活支援、医療等の分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。

- 救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体、総合ボランティア部会及び県と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行う。
- ボランティア団体がボランティアの受付・登録、派遣調整などを行うボランティアセンターの設置を行う。

※参考資料 「表. 災害時のボランティア活動」
「表. ボランティアの受入体制」

第3章 災害復旧・復興対策

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

- ① 災害復旧事業計画の作成
- ② 災害復旧事業の実施

第3節 復興計画

- ① 復興計画の作成
- ② 復興対策・防災対策の実施
- ③ 復興計画マニュアルの作成

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

復興の基本方針を定めるとともに、計画推進のための体制を整備する。

●目指すべき目標

より安全性に配慮した地域づくりを目指し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

●各主体の取組みや役割

- 復興の基本方針を定めるとともに、計画推進のための体制を整備する。

行政

- 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として災害復興対策本部を設置する。
- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、災害に強いまちづくり等災害復興の基本方向を早急に定める。
- 必要に応じて、国や県に応援を要請する。
- 国及び県は、市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- 県は、市から要請があり、かつ、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行う。
- 必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。
- 県は、県及び市町村の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援

<p>行政</p>	<p>隊（DRS）」を被災地に派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。
------------------	--

第1項 復旧・復興計画

第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

被災地の復旧にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して速やかに行う。

●目指すべき目標

市民との協働により、健全かつ円滑に復旧できるまちを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 災害復旧事業計画の作成

- 市民の意向を尊重しつつ協働して災害復旧事業計画を作成する。

<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業計画の作成に参画する。
------------------	---

<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧事業計画の作成に参画する。
-------------------	---

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも踏まえた計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。 被災地の復旧は、市民の意向を尊重しつつ協働して早急に行う。
------------------	---

② 災害復旧事業の実施

- 災害復旧事業計画に基づき、公共施設等の復旧を行う。

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害により被災した公共施設の災害復旧を迅速に行うため、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資材の調達等を行う等、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について措置をとる。 各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生防止のため必要な施設の新設、改良等
------------------	--

についての事業計画を速やかに樹立するように努める。

- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、予め定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- 地震災害等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- ライフライン、交通輸送施設等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- 災害復旧に必要な資金需要を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするとともに、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の確保に努める。

※参考資料 「表、災害復旧事業計画」

第1項 復旧・復興計画

第3節 復興計画

被災地の復興にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

●目指すべき目標

市民との協働により、総合的かつ計画的な復旧まちづくりを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 復興計画の作成

- 総合的かつ計画的に復興まちづくりを進めるため、市民等の意見を反映しながら、復興基本方針を定め、復興計画を作成する。

地域

- 復興計画の作成に参画し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに努める。

事業者

- 復興計画の作成に参画し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに努める。

行政

- 地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見を反映した復興計画を作成する。
- 計画策定にあたり、市民や事業者等が相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

② 復興対策・防災対策の実施

- 復興計画に基づき、将来にわたって安全に生活できる防災まちづくりを目指して、市民の合意形成を図りながら復興対策及び防災対策を実施する。

地域

- 地域の将来像を共有しながら、復興のまちづくり活動を行う。

事業者

- 市民、行政との協働により、復興まちづくりに取り組む。

行政

- 市民の合意形成を図りながら、長期的かつ計画的に復興対策・防災対策を実施する。

③ 復興計画マニュアルの作成

- 被災直後から、迅速かつ的確に復興に取り組むため、復興計画マニュアルを作成する。

行政

- 被災直後から、迅速かつ的確に復興に取り組むため、復興の手順、都市計画的手法、復興計画立案の指針となるモデルプラン等を取りまとめたマニュアルを作成する。

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確

- ① 生活相談
- ② 被災者への生活再建等の支援
- ③ 租税の減免措置等
- ④ 職業のあっせん
- ⑤ 生活保護制度の活用
- ⑥ 障がい者及び児童に係る対策
- ⑦ 応急仮設住宅の建設
- ⑧ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑨ 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去
- ⑩ 罹災証明書等の交付、被災者台帳の作成

第2節 被災中小企業、農林業の振興

- ① 被災中小企業の振興
- ② 農林業関係者への融資

第3節 義援金の募集、受付、配分

- ① 義援金品の募集
- ② 義援物資の受入・配分
- ③ 義援金の受入・配分

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

被災者の生活を確保するため、生活相談、資金援助、職業のあっせん、応急仮設住宅の建設等を行う。

●目指すべき目標

関係機関と連携し、円滑に被災者の立場にたった生活確保ができるまちを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 生活相談

- 被災者の生活確保のための相談所を設け、生活相談を行う。

市民

- ・ 被災した場合、必要に応じ、相談所に相談する。

行政

- ・ 被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図る。
- ・ 生活相談の内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

② 被災者への生活再建等の支援

- 個人被災者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、被災者生活再建支援法の運用等を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて、災害資金・住宅金等の貸付けや非常即時払い等を申請する。
-----------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 市の条例の定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。 • 被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。 • 被災者からの生活再建支援金の申請に対して円滑に事務を実施できるよう、運用取り扱い事項を定める。 • 県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。
-----------	---

※参考資料 「表. 災害弔慰金及び災害障害見舞金」
「表. 被災者生活再建支援法の運用」
「表. 災害資金・住宅金等の貸付けの種別」
「表. 非常即時払い等の種別」

③ 租税の減免措置等

- 被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、租税の減免措置等を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、税（遅滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
-----------	---

④ 職業のあっせん

- 被災者の職業のあっせんを行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 被災者の雇用に努める。
------------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 被災者の職業のあっせんについて、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。 • 県及び各ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行う。
-----------	--

⑤ 生活保護制度の活用

- 生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、生活保護制度の活用を図る。

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 県及び市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対して、民生委員・児童委員等と連絡し、把握に努め、必要と判断される場合には、速やかに生活保護法を適用する。
-----------	---

⑥ 障がい者及び児童に係る対策

- 一般の要配慮者対策等に加え、障がい者の自立生活支援策や被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び保護を行う。

地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談センターに通報する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策等に加え、障がい者に対して以下の対策を実施する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">障がい者に係る対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣 2) 車椅子、障がい者用携帯トイレ等障害の状態に応じた機器や物資等の供給 3) ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣 </div> ・ 避難所の管理者・リーダーを通じ、避難所における乳幼児の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について児童相談センターに対し通報がなされるようにする。 ・ 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受入れの可能性を探るとともに養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。 ・ 保護者が災害復旧事業に従事する等により、保育に欠ける乳幼児に対して、市は、保育園又は幼稚園に入所させ保育するものとする。

⑦ 応急仮設住宅の建設

- 災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設にあたり、住宅の再建が困難な者の実態把握に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の資力では住宅を修繕することができない者に対する暫定的な居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設する。 ・ 応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保する。県及び市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 ・ 応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供機関の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

※参考資料 「表. 応急仮設住宅設置可能場所」

⑧ 被災建築物の応急危険度判定

- 建築物の被害を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の応急危険度判定に協力する。
-----------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、県が行う建築物の被害の調査や、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等に協力する。
-----------	---

※参考資料 「岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱」

⑨ 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

- 被災者の居住の安定を図るため、住宅の応急修理及び住宅の障害物除去を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> できる限り、自己の資力で住宅の応急修理及び住宅の障害物除去を行う。
-----------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 自己の資力では、住宅の修理が困難な者に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、当該住宅の応急修理を行う。 自己の資力では、住宅周辺及び周辺の土石、竹木等の障害物の除去が困難なため日常生活に著しい障がいを受けている世帯に対する居住の安定を図るため、災害救助法に基づき、障害物の除去を行う。
-----------	--

⑩ 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成、被災者生活の再建支援

- 被災者に対して、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成を行う。

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 市と応援協定を締結し、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書に協力する。
-------------	--

行政	<p>罹災証明書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、担当者の育成及び他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等により、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施する。 <p>被災者台帳の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。またその際、被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。 <p>被災者生活の再建支援</p>
-----------	--

- 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2項 財政援助等

第2節 被災中小企業、農林業の復興

中小企業、農林業の被害状況を把握し、再建に必要な支援を行う。

●目指すべき目標

被災中小企業、農林業の早急な自立を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 被災中小企業の復興

- 被災中小企業の自立を支援するため、相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報、融資等を行う。

事業者

- 被災した事業者は、市、県及びその他関係機関の支援策を活用し、再建及び雇用の創出に努める。

行政

- 県、市及びその他関係機関は、被災中小企業者についての被害の状況、再建に必要な資金需用等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。
- 被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。
- 県、市及びその他関係機関は、災害復旧貸付け等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。
- 県及び市は、あらかじめ関係機関と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

※参考資料 「表. 被災中小企業の復興対策」

② 農林業関係者への融資

- 被災農林業者の自立を支援するため、相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報、融資等を行う。

事業者

- 農林業者は、県、市及びその他関係機関の支援策を活用し、復旧及び経営維持安定に努める。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 県、市及びその他関係機関は、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。 県、市及びその他関係機関は、農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。
-----------	---

※参考資料 「表. 日本政策金融公庫による融資」

第2項 財政援助等

第3節 義援金の募集、受付、配分

義援金品の募集、受付、配分を行う。

●目指すべき目標

円滑な義援金品の募集、受付、配分を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 義援金品の募集

- 必要に応じ、義援物資、義援金の募集を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 被災地以外の市民は、義援金品の募集情報を受け、できる限り協力する。
-----------	---

地域	<ul style="list-style-type: none"> 義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリストの作成に協力する。
-----------	---

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 被災地以外の事業者は、義援金品の募集情報を受け、できる限り協力する。
------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 県、市、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取扱う）、県共同募金会等は、義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、政府本部並びに報道機関を通じて公表する。 県及び市は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。
-----------	--

※参考資料 「表. 義援金品に関する広報事項」

② 義援物資の受入・配分

- 県、市等の募集機関は、義援物資の受入及び配分を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 県、市等の募集機関は、義援物資の受入及び配分を行う。 義援物資の配分機関（募集機関）は義援物資受払簿を備え付け、受入から引継及び配分までの状況を記録する。
-----------	--

※参考資料 「表. 義援物資の受入・配分」

③ 義援金の受入・配分

- 市、県、日本赤十字社岐阜県支部、県共同募金会等の募集機関は、義援金の受入及び配分を行う。

行政	<ul style="list-style-type: none">• 県、市、日本赤十字社岐阜県支部、県共同募金会等の募集機関は、義援金の受入及び配分を行う。• 義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。
----	--

※参考資料 「表. 義援金の受入・配分」

第3部 地震対策編

第1章 地震災害予防対策

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

- ① 防災点検の実施
- ② 災害発生時の行動マニュアルの作成・配布
- ③ 防災教育
- ④ 災害伝承

第2節 自主防災組織の育成と強化

- ① 地域住民の自主防災組織
- ② 施設・事業所等の自主防災組織
- ③ 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第3節 ボランティア対策

- ① ボランティア意識の啓発
- ② ボランティアの組織化推進
- ③ 災害救援ボランティアの登録
- ④ ボランティア活動の推進

第4節 企業防災の促進

- ① 事業所の取組み
- ② 企業防災の促進のための取組み

第1項 自発的な防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

「自らが判断し安全を確保する」ことを基本に、市民の日常生活における地域や学校等、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた防災思想の啓発活動を通じて、防災意識の高揚を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第4項-第1節「防災思想の普及」 参照

第1項 自発的な防災活動の促進

第2節 自主防災組織の育成と強化

自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第4項-第2節「自主防災組織の育成と強化」 参照

第1項 自発的な防災活動の促進

第3節 ボランティア対策

ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速・円滑な活動を担保する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第4項-第3節「ボランティア対策」 参照

第1項 自発的な防災活動の促進

第4節 企業防災の推進

事業所が、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とするための予防対策を行うことを促進する。

●目指すべき目標

各事業所において事業継続計画の策定・運用に取り組む。

●各主体の取組みや役割

① 事業所の取組み

- 事業所は、大規模災害発生時の企業の果たす役割を十分に認識し、事業継続計画の策定、防災活動の推進、防災施策の実施への協力等に努める。

事業者

- 大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（Business Continuity Management）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

大規模災害発生時の企業の果たす役割

1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に來たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

2) 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

② 企業防災の促進のための取り組み

- 市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

行政

- 企業防災に役立つ情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画 (BCP) 策定支援及び事業継続マネジメント (BCM) 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- 市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行う。
- 市、商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

企業防災の促進のための取り組み

1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性や事業継続計画 (BCP) の必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業が事業継続計画 (BCP) を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節 防災体制の確立

- ① 防災組織の充実
- ② 防災活動拠点網の整備
- ③ 広域応援体制の確立
- ④ 情報体制の確立
- ⑤ 医療救護体制の整備
- ⑥ 行政機関の業務継続体制の整備

第2節 緊急輸送網の整備

- ① 道路交通管理体制の整備
- ② 緊急通行車両の事前届出・確認
- ③ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定
- ④ 緊急輸送道路啓開体制の整備

第3節 地震防災訓練の実施

- ① 総合防災訓練
- ② 個別訓練

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第1節 防災体制の確立

迅速で多重的な初動体制の確立を図るとともに、広域応援体制、情報体制、医療救護体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第5項-第1節「防災体制の確立」 参照

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第2節 緊急輸送網の整備

災害時に緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送網の整備を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第5項-第2節「緊急輸送網の整備」 参照

第2項 迅速かつ円滑な災害対策への備え

第3節 地震防災訓練の実施

総合防災訓練をはじめ、想定した災害に基づく種々の個別訓練を実施する。

●目指すべき目標

地震防災訓練を通して、関係機関との連携強化や防災意識の向上を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 総合防災訓練

- 総合防災訓練を年1回実施する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練に積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練に積極的に参加する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定める。 毎年9月1日（前後の適当な日）に、県、防災関係機関、市民、事業所等の協力のもとに直下型大規模地震を想定した総合防災訓練を実施する。 市及び防災関係機関は、東海・東南海・南海地震を想定した訓練を行う。 それぞれの地域において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう工夫する。またこの際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 初動体制を確保するための動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練を実施する。

※参考資料 「表. 総合防災訓練内容」

② 個別訓練

第2部 一般対策編 : 第1章-第5項-第6節「防災訓練の実施」-第2「個別訓練」
参照

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

- ① 避難体制の整備
- ② 避難場所、避難所及び避難路の整備・周知
- ③ 行政区域を越えた広域避難の調整

第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

- ① 食料、飲料水、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備
- ② 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

第3節 防疫予防対策

- ① 防疫体制の確立

第4節 要配慮者の安全確保

- ① 地域における要配慮者対策
- ② 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

第3項 民生安定のための備え

第1節 避難対策

避難体制、避難場所、避難所及び避難路の整備・周知を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第6項-第1節「避難対策」 参照

第3項 民生安定のための備え

第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保

各地区、施設、家庭において、発災後に必要な食料、飲料水、生活必需品、防災資機材を確保する。

第2部 一般対策編 : 第1章-第6項-第2節「食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保」 参照

第3項 民生安定のための備え

第3節 防疫予防対策

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐため、防疫予防対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生による感染症患者又は保菌者の発生を防ぐことのできる体制づくりを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 防疫体制の確立

- 災害時における防疫体制を確立する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 防疫用薬剤及び器具の備蓄について、調達体制の整備に協力する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県の防疫対策本部及び保健所と連携し、災害時における防疫体制を確立する。 防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。また、市内関係業者の協力を得て調達体制を整備する。 県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。 大量の災害廃棄物発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。 広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 <p>※参考資料 「図. 災害時における防疫体制」</p>

第3項 民生安定のための備え

第4節 要配慮者の安全確保

地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。

第2部 一般対策編 : 第1章-第6項-第4節「要配慮者の安全確保」 参照

第4項 地震に強いまちづくり

第1節 まちの不燃化・耐震化

- ① 防災的な土地利用の推進
- ② 住宅市街地の防火対策の推進
- ③ 防災空間の確保
- ④ 工作物対策
- ⑤ 建築物の耐震化等
- ⑥ 文化財の災害予防
- ⑦ 交通施設の耐震化
- ⑧ 河川、砂防、治山等施設の耐震化
- ⑨ 地盤の液状化対策

第2節 火災防止対策

- ① 火災予防の指導強化
- ② 消防力の整備強化

第3節 危険物等の災害予防対策

- ① 危険物等の災害予防対策

第4節 災害時に予測される危険区域の防災事業の推進

- ① 土砂災害防止事業
- ② 造成地の災害防止
- ③ 住宅移転事業

第5節 ライフライン対策

- ① ライフライン施設の耐震化

第4項 地震に強いまちづくり

第1節 まちの不燃化・耐震化

地震に強いまちをつくるため、防災的な土地利用、まちの不燃化、建築物の耐震化等を行う。

●目指すべき目標

まちの不燃化・耐震化により、地震による被害の最小化「減災」を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 防災的な土地利用の推進

- 既成市街地における土地区画整理事業等を推進するとともに、新規開発に伴う指導・誘導を適切に行う。

事業者

- ・ 宅地の新規開発にあたる事業者は、地震に強いまちづくりを十分に考慮する。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地及び周辺地域では、土地区画整理事業等により、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点につながる道路、公園等の都市基盤施設の整備を進め、安全な市街地の形成を図る。 造成地に発生する災害など、新規開発等の事業に際しての災害防止として、都市計画法及び建築基準法において規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工についての指導を行う県に協力する。
-----------	--

② 住宅市街地の防火対策の推進

- 防火・準防火地域の指定、密集住宅市街地等の不燃化、消火活動困難地域の解消、延焼遮断帯の整備、消防水利・防火水槽の整備等により、まちの防火対策を推進する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅等の建築物の防火対策に努める。
------------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が密集して火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築促進に努め、建築物の不燃化の推進を図るとともに、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造として火災の延焼の防止を図る。 老朽木造建築物密集市街地の不燃化を促進する。 市街地の不燃化事業、土地区画整理事業等により、道路・空き地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。 広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空き地等の確保により、火災の延焼防止を図る。 消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、市街地等の火災に対応できるように、消防水利・防火水槽等の整備を行う。 火災時に効果的な消防活動が可能となるよう、消防活動路の確保について検討する。
-----------	--

③ 防災空間の確保

- 道路・公園・緑地・空き地等を確保しつつ、安全で良好な市街地の形成に向けた市民等によるまちづくり活動を支援し、まちの防災構造化対策を推進する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 安全で良好な市街地の形成に向けたまちづくり活動を主体的に行う。
-----------	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、緑地、空き地等の整備を推進し、防災空間の確保・拡充及び火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。 市民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難場所、避難所、避難路周辺等の建築物の不燃化など、都市整備事業の重層的な整備に努め、まちの防災構造化対策を積極的に推進する。
-----------	---

④ 工作物対策

- 擁壁、ブロック塀、窓ガラス等落下物の安全化に努める。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 既存のブロック塀、窓ガラス、外壁タイル等の修繕、補強等の改修を行い、安全化に努める。
-----------	--

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修を行い、安全化に努める。
------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 道路面にある擁壁について、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 • 建築基準法に基づき県が行う宅地における擁壁、ブロック塀等の安全化指導に協力する。 • 窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、県と連携し、特に補修指導に努める。 • 地震災害の落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い屋外広告物について、県と連携し、設置者に対する点検・指導を強める。
-----------	--

⑤ 建築物の耐震化等

- 地震動に対する安全対策として、建築物の耐震化を推進するとともに、災害時の安全性の強化を進め、災害時における被害を最小限にとどめるため、公共建築物及び一般建築物の安全化に努める。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 木造住宅の耐震診断、耐震補強を実施する。 • 危険なブロック塀は生垣化を行う。
-----------	--

事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 不特定多数の者が利用する建築物の所有者は、耐震診断・耐震改修を実施する。 • 震災時における活動の拠点となる病院、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう努める。
------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> • 既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するため、市民への意識啓発や木造住宅の所有者等への助成を行うとともに、県と連携し、不特定多数の者が利用する建築物の所有者等に対する指導を行う。 • 地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却、ブロック塀の生垣化などの安全対策を推進・啓発する。 • 余震等による二次災害を防止するため、県と連携し、地震による被災建築物の危険度判定を行う。地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。 • 市内の避難場所への避難路や県指定の緊急輸送道路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、受入れ及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の啓発を行う。
-----------	---

※参考資料 「表. 建築物の耐震化等の推進」

⑥ 文化財の災害予防

- 文化財の特性に応じた防火管理体制を整備し、文化財を災害から守る。

行政

- 市域に存在する文化財及びそれらを収容する管理施設について、文化財の特性に応じた防火管理体制（消火設備の整備や警報設備の拡充）の整備の推進を図る。
- 毎年1月26日の文化財防火デーなどを活用し、防火思想の普及啓発、防火訓練の実施など、文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。
- 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

⑦ 交通施設の耐震化

- 道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たすとともに、災害発生時には避難、救護、消防活動等に重要な役割を担い、また、火災の延焼を防止する等、被害軽減のために重要であるため、道路の整備、落石等通行危険箇所対策、道路の一部としての橋梁の架替えや補強等の整備を推進する。

行政

- 地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。
- 落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。
- 橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次、補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

⑧ 河川、砂防、治山等施設の耐震化

- 県等と連携し、河川、砂防、治山等施設の耐震化を図る。

行政

- 河川管理者及び市は、安全と利用の両面を考慮し、河川管理施設の安全性の確保、河川空間の整備、河川管理施設等の整備拡充を図る。
- 地震による土砂災害を防ぐため、県と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。
- 地震による治山のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図る。
- 地すべり防止について、国・県と連携を図りながら推進する。

※参考資料 「表. 河川等の整備拡充」

⑨ 地盤の液状化対策

- 地震に伴う液状化現象について、適切な予防措置及び迅速な安全点検を行う。

行政

- 県及び市は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、市民に対する危険度の周知に努める。
- 県及び市は、液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など

の把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

- 県及び市は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。
- 強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。
- 県及び市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホール浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

第4項 地震に強いまちづくり

第2節 火災防止対策

地震時の火災を防止するため、市民等に対する火災予防の指導や消防力の整備を強化する。

●目指すべき目標

地震時の火災による被害を最小限にとどめることを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 火災予防の指導強化

- 日頃から火災予防に努めるとともに、初期消火体制の確立を図る。

市民

- 火気使用器具の正しい使用、転倒・落下防止、周囲の整理整頓に努める。
- 初期消火の重要性を理解し、各家庭での消火器・消火用水の準備とその使用方法を習得する。

地域

- 自主防災組織等は、初期消火活動を行えるよう、日頃から周辺の消火栓の位置やその使用方法の習得に努める。

事業者

- 防火対象物の関係者は、防火対象物及び消防設備の耐震性の確保、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備の設置及び整備点検等を行う。

行政

- 地域住民で構成される自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図る。
- 消防対象物の状況を把握し、地震時に火災発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し万全を期するよう指導する。
- 建築基準法の規定による消防同意制度を効果的に運用し、建築あるいは増築の段

消防機関	<p>階での火災予防の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、体制を整備して指導を行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>初期消火についての指導</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 街頭消火器を設置するとともに、その使用方法を指導する。 2) 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等を整備するとともに、その使用方法及び組織的消火活動を指導する。 </div>
	<ul style="list-style-type: none"> 地震時における火災防止思想の普及を図るための指導、火災予防条例の周知・徹底に努める。 <p>※参考資料 「表. 火災予防に関する指導」</p>

② 消防力の整備強化

- 消防機械器具の増強、消防水利の増強を図るとともに、消防団の活性化、救急救助業務の充実強化を図る。

行政	<ul style="list-style-type: none"> 消防力の充実強化と消防団の活性化、救急救助業務の充実強化を図る。 消防車両、消防団用の施設・機器等を整備する。 消防水利の給水能力や断水時の対応を考慮し、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池等の自然水利をバランスよく配置する。 <p>※参考資料 「表. 消防機械器具の増強」 「表. 消防水利の増強」</p>
----	---

第4項 地震に強いまちづくり

第3節 危険物等の災害予防対策

地震時の危険物等による災害を最小限に食い止めるため、災害予防のための措置を行う。

●目指すべき目標

地震時の危険物等による災害を最小限に食い止めることを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 危険物等の災害予防対策

- 地震時の危険物や高圧ガス等による災害を最小限に食い止めるため、各関係機関は災害予防のための措置を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 石油ストーブ、ボイラーを使用している者は、灯油の適正な保管及び取り扱いに努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 石油ストーブ、ボイラーを使用している者は、灯油の適正な保管及び取り扱いに努める。 危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、消防法に基づく安全確認のための定

期点検を行うとともに、防災資機材、危険物流出防止資機材の整備及び化学消火剤の備蓄等を行う。

- 岐阜県高圧ガス地域防災協議会は、地震時における高圧ガスの移動中の災害の発生又は拡大の防止を図るため、運転者及び防災事業所応援要員の保安教育、非常工具、緊急連絡体制の整備、防災訓練の定期的実施等に努める。
- 高圧ガス事業者は、高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施、応急措置等についての保安教育、緊急連絡体制の整備及び緊急対応マニュアル策定、防災協定などによる地域応援体制の確立、防災訓練の実施など、自主保安体制の確立に努める。
- 液化石油ガスの販売事業者は、一般家庭など液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及を促進する。また、簡易ガス施設についても貯蔵施設や配管の維持管理の徹底及び地震対応型ガス機器の設置を促進する。さらに、災害発生時の緊急対応体制を整備する。
- 火薬類施設管理者は、応急措置等についての保安教育、地震防災訓練の実施、災害発生時の火薬類の流出・紛失防止について万全の対策等の措置を行う。
- 毒物及び劇物取扱事業者は、事故時の通報体制の確立、転倒防止対策等施設の整備点検、事故拡大防止及び被災防止体制の確立、消火・吸着剤・化学処理剤等の整備、地震防災教育及び訓練の実施等の措置を行う。

行政

- 地震時の危険物による災害を最小限に止めるため、消防法に基づき危険物施設の立入検査・保安検査、規制の徹底、耐震性の確保、予防規程の作成指導等を行う。
- 危険物流出防止資機材の整備及び整備・配備状況の把握

消防機関

- 火災予防条例の適用を受ける指定数量未満の危険物の貯蔵、取り扱いを行っている学校、薬局等について、火災予防上の立入検査等の実施、危険物の貯蔵、取り扱い方法の指導、自主的定期点検等による自主保安体制の強化の指導を行う。

第4項 地震に強いまちづくり

第4節 災害時に予測される危険区域の防災事業の推進

土砂災害防止事業、造成地の災害防止、住宅移転事業等により、災害危険区域の減災に努める。

●目指すべき目標

災害時に予測される危険区域の減災を目指す。

●各主体の取組みや役割

① 土砂災害防止事業

- 土砂災害（特別）警戒区域を把握し、土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図る。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害（特別）警戒区域を確認する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害（特別）警戒区域の把握を行い、法令に基づき砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行う。 土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を行う。 <p>砂防</p> <ul style="list-style-type: none"> 土石流による被害が大きいと予想される人家密集地区及び市街化の進展の著しい地区に係る溪流を重点に迅速な情報提供に努める。 <p>急傾斜地</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊防止工事を土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、工事の施工により多数の居住者等の安全を確保できる区域について、被害予想家屋数、危険度、経済効果等を勘案のうえ、緊急度の高いものから工事を推進する。 <p>総合的な土砂災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害（特別）警戒区域を図面に表示したハザードマップを作成し、市民へ配布するとともに、土砂災害（特別）警戒区域の標識の設置を行い、市民に周知を図る。

② 造成地の災害防止

- 市及び関係機関は、造成地の災害防止に努める。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 土地造成業者は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想される傾斜地において土地造成を行う場合、安全を確保する。 既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を行う。
------------	--

行政

- 傾斜地における土地造成の防災対策を指導する県に協力する。

③ 住宅移転事業

- 防災のための集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施する際は、市民の協力を得て行う。

市民

- 防災のための集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業に該当する市民は、住宅移転の協力を努める。

行政

- 災害危険区域のうち、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の実施を図るものとし、移転者に対しては移転住宅の取得や賃借、移転費用の助成等の支援を行う。
- 県建築基準条例で指定した「災害危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び建築を制限している区域に存する住宅で、移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、市民の積極的な協力を得るよう努める。

第4項 地震に強いまちづくり

第5節 ライフライン対策

電気、ガス、水道、通信、鉄道施設の耐震化等を進め、被災した場合の二次災害を防止する。

●目指すべき目標

災害時における被害を最小限に食い止め、市民の生活への影響を少なくすることを目指す。

●各主体の取組みや役割**① ライフライン施設の耐震化**

- 地震により、ライフライン施設の故障等が起こり、市民の生活に大きな影響を及ぼすため、関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限に食い止めるための対策を講じる。

事業者

- 電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があるため、情報連絡体制の整備、災害応急対策要員の確保、必要な資機材の備蓄、調達体制等の整備を行う。また、災害復旧の迅速化を図り、広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本とし、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。
- LPガス取扱事業者は、発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備等を行う。
- 通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となり、また、市民に混乱を起こすおそ

れがあるため、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備等を行う。

- 樽見鉄道株式会社は、地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設、設備の耐震性の確保及び防災資機材の整備点検及び要員の確保を行う。

行政

- 市民の生活の根幹をなす電線、水道等のライフライン施設の災害による被害を最小限に食い止めるため、県や関連事業者と連携して整備を推進する。
- 道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等について推進する。
- 水道施設の災害時における被害を最小限に食い止め、災害時の飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、水源の多系統化、水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能の強化に努める。
- 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- 地震等による長期間の断水に備え、個人や事業所が日頃から使用している井戸を災害時協力井戸として事前に登録し、災害時に可能な範囲で生活用水として被災者等に提供できるよう整備する。

第2章 地震災害応急対策

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

- ① 応急活動体制
- ② 職員の動員配備

第2節 災害応援要請

- ① 自衛隊の災害派遣・撤収要請の方法
- ② 自衛隊の災害派遣活動
- ③ 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等
- ④ 相互応援協定に基づく応援要請
- ⑤ 市町村相互の応援要請
- ⑥ 自主防災組織との協力体制
- ⑦ 他機関に対する応援要請
- ⑧ 応急措置の代行

第3節 地震災害情報の収集・伝達

- ① 地震情報の収集・伝達
- ② 被害情報等の収集・伝達

第4節 通信の確保

- ① 情報管理体制の確立
- ② 情報連絡手段の確保

第1項 応急体制

第1節 防災活動体制の整備

災害の規模に応じた応急活動体制及び職員等の動員計画を整備する。

●目指すべき目標

防災活動体制が整備され、職員や消防団員等がきちんと把握する。

●各主体の取組みや役割

① 応急活動体制

- 災害対策体制の確立及び本計画の整備を行う。

市民

- ・ 応急手当の訓練や災害救助訓練に定期的に参加する。

行政

- ・ 市域及び市域周辺に災害が発生、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に初動体制がとれるよう、災害対策本部の設置など災害対策体制を確立する。
- ・ 被害状況の把握、応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、災害の特殊性に十分配慮のうえ、本計画の整備を行う。
- ・ 特に、混乱が予想される被災直後の初動体制について検討し、突発的な災害発生

時における緊急行動基準等の体制を整え、初期の応急活動を実施する。

- 地震災害に対しては日常的な用意が不可欠であり、職員の対応能力を確保するため、資材の保持、技術研修を推進する。
- 市民の希望者や職員に対する応急手当の訓練や災害救助訓練を定期的に実施し、初動能力の向上と保持を図る。
- 市民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害警戒本部体制（災害対策本部設置前の活動体制）を早急に確立して災害応急対策に着手する。なお本部は原則として本庁舎へ設置する。
- 市域に災害が発生し、又は発生のおそれがあり、必要があると認めるときは「本巢市災害対策本部条例」により、市長を本部長として、災害対策本部を設置し、災害の防御、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ強力に推進する。

※参考資料

「表. 震災体制の基準」

「表. 気象庁震度階級関連解説表」

「表. 災害準備・警戒本部体制（準備・警戒体制）」

「表. 災害対策本部の設置」

「表. 災害対策本部の業務の概要」

② 職員の動員配備

- 職員及び消防団員の動員体制及び系統機関相互間の応援体制等を整備する。

行政

- 災害応急対策を迅速的確に実施するため、職員及び消防団員の動員体制及び系統機関相互間の応援体制等を整備し、必要に応じて警察官等関係機関職員の出動を要請する。
- 出動決定後は、保有する情報・連絡手段を活用し、速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

※参考資料

「表. 職員の動員の伝達系統及び方法」

「表. 職員の動員配備」

第1項 応急体制

第2節 災害応援要請

自衛隊、県内の市町村、自主防災組織、応援協定を締結している機関等との協力体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第2章-第1項-第2節「災害応援要請」 参照

第1項 応急体制

第3節 地震災害情報の収集・伝達

地震災害情報の収集・伝達の体制を整備する。

●目指すべき目標

地震災害情報への対応体制が整備され、地震発生時は情報を迅速に収集し、関係機関及び市民等にきちんと伝達する。

●各主体の取組みや役割

① 地震情報の収集・伝達

- 震度速報、地震に関する情報、その他震災に関する情報の収集及び伝達を行う。

行政

- 震災時において、防災関係機関が防災対策の初動対応及び震災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、地震に関する情報、その他震災に関する情報の収集及び伝達を行う。
- 地震に関する情報の発表基準は以下の通りである。

発表基準

 - 1) 県内で震度1以上を観測したとき。
 - 2) その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。
- 岐阜地方気象台は、発表基準により「震度速報」以外の情報を気象等注意報・情報伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。
- 地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難情報の発令を行う。
- 気象庁からの緊急地震速報は、防災行政無線により市民等に伝達する。
- 県は、県内の各市町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。
- 震度情報ネットワークシステムにより得られた県内全体の震度情報等を活用し、速やかな災害対策をとる。

※参考資料 「表. 地震に関する情報の種類と内容」
「図. 地震・震度情報の伝達系統図」

② 被害情報等の収集・伝達

- 災害発生後、速やかに被害情報の収集・伝達を行う。

行政

- 「情報センター」を設置し、各班担当箇所及び市内全域から被害情報を収集する。
- 災害発生直後において、地震規模等の早期把握のため関係機関等より情報を収集し、被害規模の把握を行う。また、一般被害情報等の収集・把握を行い、必要に応じて県に連絡する。
- 概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を図る。

※参考資料 「表. 被害情報の収集・把握」
「図. 被害情報等の報告ルート」
「表. 総務省消防庁連絡先」
「表. 被害調査の担当班」

第1項 応急体制

第4節 通信の確保

情報管理体制の確立及び情報連絡手段の確保を行い、情報を収集・伝達する。

第2部 一般対策編 : 第2章-第1項-第4節「通信の確保」 参照

第2項 緊急活動

第1節 避難対策

- ① 要避難の把握・判断
- ② 避難情報の発令
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 避難の誘導等
- ⑤ 避難所の開設、運営
- ⑥ 行政区域を越えた広域避難等

第2節 消防対策

- ① 出火、延焼の防止
- ② 危険物施設における災害拡大防止措置
- ③ 負傷者等の救出及び救急

第3節 水防対策

- ① 水防体制の確立
- ② 河川出水・浸水被害の拡大防止

第4節 警備対策

第5節 緊急輸送・交通規制 対策

- ① 緊急輸送の実施及び緊急輸送手段の確保
- ② 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保
- ③ 交通規制の実施
- ④ 緊急通行車両の確認等
- ⑤ 発見者の通報と運転者の措置
- ⑥ 道路啓開
- ⑦ ヘリコプター離着陸場等の確保

第6節 医療救護体制の整備

- ① 緊急医療の実施
- ② 医薬品・医療用資器材等の調達
- ③ 傷病者等の搬送
- ④ 医療救護活動状況の把握
- ⑤ 保健活動とメンタルケア

第7節 遺体の搜索、取り扱い 及び埋・火葬

- ① 遺体の搜索
- ② 遺体の取り扱い
- ③ 遺体の埋・火葬

第8節 ライフライン施設の 応急対策

- ① 水道施設応急復旧体制
- ② 電力施設応急復旧体制
- ③ ガス施設応急復旧体制
- ④ 電気通信設備応急復旧体制
- ⑤ 危険物等取扱施設の応急対策
- ⑥ 鉄道施設の応急対策

第9節 公共施設の応急対策

- ① 社会公共施設の応急対策
- ② 建築物の応急対策
- ③ 河川砂防及び治山施設等の応急対策

第2項 緊急活動

第1節 避難対策

要避難の把握・判断から避難所の設置・運営までの避難対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生後の各段階における避難対策がきちんと整備され、災害発生時に迅速かつ安全に避難する。

●各主体の取組みや役割

① 要避難の把握・判断

- 避難を要する地域の実態の早期把握を行い、避難対策の必要性を判断する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地震等により二次災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合には、隣近所で声を掛け合って自主的に避難する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、避難措置実施の第一次責任者として、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるとともに、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、迅速・確実な避難対策に着手する。 地域の実態把握及び避難対策については、警察官、知事及び自衛官等の協力を求める。 必要に応じて、避難情報の対象地域、判断時期等について、指定地方行政機関及び県に助言を求める。 発生した災害の状況により、避難対策の要否を判断する。

② 避難情報の発令

- 市民及び関係機関に対して、避難情報を発令する。

市民等	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報が発令された場合は、迅速に避難行動に移る。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、著しい危険が切迫しているとき、又はそのおそれがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。 市民及び関係機関への避難情報の周知を徹底する。 関係機関相互の通知及び連絡を徹底する。 避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

※参考資料 「表. 避難情報の基準」
「表. 避難情報の発令権者及び時期」
「表. 避難情報の区分」
「表. 市民への周知徹底の方法、内容」
「表. 関係機関相互の通知及び連絡」

③ 警戒区域の設定

- 警戒区域の設定を行い、市民及び関係機関にその内容を伝達する。

市民等	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域に設定された市民等は、迅速にその内容に従う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市長は警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定を行う。なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。 災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。 警戒区域の設定は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。設定した警戒区域でどのような処分を行うかは、市長の自由裁量行為であり、立入制限を行う場合においても、どのような制限（どのような立入許可をするか）を行うか等について、混乱をきたさないように十分留意する。 警戒区域の設定を行った者は、避難情報の発令と同様、市民及び関係機関にその内容を伝達する。 <p>※参考資料 「表. 警戒区域の設定権者」 「表. 警戒区域の設定」</p>

④ 避難の誘導等

- 市及び地域等は避難誘導を行うとともに、市民等は自主避難を実施する。

市民	<ul style="list-style-type: none"> 地震等により二次災害の発生する危険性を感じたり、自ら危険だと判断した場合には、隣近所で声を掛け合って自主的に避難する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、避難活動を実施する。 市等と協力して、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図る。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 企業、放送事業者、防災関係機関等は、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。
学校・社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校及び社会福祉施設等の児童・生徒等及び入園者等を避難させる必要があるときは、保護者、教諭がそれぞれの施設の避難対策を把握して行動する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 避難立退きの際は避難誘導を行い、市民等が安全に避難できるように努める。 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。 <p>※参考資料 「表. 自主防災組織による避難活動」 「表. 学校、社会福祉施設等における避難対策」 「表. 避難誘導の実施」</p>

⑤ 避難所の開設、運営

- 避難所の開設及び運営管理を行う。

市民	<ul style="list-style-type: none"> • 避難の必要がある地域の住民は、速やかに指定された避難所へ避難を行う。
地域・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織等は、市と連携しながら開設された避難所の運営を行う。 • 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。
行政	<p>避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある避難者を一時的に受入れし、保護するため必要と認められるときは指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図るとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 • 必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等、受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。 • 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 • 各地域に福祉避難所を指定する。 • 県及び市は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 <p>避難所の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難所の運営はあらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各避難所の適切な運営管理を行う。 • 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。 • 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 • 避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める • 避難所の開設が長期化する見通しの場合は、プライバシーの確保や保健・衛生対策等に留意して運営を行う。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- それぞれの避難所に受入れされている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。
- やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

帰宅困難者対策

- 帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。
- 滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

※参考資料 「表. 避難所の開設」
「表. 避難所の運営」

⑥ 行政区域を越えた広域避難等

- 大規模広域災害時必要に応じて広域避難等を行う。

広域避難の支援要請

- 県及び市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

広域一時滞在

- 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- 県及び市が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、国が、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、国は、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など市からの要求を待たないときは、市の要求を待たないで、県及び市に代わって広域一時滞在のための協議を行う。
- 避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定める

行政

など、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2項 緊急活動

第2節 消防対策

出火等、延焼の防止対策から負傷者等の救出・救急活動までの消防対策を行う。

●目指すべき目標

災害発生時に迅速に消防活動を行うことができるように、災害発生後の各段階における消防対策をきちんと整備する。

●各主体の取組みや役割

① 出火、延焼の防止

- 市民、地域の自主防災組織、事業者、市、消防機関等が協力し、出火及び延焼の防止に努める。

市民

- ・ 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。

地域

- ・ 自主防災組織は、市と協力して出火等の防止に万全を期する。
- ・ 道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織等は、初期消火活動が行えるように訓練を行う。

初期消火の要領

- ・ 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。
- ・ 消火班の出動による消火栓等を使用しての初期消火活動や、水利の確認等を行う。
- ・ 消防部隊（消防署、消防団）が到達したときは、消防隊の長の指揮に従う。

事業者等

- ・ 市が行う巡回指導等に参加し、出火等の防止に万全を期する。
- ・ 事業者、危険物施設等の自衛消防組織等は、市と協力して出火等の防止に万全を期する。

行政

- ・ 出火等を防止するため、居住者、施設、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。
- ・ 県及び市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、応援協定に基づく県内市町村及び消防組織法第44条に基づく他都道府県の消防機関の応援を求める。場合によっては自衛隊の派遣を要請する。

※参考資料 「表. 出火等の防止のための広報事項」

② 危険物施設における災害拡大防止措置

- 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、防止措置を講ずる。

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設の所有者等は、危険物施設の災害の拡大を防ぐため、以下の措置を講ずる。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 施設の異常を早期に発見するために、点検を実施する。 2) 施設の状況により、危険物を安全な場所に移動し、漏洩防止の措置をし、引火・発火等を防ぐため冷却等の安全措置を講ずる。 3) 異常が見られ災害が発生するおそれのあるときは、市、消防、警察に通報するとともに、付近の住民に避難の周知を図る。 4) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。 </div>
------	--

③ 負傷者等の救出及び救急

- 救出を必要とする者に対して速やかに救出活動を行い、負傷者については医療機関又は応急救護所へ搬送する。

地域	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関の救急救助活動に協力する。
----	---

行政	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救出は、総務班が担当し、直接の実施は消防団等奉仕労力が消防機関、県警察及び自衛隊と協力して行う。 相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請する。 <p>救出活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行う。 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。 <p>救急活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防機関は、救出した傷病者に対して必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、救護所又は医療機関等への搬送を行う。 道路の損壊により車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。
----	--

第2項 緊急活動

第3節 水防対策

水防体制を確立するとともに、河川出水・浸水被害の拡大防止対策を講ずる

●目指すべき目標

水防体制を確立し、河川出水・浸水被害の拡大防止対策が行われることにより、被害を最小限に引き止めることを目指す。

●各主体の取組みや役割

① 水防体制の確立

- 「本巢市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に基づいて、水防組織を確立する。

行政

- ・ 河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「本巢市水防計画」及び「岐阜県水防計画」に定めた方法により確立する。

② 河川出水・浸水被害の拡大防止

- 市及び地域が協力して、水防情報の受信・伝達や、河川等の管理を行う。

行政

- ・ 河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、市域における水害発生の際に情報を収集し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、洪水の発生等の可能性などに注意する。
- ・ 河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合もしくは地震発生後、さらに洪水の発生が想定される場合など、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
- ・ 放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
- ・ 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは、他の水防管理者の応援を要請する。
- ・ 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援を行う。

第2項 緊急活動

第4節 警備対策

市民が避難生活を送っている地域において、治安の確保を図る。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第7節「警備対策」 参照

第2項 緊急活動

第5節 緊急輸送・交通規制対策

市民及び関係機関等の協力により、緊急輸送や交通規制等を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第8節「緊急輸送・交通規制対策」 参照

第2項 緊急活動

第6節 医療救護体制の整備

災害発生後及び避難所生活時において、被災者への医療救護活動に努める。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第9節「医療救護体制の整備」 参照

第2項 緊急活動

第7節 遺体の搜索、取り扱い及び埋・火葬

警察等と連携し、遺体の搜索、検死及び検案、収容及び埋・火葬を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第10節「遺体の搜索、取り扱い及び埋・火葬」
参照

第2項 緊急活動

第8節 ライフライン施設の応急対策

被害を受けたライフライン施設について、関連事業者等と連携して応急復旧対策を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第2項-第11節「ライフライン施設の応急対策」
参照

第2項 緊急活動

第9節 公共施設の応急対策

社会公共施設や河川砂防及び治山施設等の公共施設の応急対策を行う。

● 目指すべき目標

公共施設の応急対策が速やかに行われ、市民の安全や生活、社会・経済活動が確保される。

● 各主体の取組みや役割

① 社会公共施設の応急対策

- 管理者は公共施設の使用の可否を判断し、必要な場合は早急に補修又は補強を実施する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設管理者は、患者の生命保護を最重点におき、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を行う。 被害のない医療施設等は、被害の大きい医療施設等に人的物的支援を行う。 事前対策として、各施設管理者は、施設の被害情報の収集・伝達体制の整備を行う。
------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 避難所として使用する公共建築物の応急危険度を判定し、その建築物の使用の可否を判断する。 県は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導する。 災害時において、被害のない医療施設等に連絡して、人的物的応援を要請する。 <p>社会福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導する。 県等と連携をとりながら施設の早期復旧に協力する。
-----------	---

② 建築物の応急対策

- 建築物の応急危険度判定、被災度区分判定を行う。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策活動に必要な施設については、県が応急危険度判定を実施した後に、所有者が建築構造技術者に依頼し、恒久復旧の可否を判定する目的で被災度区分判定を行う。 県が策定する「実施本部業務マニュアル」に基づき、建築構造技術者が被災建築物に立入り、当該建築物の沈下、傾斜及び構造躯体の損傷の状況等について調査し、被災度の区分判定を行うことに協力する。
------------	--

行政	<ul style="list-style-type: none"> 県は、応急危険度判定を「岐阜県地震被災建築物応急危険度判定要綱」及び「震災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」に基づいて実施し、市は協力する。 震災時に迅速な活動を行うためには、平素から震災予防と災害時の応急対策に備
-----------	---

えた体制づくりが必要である。

- 震災時の応急対策としては、被災建物の応急補修・復旧の体制づくり、労務・資材の確保及び備蓄、各業界の役割等体制の整備を行う必要がある。

③ 河川砂防及び治山施設等の応急対策

- 河川施設、砂防施設、治山施設等について、災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施する。

行政

- 災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、県や国と連携して、災害の速やかな復旧を図る。
- 河川施設、砂防施設、治山施設等について、主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施する。
- 特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧を行う。

※参考資料 「表. 河川砂防及び治山施設等の応急対策」

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

第2節 災害救助法の適用

- ① 災害救助法の実施機関
- ② 災害救助法の適用基準と手続き
- ③ 災害救助法の実施方法等
- ④ 住宅の被害認定

第3節 被災者救援対策

- ① 給水
- ② 食料供給
- ③ 生活必需物資の供給

第4節 応急教育対策

- ① 児童生徒の安全確保
- ② 応急教育の実施
- ③ 生徒等に対する援助
- ④ 文化財の保護

第5節 要配慮者対策

- ① 要配慮者に対する対策
- ② 社会福祉施設等に係る対策
- ③ 高齢者及び障がい者に係る対策
- ④ 児童に係る対策
- ⑤ 観光客及び外国人に係る対策

第6節 保健衛生対策

- I. 清掃
 - ① ごみ処理
 - ② し尿処理
 - ③ 産業廃棄物処理
 - ④ 廃棄物処理機能確保及び復旧
 - ⑤ 応援体制の確保
 - ⑥ 災害廃棄物処理計画
- II. 防疫・食品衛生
 - ① 防疫活動
 - ② 食品衛生
 - ③ 環境衛生
- III. 保健活動・精神保健
 - ① 保健活動
 - ② 精神保健
- IV. 愛玩動物等の救護

第7節 ボランティア対策

第3項 民生安定活動

第1節 災害広報

市が保有する媒体を活用して、市民への災害情報の広報を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第1節「災害広報」 参照

第3項 民生安定活動

第2節 災害救助法の適用

災害救助法を適用し、適切な指示及び処理のもと救助活動を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第2節「災害救助法の適用」 参照

第3項 民生安定活動

第3節 被災者救援対策

被災者に対して、水、食料、生活必需物資の確保及び供給を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第3節「被災者救援対策」 参照

第3項 民生安定活動

第4節 応急教育対策

児童生徒の安全確保を最優先とし、災害時、復旧時の対応を行う。また、文化財の保護についても応急教育対策として実施する。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第4節「応急教育対策」 参照

第3項 民生安定活動

第5節 要配慮者対策

高齢者、障がい者、児童、観光客及び外国人等を要配慮者として捉え、それぞれに的確な支援を行う。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第5節「要配慮者対策」 参照

第3項 民生安定活動

第6節 保健衛生対策

避難所等の衛生状態及び被災者の精神保健を良好に保つ。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第6節「保健衛生対策」 参照

第3項 民生安定活動

第7節 ボランティア対策

災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、関係機関等と連携してボランティアの受入体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第2章-第3項-第7節「ボランティア対策」 参照

第3章 地震災害復旧・復興対策

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

- ① 災害復旧事業計画の作成
- ② 災害復旧事業の実施

第3節 復興計画

- ① 復興計画の作成
- ② 復興対策・防災対策の実施
- ③ 復興計画マニュアルの作成

第1項 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興体制の整備

復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

第2部 一般対策編 : 第3章-第1項-第1節「復旧・復興体制の整備」参照

第1項 復旧・復興計画

第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

被災地の復旧にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して速やかに行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第1項-第2節「公共施設及び公共事業等の災害復旧」参照

第1項 復旧・復興計画

第3節 復興計画

被災地の復興にあたっては、市民等の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第1項-第3節「復興計画」参照

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

- ① 生活相談
- ② 個人被災者への資金援助等
- ③ 租税の減免措置等
- ④ 職業のあっせん
- ⑤ 生活保護制度の活用
- ⑥ 障がい者及び児童に係る対策
- ⑦ 応急仮設住宅の建設
- ⑧ 被災建築物の応急危険度判定
- ⑨ 住宅の応急修理及び住宅の障害物除去

第2節 被災中小企業、農林業の振興

- ① 被災中小企業の振興
- ② 農林業関係者への融資

第3節 義援金の募集、受付、配分

- ① 義援金品の募集
- ② 義援物資の受入・配分
- ③ 義援金の受入・配分

第2項 財政援助等

第1節 被災者の生活確保

被災者の生活を確保するため、生活相談、資金援助、職業のあっせん、応急仮設住宅の建設等を行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第2項-第1節「被災者の生活確保」 参照

第2項 財政援助等

第2節 被災中小企業、農林業の振興

中小企業、農林業の被害状況を把握し、再建に必要な支援を行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第2項-第2節「被災中小企業、農林業の振興」 参照

第2項 財政援助等

第3節 義援金の募集、受付、配分

義援金品の募集、受付、配分を行う。

第2部 一般対策編 : 第3章-第2項-第3節「義援金の募集、受付、配分」 参照

第4章 東海地震に関する事前対策及び 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1項 東海地震に関する事前対策

第1節 東海地震に関する

- ① 東海地震に関する事前対策の目的
- ② 東海地震に関する事前対策の体系

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時対策

- ① 地震災害警戒本部
- ② 動員体制
- ③ 防災関係機関等協力体制
- ④ 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
- ⑤ 広報対策
- ⑥ 事前避難対策
- ⑦ 消防・水防対策
- ⑧ 警備対策
- ⑨ 交通対策
- ⑩ 緊急輸送対策
- ⑪ 物資等の確保対策
- ⑫ 保健衛生対策
- ⑬ 生活関連施設対策
- ⑭ 公共施設対策

第1項 東海地震に関する事前対策

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

東海地震に関する事前対策の目的と体系を示す。

① 東海地震に関する事前対策の目的

- この計画は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき対策を中心に、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。
- 岐阜県では、中津川市が強化地域として指定されているが、本巣市は、東海地震が発生した場合、震度6以上の地震とはならないと予想されたため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。
- 本市が震度6以下の地震であっても、市地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、南海トラフ地震臨時情報が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念されるため、本市は、東海地震の発生に伴う災害の発生防止又は軽減を図るために実施する措置について予め定めるものとし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）（以下「調査情報」という。）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「注意情報」という。）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（以下「警戒情報」という。）が発表されたとき、又は大規模な地震に直結しないと判定され

るまでの間において実施する準備措置についても併せて定めるものとする。

② 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

	観測情報 発表	注意情報 発表	予知情報発表 等の発令	警戒本部の設置	発災後
県	情報収集や 連絡体制の 強化	学校児童生 徒の帰宅、 旅行自粛の 呼びかけ、 消防・救急・ 医療関係者 らの派遣準 備や物資の 点検	<p style="text-align: center;">県知事</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">警戒情報 通 知</p>	<p style="text-align: center;">県地震災害警戒本部の設置 (地震防災強化計画に基づく) 対策実施</p> <p style="text-align: right;">← 対策総合調整</p>	災害対策基本法の規定に基づく処置の実施
本巢市	情報収集や 連絡体制の 強化	学校児童生 徒の帰宅、 旅行自粛の 呼びかけ、 消防・救急・ 医療関係者 らの派遣準 備や物資の 点検	<p style="text-align: center;">市長</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">〔本巢市地震災 害警戒本部の 設置〕</p>	<p style="text-align: center;">本巢市地震災害警戒本部の 設置 (地震防災強化計画に基づく) 対策実施</p> <p style="text-align: right;">←</p>	
市民等	防災準備	防災準備、 帰宅、旅行・ 出張等の自 粛	市民等	<p style="text-align: center;">(地震防災応急計画に基づく) 措置実施</p>	

- 本計画は南海トラフ地震臨時情報が発せられたときから、地震が発生又は警戒体制を解除するまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、調査情報が発せられた時から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 本章で定められていない事項について、東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本地域防災計画の地震対策編一第1章及び第2章で対処する。

第1項 東海地震に関する事前対策

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時対策

本市及び防災関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、さらに巨大地震注意情報が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒体制を解除するまでの間、注意情報発表時及び警戒情報発表時対策を実施する。

① 地震災害警戒本部

- 警戒情報が発せられた場合、警戒対策を実施する。
- 注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒情報発表前からの準備行動を実施するものとする。
- 調査情報が発せられてから、大規模地震が発生するまでは、注意情報が発表された場合も含め比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。
- 自治会、自主防災組織は、警戒情報が発せられたときは、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

※参考資料

「表. 東海地震の予知に係る対策」

「図. 職員の配備」

② 動員体制

- 注意情報発表時及び警戒情報発表時における各課等への情報の伝達及び動員を、迅速かつ的確に実施する。
- 職員の動員については、地震対策編—第2章—第1項—第1節「防災活動体制の整備」に定めるところによる。

※参考資料

「図. 注意情報及び警戒情報の伝達」

③ 防災関係機関等協力体制

- 防災関係機関等は、東海地震の予知に係る対策を実施する上で、他機関の応援を求める必要が生じた場合は、知事に対し応援を要請もしくはあつせんを依頼し、協力を得るものとする。
- 地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、市長は、県警戒本部長に要請の依頼を行うものとする。
- 要請方法は地震対策編—第2章—第1項—第2節「災害応援要請」に定めるところによる。

④ 調査情報、注意情報等の伝達

- 地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市は、正確かつ迅速な地震情報等の伝達及び市民等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

- 「調査情報」・「注意情報」・「警戒情報」に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定の公表、警戒情報発表についての情報を伝達する。
- 本市に伝達されてからの庁内における経路は、地震対策編—第2章—第1項—第1節「防災活動体制の整備」に定めるところによる。

※参考資料 「図. 地震予知情報等の伝達」

⑤ 広報対策

- 市及び防災関係機関等は、警戒情報が発せられたときは、社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、市民に密接に関連のある事項に重点をおき、正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報を行う。
- 広報の内容、方法については、地震対策編—第2章—第3項—第1節「災害広報」に定めるところによる。

※参考資料 「表. 広報の内容」

⑥ 事前避難対策

- 市は、警戒情報が発せられた場合、発災後に備えて予め指定された避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難情報発令の検討を行い、必要に応じて自治会及び自主防災組織と連携し、警察の協力を得て、迅速、的確な避難対策を実施する。
- 避難所での病人等応急救護を必要とする者に対する応急救護所の開設準備も併せて行うものとする。

※参考資料 「表. 事前避難対策」

⑦ 消防・水防対策

- 消防機関及び水防管理団体は、警戒情報が発せられた場合に市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震対策編—第2章—第2項—第2節「消防対策」に基づき、消防対策活動を実施するとともに、地震対策編—第2章—第2項—第3節「水防対策」に基づき浸水対策活動も併せて実施する。

※参考資料 「表. 消防・水防対策」

⑧ 警備対策

- 県警察及び市は、警戒情報が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、判定会が招集された旨の通報を受けた場合は、早期に緊急体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

※参考資料 「表. 警備対策」

⑨ 交通対策

- 警戒情報が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、市及び県公安委員会は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

※参考資料 「表. 交通対策」

⑩ 緊急輸送対策

- 緊急輸送は必要最小限にくい止めるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

※参考資料 「表. 緊急輸送対策」

⑪ 物資等の確保対策

- 市は、関係機関の協力のもとに警戒情報発表時の避難者の救護及び災害発生後の罹災者の救助に必要な物資等を確保する体制の整備を図る。

※参考資料 「表. 物資等の確保対策」

⑫ 保健衛生対策

- 市は、警戒情報が発せられた場合は、医療関係機関の協力のもとに不測の事態に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を実施するために必要な体制を整えるものとする。

※参考資料 「表. 保健衛生対策」

⑬ 生活関連施設対策

- 水道、電気、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒情報が発せられた場合は、地震防災応急対策及び防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

※参考資料 「表. 生活関連施設対策」

⑭ 公共施設対策

- 公共施設の管理者は、警戒情報が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え、迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

※参考資料 「表. 公共施設対策」

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的と大綱	① 計画の目的 ② 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱
第2節 関係者との連携協力の確保	① 資機材、人員等の配備手配 ② 他機関に対する応援要請 ③ 帰宅困難者への対応
第3節 整備計画等	① 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 ② 防災訓練計画 ③ 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
第4節 臨時情報発表時の防災対応	① 基本方針 ② 防災対応をとるべき期間 ③ 市の体制 ④ 地震臨時情報の伝達

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 計画の目的と大綱

南海トラフ地震防災対策推進計画の目的と大綱を示す。

① 計画の目的

- この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震の発生における円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

② 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

- 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1部—第2章—第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 関係者との連携協力の確保

地震発生時の資機材、人員等の配備手配、他機関に対する応援要請について定める。

① 資機材、人員等の配備手配**物資等の調達手配**

- 地震発生後に行う、災害応急対策に必要な物資、資機材の確保ができるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成する。
- 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を県に要請することができる。

人員の配置

- 市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本巢市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。
- 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

② 他機関に対する応援要請

- 市は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることにに関して応援協定を締結し、必要があるときは、協定に従い応援を要請する。

※参考資料 「表. 応援協定締結機関」

③ 帰宅困難者への対応

- 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 観光地など帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 整備計画等

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画、防災訓練計画、地震防災上必要な教育及び広報に関する計画について定める。

① 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する事業については、政令・告示等に留意し、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成する。

※参考資料 「表. 施設等整備の内容」

② 防災訓練計画

- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行う。

※参考資料 「表. 防災訓練の内容」

③ 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画**市職員に対する教育**

- 地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、必要な防災教育を行う。
- 防災教育は、各部、各課及び各機関ごとに行う。

地域住民等に対する教育

- 市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施する。
- 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行う。
- 印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

相談窓口の設置

- 県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

※参考資料 「表. 地震防災上必要な教育内容」

第2項 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応の基本指針を示す。

① 基本指針

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

市民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。

市民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

※参考資料 「表. 防災対応の内容」

※参考資料 「表. 南海トラフ地震臨時情報の種類」

※南海トラフ地震臨時情報 資料編

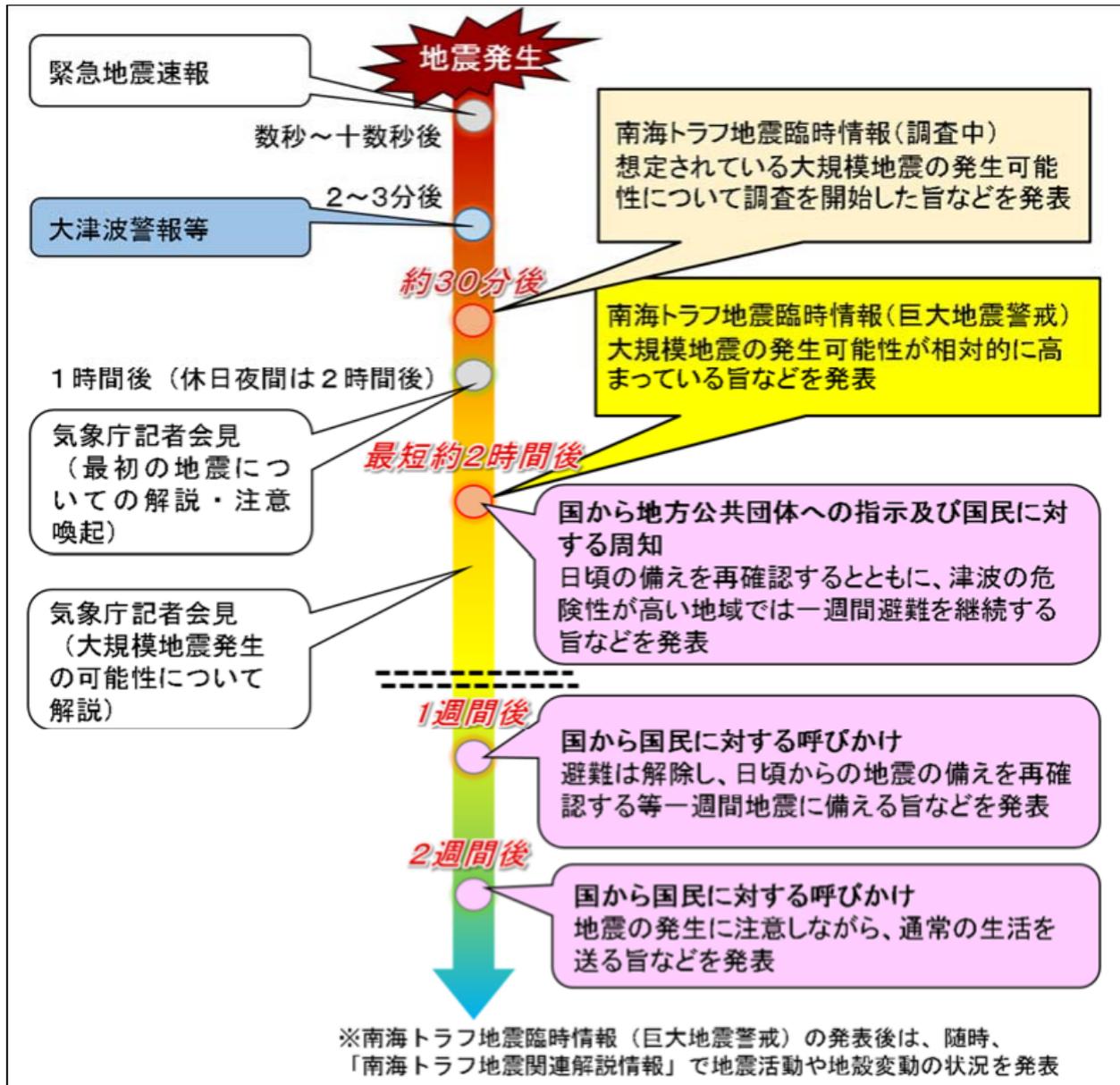
② 防災対応をとるべき期間

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

※参考資料 「表. 防災対応の流れ」

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（出典：国ガイドライン）

③ 市の体制

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとる。市災害対策本部の組織、運営については、あらかじめ定めておくものとする。

※参考資料 「表. 市の体制」

④ 地震臨時情報の伝達

市は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む）、ホームページ、SNS 等多様化に努め、南海トラフ地震臨時情報の正確かつ迅速な伝達に努める。高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保し、外国人に対しては、ホームページや SNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

市民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。さらに、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ対応窓口を整備するものとする。

※参考資料 「表. 具体的にとるべき行動

第4部 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

① 本巢市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

- この計画は、本巢市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。
- 市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

② 本巢市における他の災害対策との関係

- この計画は、「本巢市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「本巢市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）」に拠るものとする。

③ 計画の修正

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日改訂）を遵守するとともに岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合性を図るものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

本市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約65kmに位置しているが、本市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本市に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を次のとおりとし、市として必要な対策を進める。

① 岐阜県周辺の原子力事業所

本計画で対象とする原子力事業所

- 原災法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。
- 次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野255番地）から約65km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14（運転終了H27.4.27）	S62.2.17

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野 255 番地）から約 70km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45. 11. 28 (運転終了 H27. 4. 27)	S47. 7. 25 (運転終了 H27. 4. 27)	S51. 12. 1

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野 255 番地）から約 70km		
号機	—		
電気出力	28.0 万 kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4 万 kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	廃止決定 H28. 12. 21		

事業者名	国立研究開発日本原子力研究開発機構		
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野 255 番地）から約 65km		
号機	—		
電気出力	16.5 万 kW		
原子炉型式	新型転換炉		
熱出力	55.7 万 kW		
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料		
運転開始	S54. 3. 20（運転終了 H15. 3. 29）		

近県に所在する原子力事業所

- 前記以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、下記に記載する4原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。
- 岐阜県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の交換について」（以下「近県事業者との交換文書」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立していることから、市は、県からこれらの事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る通報があった旨の連絡を受けた場合は、本計画に記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じる。

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野 255 番地）から約 90km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5 万 kW	117.5 万 kW	118.0 万 kW	118.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54. 3. 27	S54. 12. 5	H3. 12. 18	H5. 2. 2
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野 255 番地）から約 105km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6 万 kW	82.6 万 kW	87.0 万 kW	87.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0 万 kW	244.0 万 kW	266.0 万 kW	266.0 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49. 11. 14	S50. 11. 14	S60. 1. 17	S60. 6. 5

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野 255 番地）から約 180km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54 万 kW	120.6 万 kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5. 7. 30	H18. 3. 15

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市早野 255 番地）から約 165km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54.0 万 kW	84.0 万 kW	110.0 万 kW	113.7 万 kW	138.0 万 kW
原子炉型式	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	沸騰水型 軽水炉	改良型沸騰水 型軽水炉
熱出力	159.3 万 kW	243.6 万 kW	329.3 万 kW	329.3 万 kW	392.6 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
運転開始	S51. 3. 17 (運転終了 H21. 1. 30)	S53. 11. 29 (運転終了 H21. 1. 30)	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18

② 計画の基礎とすべき災害の想定

原子炉施設

- 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

輸送中の事故

- 旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされており、これを基本として、対策を講じる必要がある。

③ 予測される影響

- 広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）により示される影響の可能性のあることを踏まえ、必要な対策を進める。

④ 計画が対象とする地域の範囲

- 市は、指針の示す目安距離である「原子力施設から概ね30km」及び行政区域、その他の自然・社会的周辺状況を踏まえ、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Zone）外に位置しているが、シミュレーション結果を踏まえ、岐阜県の原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域）として位置付けられており、市全体を本計画による防災対策の実施対象地域とし、必要な措置を講じる。本市は以下の③に該当する。

対策強化地域

県のシミュレーションの結果、以下のケースとなる可能性が示された地域

- ① 甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
- ② 実効線量が年間100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
- ③ 実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域

※参考資料「図. 放射性物質拡散シミュレーション結果」

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県及び市が処理すべき事務又は業務の大綱については、次のとおりとする。また、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「本県市地域防災計画」第1部 総則—第2章—第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

1. 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- (5) 防護対策資料の整備
- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 市民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限
- (11) 避難者等に対する避難帯域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動への協力
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法及びその他関係法令等に基づく必要な処置

2. 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) モニタリング設備、機器の整備
- (5) 防護資機材（医療活動用資機材を含む）の整備
- (6) 防護対策資料の整備
- (7) 災害対策本部等の設置、運営
- (8) 災害状況の把握及び通報連絡
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難（広域調整）及び立入制限
- (11) 飲食物の摂取制限
- (12) 避難者等に対する避難帯域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動
- (13) 緊急輸送、必需物資の調達
- (14) 放射性物質による汚染の除去
- (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 原災法及びその他関係法令等に基づく必要な処置

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、岐阜県が策定した「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施することとする。

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

① 情報の収集・連絡体制等の整備

市と関係機関相互の連携体制の確保

- 市は、原子力災害に対し万全を期すため、確実な情報の収集・連絡体制を確保する。

機動的な情報収集体制

- 市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協議しヘリコプター、車両など多様な情報の収集・連絡体制を整備する。

情報の収集・連絡にあたる要員の指定

- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

非常通信協議会との連携

- 市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

移動通信系の活用体制

- 市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

- 市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

② 情報の分析整理と活用体制の整備

人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

- 市は、県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

- 市は、県と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

防災対策上必要とされる資料

- 市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害情報を集約する場所を備え付ける。
- 市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

＜整備を行うべき資料の例＞

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（過去○年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ 県モニタリングマニュアルに示されたモニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図（モニタリングルート図）
- ウ 線量推定計算に関する資料
- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- カ 農林水産物の生産及び出荷状況

- ④ 防護資機材等に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- ⑥ 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第2節 通信手段の確保

- 市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

市町村防災行政無線の整備	市町村防災行政無線については、移動系防災無線未設置市町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあつては、可聴範囲外地域の解消に努める。
災害に強い伝送路の構築	市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
機動性のある緊急通信手段の確保	市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。
災害時優先電話等の活用	市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。
通信輻輳の防止	市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、

	周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。
非常用電源等の確保	市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。
保守点検の実施	市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第3節 組織体制等の整備

- 市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の体制を整備するとともに、マニュアル等を整備しておくものとする。

① 原子力災害警戒体制

- 市は、次の場合に原子力災害警戒体制をとる。
 - ・ 県から、市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき
 - ・ 県から、原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき

② 原子力災害警戒本部体制

- 市は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。
 - ・ 県から、市内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）発生時の連絡があったとき
 - ・ 県から、原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
 - ・ 市長が必要と認めたとき

③ 災害対策本部体制

- 市は、次の場合に、災害対策本部を設置し非常体制をとる。
 - ・ 県の地域の一部が原災法第15条第2節に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
 - ・ 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態が発生した場合
 - ・ 市長が必要と認めたとき

第4節 長期化に備えた動員体制の整備

- 市は、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5節 広域防災体制の整備

- 市及び防災関係機関は原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。また、市は、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。
- ① 防災関係機関相互の情報交換
 - 市は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。
 - ② 広域的な応援協力体制の整備
 - 市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、県の協力のもと、他の市町村等との相互応援協定等の締結等、他の市町村との連携を図る。
 - ③ 緊急消防援助隊の受入体制の整備
 - 市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。
 - ④ 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備
 - 市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。
 - 適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

第6節 緊急時モニタリング体制の整備

- 市は、県、国、関係機関等が実践する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移動手段の提供等に協力できる体制の整備に努める。

第7節 屋内退避、避難等活動体制の整備

- 市は、全面緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射線物質の放出後は、計測可能な判断基準（O I L）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を踏まえ、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するとともに、避難体制の整備等に努める。

① 避難計画等の作成

- 市は、県の支援により屋内退避及び避難計画を策定する。
- 本市は、県のシミュレーションで年間実効線量が 20 ミリシーベルト以上となる可能性が示された対策強化地域であり、県境を超えるような避難のあり方については、今後の国・県の検討結果等において、計画を作成するものとする。

② 避難所等の整備

避難所等の整備

- 市は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て一時集結所や避難所としてあらかじめ指定する。
- 市は避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。
- 避難所として指定された建物については、要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

- 市は、県等と連携し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

コンクリート屋内退避体制の整備

- 市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

広域一時滞在に係る応援協定の締結

- 市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

応急仮設住宅等の整備

- 市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能

量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

被災者支援の仕組みの整備

- 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

避難所における設備等の整備

- 市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

物資の備蓄に係る整備

- 市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

③ 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。
 - ①要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。
 - ②要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。
 - ③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努める。
- 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。
- 市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。
- 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。
- 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責

任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

④ 避難所・避難方法等の周知

- 市は、避難所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。
- 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ）及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、市民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

⑤ 広域的な避難に係る協定の締結

- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。
- 広域避難計画については、国・県の動向を注視し、県の計画が指されたときに整備に着手する。

第8節 学校、医療機関等における対応

① 学校、保育所等における対応

- 学校、保育所等の施設管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による生徒等引き取り手順、帰宅方法を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。
- 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校、保育所等の施設管理者が、適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。

② 病院等医療機関、社会福祉施設における対応

- 病院等医療機関や介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、国、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ定めておくよう努める。

第9節 原子力災害医療活動に係る体制整備

- 市は、県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制整備

- 市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

① 専門家の移送体制の整備

- 市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

② 緊急輸送路の確保体制等の整備

- 市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第12節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

- 市は、県及び関係機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。
- また、市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

第13節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- 原子力災害が発生した場合、市民に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、県と連携し、市民等に提供すべき情報節目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

① 情報項目の整理

- 市は、国及び県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。
- なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

② 情報提供体制の整備

- 市は、県と連携し、市民及び報道関係機関に対し的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。
- 情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

③ 住民相談窓口の設置等

- 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

④ 多様なメディアの活用体制の整備

- 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能の活用や災害情報共有システム（Lアラート）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第14節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及啓発

- 市は、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について継続的な広報活動を実施する。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

- ⑤ 屋内退避所や避難、安定ヨウ素剤の予防服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 防災知識の普及・啓発に際しては、市民等の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

第15節 防災訓練の実施

- 市は、県と連携して定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

第16節 防災業務関係者の人材育成

- 市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加するなどして、人材育成に努める。また、市は県と連携して、又は専門家を招へいする等により、次に掲げる事節等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。
 - ① 原子力防災体制に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
 - ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
 - ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑧ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
 - ⑨ 避難退域時検査、安定ヨウ素剤予防服用等に関すること
 - ⑩ その他緊急時対応に関すること

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

- 市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市、県、警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

① 輸送に係る事業者等

- 輸送に係る事業者等は、次に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。
 - ① 市、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
 - ② 消火、延焼防止の措置
 - ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
 - ④ モニタリングの実施
 - ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
 - ⑥ 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
 - ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
 - ⑧ その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

② 県及び市

- 県及び市は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の市民等の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

③ 警察

- 警察は、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

④ 消防機関

- 消防機関は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

ただし、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 通報連絡、情報収集活動

- 市は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する連絡があった場合、速やかに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

① 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

情報収集事態が発生した場合

- 市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

警戒事態又は施設敷地緊急事態に関する通報があった場合

- 市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値（毎時 $5\mu\text{Sv}$ ）の検出を発見した場合

- 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態等発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行う。
- 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者等に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

② 応急対策活動情報の連絡

警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時国、市、警察及びその他防災関係機関に連絡するなど、相互の連絡を密にする
- 市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連絡を取る。

全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

- 県は、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、原子力施設の状況やモニタリング情報、市民避難や屋内退避の状況等について、常時継続的に必要な災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。
- 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、原子力事業者、その他防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。
- 市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連絡を取るとともに、講ずべき措置について県と調整を行う。

第2節 活動体制の確立

- 市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

① 市の活動体制

原子力災害警戒体制

- 市は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒本部体制に移行できる体制をとる。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生との連絡があったとき。 ・原子力事業所において警戒事態が発生した旨の連絡が県からあったとき。 ・市長が必要と認めたとき。
体制をとる部（班）	別途マニュアルにて定める。
原子力災害警戒体制の廃止	<p>原子力災害警戒体制の廃止は、次の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の状況に鑑み、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき。 ・原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

原子力災害警戒本部体制

- 市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）発生について県から連絡があったとき。 ・原子力事業所における施設敷地緊急事態発生について県から連絡があったとき。 ・市長が必要と認めたとき。
体制をとる部（班）	別途マニュアルにて定める。
原子力災害警戒本部体制の廃止	<p>原子力災害警戒本部の廃止は、次の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結又は事故対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき。 ・災害対策本部が設置されたとき。

災害対策本部体制

- 市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・本市又は県の地域の一部が原災法第15条第2節に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。 ・本市又は県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態が発生した場合。 ・市長が必要と認めたとき。
体制をとる部（班）	別途マニュアルにて定める。
災害対策本部体制の廃止	<p>災害対策本部の廃止は、次の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 ・災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めるとき。

② 応援要請及び職員の派遣要請等

- 市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。
- 市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都市との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

③ 自衛隊の派遣要請等

- 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編による。

第3節 防災業務関係者の安全確保

- 市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

① 被ばく管理のための連携確保

- 市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部（又は、現地災害対策本部）と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

② 防護対策

- 市は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- 市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県やその他防災関係機関に対し、防災資機材の調達を要請する。

③ 防災業務関係者の被ばく管理

- 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- 市は、県と連携し職員の被ばく管理を行う。
- 市、県、警察は、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

第4節 緊急モニタリング活動

- 市は、県、国、関係機関等が実践する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移動手段の提供等に協力できる体制の整備に努める。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

- 市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断した場合は、市は、県の指示に基づき、住民に対し屋内退避の指示等を行う。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

① 避難・屋内退避の対応方針

初動時における予防的対応（屋内退避）

○ 施設敷地緊急事態発生時

市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は県の独自の判断による指示・助言を参考に屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

○ 全面緊急事態発生時

市は、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を継続する。

○ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

市は、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、県からの指示に基づき屋内退避を指示する。

避難等に係る判断、指示

○ 市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後、県を通じて国からの指示があった場合は、住民に対し、避難を指示する。

このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

② 避難の実施

○ 市及び県は、「広域避難方針」に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。県外への避難が必要となった場合には、広域避難方針に基づき対応するとともに、中部9県1市相互応援協定、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

○ 避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、県及び市が所有する車両又は県及び市が支援要請した公共輸送機関による避難を行う。

○ 市は県と協力し、市民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。また県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

○ 県及び市は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

③ 避難所

○ 市は、県の支援のもと、避難所の適切な運営管理を行う。原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり。

避難所の確保

○ 市は、県と連携し、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

○ 市、県は国と連携し、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、他の施設への移動を避難者に促す。

- 市、県は、国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、
- 必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

避難者への心身のケア

- 市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

- 市は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事節等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 要配慮者等への配慮

- 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、二次避難所への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第7節 原子力災害医療活動

- 市は、県に協力し、緊急時において市民等を原子力災害から保護するため、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の予防服用等の原子力災害医療活動に必要な体制を整備する。

① 市民に対する避難退域時検査の実施

- 市は、県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力する。

② 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

- 市は、国の指示に基づき、県から安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示された場合は、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、住民に対し安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。
- 安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁平成25年7月19日作成。令和3年7月21日最終修正。）によるものとする。

第8節 飲食物の摂取制限・出荷制限並びに飲食物の供給・分配

① 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除

- 市は、指針の指標を踏まえた国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、市民に周知する等、必要な措置を講じる。

② 農林水産物等の採取及び出荷制限

- 市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえ農林畜水産物の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。また、市は実施する措置について、県とともに内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

③ 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

- 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第9節 緊急輸送活動

- 市、県及びその他防災関係機関は、原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

① 緊急輸送活動

緊急輸送の対象

- 緊急輸送の対象は、以下のものとする。
 - ① 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
 - ② モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
 - ③ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
 - ④ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ⑤ その他緊急に輸送を必要とするもの

緊急輸送の順位

- 緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材

第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材

第4位 市民の生活を確保するために必要な物資

第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

緊急輸送体制の確立

- 市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第10節 市民等への的確な情報伝達活動

- 市は、国及び県と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

① 市民等への情報提供活動

市民への広報

- 市は、市民等への情報提供を図るため、次の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。
 - ① 市防災行政無線
 - ② 広報車
 - ③ 自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員との連携
 - ④ その他の方法
- また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。
 - ① 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
 - ② 緊急事態応急対策の実施状況
 - ③ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
 - ④ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
 - ⑤ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

実施方法

- 市民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。
 - ① 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
 - ② 市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

広報内容及び要配慮者への配慮

- 市は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果

等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事節、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。

② 市民等からの問い合わせに対する対応

- 県及び市は、市民等からの問い合わせに速やかに対応するため、窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

第11節 文教対策

- 学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

① 生徒等の安全確保措置

- 学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。
- 学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

② 避難所となる場合の対応

- 公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の受入れをはじめとした避難所運営を支援する。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

① 輸送に係る事業者等

- 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報する。県は、通報の内容を市に連絡する。また、当該事故に伴い特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を国、県、市、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。
- 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに

必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

② 県及び市

- 県及び市は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民避難指示等必要な措置を講じる。

③ 警察

- 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

④ 消防機関

- 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

- 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

- 市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

- 市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

- 市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

① 災害地域住民の記録

- 市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

② 災害対策措置状況の記録

- 市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

- 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

- 市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第8節 被災中小企業等に対する支援

- 市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第9節 心身の健康相談体制の整備

- 市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。